サステナビリティの論点 II

アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告の状況

世界とアジア太平洋地域のサステナビリティ報告に係る要求事項とこれまでの道のりについての洞察

本レポートは、英語版のSustainability Counts II（2023年7月19日版）を翻訳し、2023年9月30日現在までの主要な進展について訳注にて情報を追記したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

pwc

NUS National University of Singapore | Centre for Governance and Sustainability NUS Business School

目次

01 報告書のハイライト 03

02 サステナビリティ報告および保証に関するグローバルな進展 06

03 アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告および保証に係る要求事項 27

04 アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告の状況：洞察 30

05 サステナビリティ報告の課題への対応 61

06 付属資料 68

07 PwCグローバルネットワーク 84

本レポートのセクション2、3および付属資料の内容は、2023年5月時点までに入手可能であった情報に基づいています（報告要件の更新を除く）。セクション4で行った調査の内容は、2023年1月時点までに入手可能であった最新のサステナビリティ報告書および年次報告書に基づいています。主要な用語、略称、略語の用語集は付属資料に記載されています。

01

報告書のハイライト

報告書のハイライト

PwCのレポート「サステナビリティの論点」は2022年5月に第1弾が発行され、アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告の状況を浮き彫りにしました。本レポートは、「サステナビリティの論点」の第2弾であり、この地域における1年間の進展についての最新情報を提供しています。

サステナビリティ報告の基準やフレームワークのグローバルな発展

- 2023年に、サステナビリティ報告をめぐっては欧州の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるIFRSサステナビリティ開示基準、米国証券取引委員会（SEC）による気候関連開示規則案という、**「ビッグ3」による基準案**をはじめとして、大きな進展が見られました。
- この他の大きな展開として、**グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）による2021年GRIスタンダードの改訂**があります。これは、組織が経済、環境、人々に及ぼすインパクトをより重視するようにしたものであり、2023年1月1日以後の報告に適用されています。2023年9月には、**自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）**の最終勧告が予定されています（訳注：TNFD最終提言は2023年9月18日に公表されました）。
- 複数の基準の対象となる企業は、**基準間の相互運用性**をめぐる動向を常に把握しておく必要があると考えられます。
- 企業は、**基準の適用可能性を評価し、戦略的ロードマップと運用計画を策定する**など、実務的な対応を取る必要があります。
- 多くのステークホルダーが企業のサステナビリティ情報に信頼性を求めていることから、**サステナビリティ報告書における保証の重要性はますます高まっています**。
- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）は現在、**サステナビリティ報告の保証に関する新しい包括的な基準の開発**に取り組んでおり、2023年に公開草案を公表し、2024年に最終承認を得ることを予定しています（訳注：IAASBは2023年8月2日に国際サステナビリティ保証基準の公開草案を公表しました）。

アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告の今後

- アジア太平洋地域の各法域では**規制当局がサステナビリティ報告に注目するようになっています**。調査対象となった同地域の大半の法域で、サステナビリティ報告の義務化が既にされているか、義務化が予定されています。
- 気候関連の報告に**TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みを利用する事例も増えており**、調査対象としたアジア太平洋地域の14の法域のうち、7つの法域がTCFDに基づく報告の義務化を検討するか、既に義務化しています。
- アジア太平洋地域では保証を義務付ける動きが見られ、何らかの形で保証を要求する法域は4つに及んでいます。

アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告の状況

- **GRIフレームワークは**調査対象企業の**81%**が採用しており、アジア太平洋地域における**サステナビリティ報告基準として主流となっています**。各法域がISSBの採用や対応、あるいはCSRDや米国SECの要求事項への対応をどのように進めるかという点が現在、注目されています。

- **TCFDフレームワークの利用は21ポイント増加**し、企業の57%となっています。気候関連のリスクと機会の開示は2022年には88%に達しました。また、89%の企業が気候シナリオ分析を実施しています。

- 調査対象の80%の企業が自社の排出量を開示しており、**スコープ1とスコープ2の排出量の測定は成熟期に達しつつあります**。スコープ3の排出量の測定に関しては、日本以外のアジア太平洋地域の大半の企業において、**透明性と正確性の向上に向けたさらなる努力が必要**です。

- 大半の法域で、企業は環境・社会・ガバナンス（ESG）目標を掲げていますが、ネットゼロ目標の設定を開示している企業は51%にとどまり、課題となっています。目標設定には、SBTイニシアチブ（科学に基づく目標設定イニシアチブ、SBTi）の認定を受けた、科学に基づく目標設定が含まれます。

- アジア太平洋地域では、韓国と台湾を除き、サステナビリティに関する外部保証はまだ十分ではありません。また、合理的保証を求める企業や内部保証を実施する企業も非常に少数です。

さらに前進するには：サステナブルな成功を推進するのは透明性

- サステナブルな未来の実現は、**サステナビリティの目標と戦略を正しく置く**ことから始まります。

- そのためには、**サステナビリティ報告の基準やフレームワークとして何が求められ、適切であるかを評価し、選択することで、**自社のサステナビリティの優先順位や野心的目標の状況を伝える必要があります。ESGの指標、プロセス、システム、統制の確保が透明性のためには欠かせません。

- サステナビリティ報告書の利用者にとって有用な正しいESG情報を提示する上では、**データの品質**が最重要です。また、データに対する信頼性を構築するためには、**データの検証**が不可欠です。

- **開示の向上を通してESGを事業戦略やリスク管理プロセス、パフォーマンス測定に統合すること**で、企業の持続的な成功を導くことが可能です。ESGリスクを軽減し、コスト削減を実現し、ESGリスクを長期的な価値創造を生み出す新たな機会に変えることができるのです。

02

サステナビリティ報告および保証に関するグローバルな進展

サステナビリティ報告の状況

世界がさまざまなサステナビリティ課題に取り組む中、投資家、規制当局、その他のステークホルダーからサステナビリティ課題に関する透明性の向上を求める声が高まっており、一貫性があり、比較可能で信頼性のあるサステナビリティ報告のための基準の開発に世界的な注目が集まっています。2023年にサステナビリティ報告に関して大きな進展が見られた主な分野を以下に挙げています。

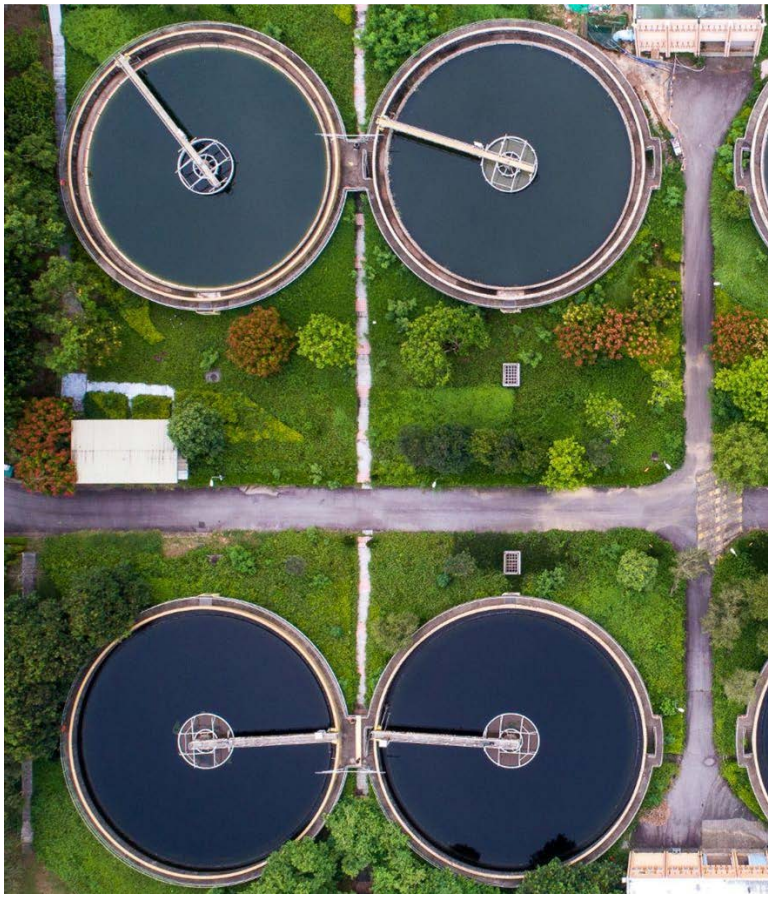

「ビッグ3」による基準案

- 2022年には、複数の法域の規制当局や基準設定機関がサステナビリティ報告の変革を目指す最終的な提案を発表しました。サステナビリティ報告は今、「ビッグ3」による基準案に注目が集まっています。

  (1) **エフラグ(欧州財務報告諮問グループ、EFRAG)**:CSRDの一環としての欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)**[訳注:ESRSは2023年7月31日に最終化されました]**

  (2) **国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)**:IFRSサステナビリティ開示基準**[2023年6月26日にS1号およびS2号が最終化され公表済み]**

  (3) **米国証券取引委員会(SEC)**:投資家向けの気候関連開示の強化および標準化(気候関連開示規則案)**[未定]**

- 3つの提案はそれぞれ、そのポイントと企業に対する潜在的な影響が異なります。例えば、ISSBの最終基準と米国SECの提案は財務マテリアリティに焦点を当てているのに対し、ESRSはダブルマテリアリティ(財務マテリアリティとインパクトマテリアリティ)に焦点を当てています。

- 「ビッグ3」による基準案は急速な進展を見せていますが、その進捗は異なります。CSRDは2023年1月に発効し、ESRSは2023年6月に採択される見込みです(訳注:ESRSは2023年7月31日に欧州委員会により採択されました)。ISSBは2023年6月26日に最初の2つの基準を公表しました。

- EFRAGおよび米国SECの提案は規制当局による義務化の対象となりますが、ISSB基準の採用は個々の法域によります。

その他の動向

- 現在、サステナビリティ報告に最も広く使われている基準はGRIスタンダードです。2021年の改訂GRIスタンダードは2023年1月1日以後の報告に適用されますが、この改訂でマテリアリティに対するアプローチがよりインパクトマテリアリティを重視するものとなりました。

- 2023年9月にTNFDによる最終提言が公表される予定です(訳注:TNFD最終提言は2023年9月18日に公表されました)。

企業はこれらの基準の適用可能性を評価し、その進展を常に把握しておくことが大切です。基準や規則によってはまだ最終化されていないものもありますが、展開は急速であり、企業は早めに計画を立て、今から実務を進めておくことが望まれます。例えば、評価の早期実施、戦略的ロードマップや運用計画の策定の開始などが可能です。

「ビッグ3」による基準案

(1) EFRAG

2021年4月、欧州グリーン・ディールを背景に、欧州連合（EU）内で2050年までに気候中立に到達するという最終目標と野心的なサステナブルファイナンス戦略の下、欧州委員会（EC）が企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を公表しました。CSRDの狙いは、サステナビリティ報告を財務報告と同等のものにすることです。

CSRDは2022年11月に欧州議会とEU理事会で採択され、2022年12月にEU官報に掲載されました。

CSRDは2023年1月5日に発効しました。EU加盟国には、CSRDを自国の法令に置き換えるための18カ月の期間が与えられています。

新しい要求事項によって、EUおよびEU域外に本社を置く企業を含め、非常に多くの企業が直接的な影響を受けます。サステナビリティ情報は、当初は限定的保証の対象となり、後の段階で合理的保証に移行します。

CSRDにより、幅広いサステナビリティのトピック（気候変動、生物多様性と生態系、労働力、影響を受けるコミュニティ、企業行動など）を網羅する包括的で詳細な開示が要求されることになります。開示要求の詳細は、EFRAGが開発するESRSによって規定されます。

ESRSの公開草案は、2022年4月29日に市中協議のために公表されました。2022年11月にEFRAGはESRS草案をECに提出しました。

最終化：ESRSは2023年7月／8月にECにより採択される見込みであり、初めにCSRD対象となる企業群では2024年度から適用開始となります（訳注：ESRSは2023年7月31日に採択されました）。

CSRDの範囲と適用開始年度

企業の分類別の適用条件（要約）

2025年（2024年度に関する報告）

既に非財務報告指令（NFRD）の対象となっている企業

- NFRDは、従業員500人超の社会的影響度の高い事業体（PIE）（上場事業体、保険事業体、銀行）に適用されます。
- 大企業とは、総資産が2,000万ユーロ超、または売上高が4,000万ユーロ超のものと定義されています。
- しかし、加盟国によってはこの他の事業体をPIEに指定していることがあるため、各国の要求事項を各企業において検討する必要があります。

2026年（2025年度に関する報告）

新たにCSRDの対象となる企業（上場企業および大企業）

- 上場企業、非上場大企業、大規模グループの親会社
- 大企業とは、総資産が2,000万ユーロ超であるか、売上高が4,000万ユーロ超であるか、従業員が250人超であるかの、いずれか2つ以上に該当するものと定義されています。

2027年（2026年度に関する報告）

上場中小企業

- 上場中小企業（SME）には、適用を2年延期する選択肢があります。
- 上場中小企業は、「小企業」と「中企業」に分けて定義されていますが、これらの事業体をまとめると、総資産が35万ユーロ超2,000万ユーロ未満であるか、売上高が70万ユーロ超4,000万ユーロ未満であるか、平均従業員数が10人超250人未満であるかの、3つのうちいずれか2つ以上を満たすものと定義されています。

2029年（2028年度に関する報告）

EU域外グループ

- EU域外企業で、欧州において一定の基準を満たす1社以上の子会社または支店を有し、直近2事業年度においてEUにおける連結売上高が1億5,000万ユーロを超える企業

対象企業はどの報告基準を適用することになるか

さらに複雑なことに、CSRDの範囲に含まれる企業が全て同じ基準を適用するわけではありません。以下3つの報告基準のうちどれを適用する必要があるかは、状況によって異なります。

ESRS：ECには12の基準が提出されており、2023年6月に採択される予定です（訳注：ESRSは2023年7月31日に採択されました）。

EU域外企業向け基準：EU域外の法域に所在し適用対象となっている一定の企業に対して、グローバルな連結レベルでの適用が求められる基準です。

簡易版の基準：EUの規則で定義されている特定の中小企業、小規模で複雑でない組織、キャプティブ保険事業体に適用される基準です。

簡易版の基準に関する作業ペーパーは、2023年3月のEFRAGサステナビリティ報告審議会で議論されました。EU域外企業向けの基準はまだ開発されておらず、時期も不明です。幅広い情報開示の可能性が考えられることから、企業においては先送りすることなく、ESRSへの理解を深め、評価を始めることを勧めます。

CSRDは、EUの上場企業や大企業だけに影響を与えるものではありません。欧州以外に拠点を置く多くの企業がサステナビリティ報告と保証を求められることになります。

CSRDの範囲と適用可能性の評価を早期に行い、適切な計画立案に着手することを推奨します。

EUニュースレター「サステナビリティ報告」

EUにおけるサステナビリティ報告の展開に関する最新情報は、2023年6月に発行されたPwCのニュースレターをご参照ください。

(2) ISSB

企業に透明性のある財務関連サステナビリティ開示を求める喫緊の要請に応えるべく、2021年11月にグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、IFRS財団の評議員がISSBの設置を発表しました。2022年には、気候開示基準審議会（CDSB）とバリュー・レポーティング財団（VRF）のIFRS財団への統合が完了しました。ISSBは、ISSBの作業とサステナビリティ開示に関して各法域で進められている取り組みとの互換性を高めるため、他の国際機関や法域と緊密に協力しています。

ISSBは、一般目的財務報告書の主要な利用者[1]の情報ニーズに応えるように設計された、サステナビリティ開示の包括的でグローバルな基準を開発することを目的としています。2022年3月31日に、ISSBは2つの公開草案、すなわちIFRS第1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項（IFRS S1号）」および「気候関連開示（IFRS S2号）」を市中協議のために公表しました。ISSBは2023年6月26日に初の報告基準を公表しました。最初のIFRS S1号およびIFRS S2号は2024年1月1日以後に開始する年次報告期間から効力が発生します。IFRS S1号とIFRS S2号の両方を同時に適用する場合に限り、早期適用が認められています。

ISSB：計画、範囲、時期

IFRS財団の評議員会は、新たな審議会の戦略的方向性について以下の見解を持つに至りました。

- 評議員会はIFRS財団のガバナンス構造の下にISSBを設立
  - 主要な利用者の意思決定にとって重要な情報に焦点を当てる
  - ESGとサステナビリティを範囲とする（気候を優先する）
  - 既存の基準やフレームワーク（TCFD、GRI、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）など）をベースとする
  - ビルディングブロック・アプローチを採用し、グローバルに一貫したベースラインを達成する（主要な法域と連携する）
- 評議員会は、ISSBによるサステナビリティ基準の設定のためIFRS財団の定款を修正することについて公開草案を公表（コメント期限は2022年7月29日）
- 2021年11月にISSBの設立をCOP26で発表（VRFとCDSBの統合を含む）
- 全ての基準はTCFDによる4つの柱のアプローチがベース

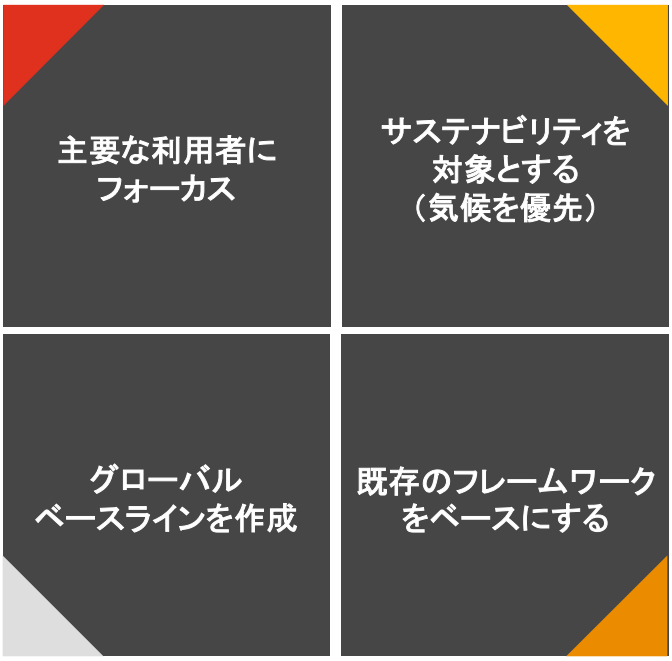

ISSBの戦略的方向性と主な検討事項

- 主要な利用者の情報ニーズの充足と投資家の意思決定に影響する情報開示への対応に重点を置くこと
- 既存のフレームワークや基準をベースとすること
- 投資家が世界で共通の情報にアクセスでき、かつ、各法域が採用し、法域独自の法規制と組み合わせることができるようなグローバルベースラインを作成すること
- 気候から始め、その他の環境、社会、ガバナンスの課題へと対象を広げていくこと

1 既存および潜在的な投資家、貸手、他の債権者

IFRSサステナビリティ開示基準の全体構成

投資家に照準

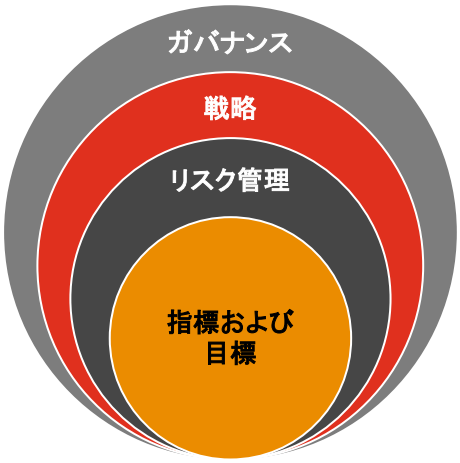

共通部分：TCFDの構成をベースにしたコアコンテンツ

IFRSサステナビリティ開示基準の全てに使用されるコアコンテンツ

この基準は、企業の見通しに影響を及ぼすと合理的に予想される全てのサステナビリティ関連のリスクおよび機会についての重要な情報を開示することを企業に要求しています。

企業のサステナビリティ関連のリスクおよび機会は、企業と企業のバリューチェーン全体にわたるステークホルダー、社会、経済、自然環境との相互作用から生じます。例として、水や人的資本の質、利用可能性、入手可能性が挙げられます。

IFRSサステナビリティ開示基準：IFRS S1号およびIFRS S2号

2023年6月26日に、ISSBは2つのISSBサステナビリティ開示基準、すなわちIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」を公表しました。詳細については、2次元コードを参照してください。

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」

IFRS S1号の主要点を1ページにまとめました。なお、本資料はあくまで概要であり網羅的なものではありません。詳細をより包括的に知るには、IFRS S1号および本文書の詳細をご参照ください。

目的

一般目的財務報告書の主要な利用者[1]が企業に資金を提供する際の意思決定にとって有用な、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報の開示を企業に要求します。

1 既存および潜在的な投資家、貸手、他の債権者

なぜ有用か

短期、中期、長期にわたりキャッシュフローを生み出す企業の能力は、そのバリューチェーン全体に存在するステークホルダー、社会、経済、自然環境と密接に関連していると認識されています。サステナビリティ関連のリスクと機会に関するこのような情報は、主要な利用者にとって有用です。

何を開示すべきか

企業の見通し[2]に影響を与えることが合理的に予想される、サステナビリティ関連の全てのリスクと機会。見通しに影響を与えると考えられる「重要性のある情報」を開示する必要があります。

2 キャッシュフロー、ならびに、短期・中期・長期にわたる資金調達や資本コスト

概念的基礎

重要性

情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性があります。

適正な表示

情報は、以下のようなものでなければなりません。

1. 比較可能である
2. 検証可能である
3. 適時性がある
4. 理解可能である

報告企業

報告企業は関連する財務諸表と同一でなければなりません。

つながりのある情報

以下とのつながりのある情報が求められます。

- サステナビリティ関連の各リスクおよび機会
- サステナビリティ関連財務開示（G,S,R,MT）
- サステナビリティ関連財務開示とその他の一般目的財務報告書

コア・コンテンツ

ガバナンス（G）

- ガバナンス機関：
  - 付託事項における責任
  - スキルおよびコンピテンシー
  - ガバナンス機関に対する情報更新の方法と頻度
  - サステナビリティ関連のリスクおよび機会とそれに対する戦略
  - 目標設定、関連する指標が報酬に反映されるか
  - 経営者の役割

戦略（S）

- 戦略および意思決定
- ビジネスモデルとバリューチェーン、財政状態、パフォーマンス、キャッシュフローに与える、現在の、および予想される短期・中期・長期にわたる影響
- 定量・定性情報の開示
- 不確実性に適応する能力（レジリエンス）

- **プロポーショナリティへの対応および「予想される財務的影響」の適用促進のために導入された文言：**
  - 過大なコストや労力をかけずに
  - スキル、能力、資源に応じた
  - 個別に識別不能である
  - 測定の不確実性が高い

（上記の規定に依拠して定量的情報を提供しない場合、理由と定性的な説明を開示）

リスク管理（R）

- サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関するリスク管理プロセス、および全体的なリスク管理プロセスにおける統合
- インプットとパラメータ
- シナリオ分析／レジリエンス評価
- 性質、発生可能性、規模
- 識別、調査、優先順位付け、モニタリングのプロセス

指標および目標（MT）

- 該当するIFRSサステナビリティ開示基準（IFRS S2号など）で要求される指標
- **該当するIFRSサステナビリティ開示基準が存在しない場合：**
  - SASBを参照し、考慮しなければならない
  - CDSB、他の基準設定主体、適切なベンチマーク企業、GRIおよびESRS[3]を参照し、考慮することができる

サステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別方法

ガイダンスの情報源

- **IFRSサステナビリティ開示基準を適用しなければならない**
- 加えて、SASBを参照し、考慮**しなければならない**
- 以下を参照し、考慮することが**できる**：
  - 水関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンスおよび生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス
  - その他の基準設定機関の要求事項（一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすように設計されたもの）
  - （産業や地理が）類似する事業体が識別したサステナビリティ関連のリスクおよび機会

その他のガイダンスの情報源[4]

- リスク管理プロセス
- 同業他社の実績
- 外部格付、報告書、統計

プロポーショナリティに対応するための軽減措置

過大なコストや労力をかけることなく、報告日に入手可能な全ての合理的かつ裏付け可能な情報によって、サステナビリティ関連のリスクと機会およびバリューチェーンの範囲を識別する

その他特記事項

- 開示場所
- 報告の時期
- 準拠表明
- 判断、不確実性、誤謬
- 商業上の機密情報
- 比較情報：指標と誤謬
- 発効日：2024年1月1日

経過措置（初年度）

- 財務報告と同時ではなく、財務報告の公表後とすることが許容される（ただし、翌年度のどの時期とするかは条件有り）
- 気候関連のリスクと機会に関する情報に限定できる[5]
- 比較情報は不要

3 GRIおよびESRSの参照は、事業体がサステナビリティ関連のリスクと機会を識別した後に、どのような情報を提供するかを識別するためにのみ認められています。
4 これらのガイダンスの情報源は、何が合理的かつ裏付け可能な情報であるかを考慮する一環として用いることができます。
5 詳細は14ページ参照

IFRS S2号「気候関連開示」

IFRS S2号の主要点を1ページにまとめました。なお、本資料は<u>あくまで概要であり網羅的なものではありません</u>。詳細をより包括的に知るには、IFRS S2号および本文書の詳細をご参照ください。

IFRS S1号では全体的な要件が規定されていますが、IFRS S2号ではより具体的に、気候関連のリスクと機会に関する補足的な要件が規定されています。本セクションでは、IFRS S2号に特有の追加要件を取り上げます。

S1号の概念的基礎とコアコンテンツ

サステナビリティ関連のリスクと機会および気候関連のリスクと機会が統合的に管理されている場合、不必要な重複を避ける

戦略

- 気候関連の移行計画に関する情報
- 識別した気候関連リスクが物理的リスクまたは移行リスクであるかを説明
- **IFRS S2号の産業別適用ガイダンス***に記載の産業別開示トピックを参照し考慮する
- 気候関連の目標の達成計画
- 企業の状況に見合ったアプローチを用いて気候レジリエンスに関するシナリオ分析を行う必要あり

指標および目標

指標:

- スコープ1およびスコープ2(ロケーション基準)のGHG排出の絶対総量を連結グループとその他の投資先に分解
- 温室効果ガスプロトコルに則ったGHG排出量を測定(法域で異なる方法が求められる場合は除く)
- 過大なコストや労力をかけることなく、報告日に入手可能な全ての合理的かつ裏付け可能な情報を用いたスコープ3のGHG排出の絶対総量
- スコープ3測定フレームワークの適用。直接的な測定値に基づくデータ、特定の活動からのデータ、適時性があり検証されたデータを用いたインプットおよび仮定を優先
- 資産運用、普通銀行、保険会社のファイナンスに係る排出に関しては追加的な開示
- 気候関連のリスクまたは機会に対して脆弱である、または整合している資産や事業活動の価額と割合
- 資本投下
- 内部炭素価格
- 気候関連の事項に関連する役員報酬の割合
- **IFRS S2号の産業別適用ガイダンス***における産業別指標

目標:

- 気候変動に関する最新の国際協定が目標にどのように取り入れられたか
- 目標設定・見直しの考え方
- GHG排出目標については:
  - どのGHGを対象としたか
  - スコープ1、2、3のGHG排出が対象となっているか
  - GHG目標の総量、または総量と正味量
  - セクター別の脱炭素化アプローチを使用しているか
  - 炭素クレジットの利用計画(利用範囲を含む)、第三者機関によるスキームの検証または認証、種類(自然由来か技術由来か、削減か除去か)
- **IFRS S2号の産業別適用ガイダンス***に記載の産業別開示トピックを参照し考慮する

その他特記事項

経過措置(初年度)

- 初年度は温室効果ガスプロトコル以外の測定方法が利用可能
- スコープ3のGHG排出を開示する必要はない

これに伴い、翌報告期間において前期比較を表示する際には救済措置を継続可能

* IFRS S2号の産業別適用ガイダンスは、SASBスタンダードにおける産業別要求事項がベースとなっています。

最終化されたIFRS S1号およびS2号に含まれる特徴や要求事項は、ここ数カ月間に行われたISSBの暫定決定と全体として合致しています。その例は以下のとおりです（これらに限定されるものではありません）。

サステナビリティ関連のリスクと機会に関する開示を識別する際のガイダンスの情報源

- 関連するIFRSサステナビリティ開示基準がない場合、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する開示を識別する際にGRIおよびESRSを参照することが可能

スコープ1、2、3の排出の開示

- 報告企業にスコープ3排出の開示を要求
- スコープ2排出の開示はロケーションベースで行う必要

気候変動シナリオ分析

- 企業の状況に見合ったアプローチを用いて気候レジリエンス評価に関するシナリオ分析を行う必要
- IFRS S2号はTCFDガイダンスに基づいており、適用をサポートする

主要な概念を明確にするための用語修正

- ISSBは、開示要求事項は主要な利用者の情報ニーズを満たすことを主眼とするものであることを確認
- 評価の目的に「企業価値」という用語は使わない。企業価値の概念は取り除かれ、事業体が他者のために創造、保全、または毀損する価値と、事業体自身が成功し、目標を達成する能力との間の密接な関係との概念が導入された

プロポーショナリティ

- 企業が規模や能力に応じて基準への対応を進められるようなプロポーショナリティのメカニズムとして、「過大なコストや労力をかけることなく合理的で裏付け可能な情報」という概念と、スキル、能力、資源を考慮する規定を導入

経過措置

- IFRS S1号およびS2号の適用初年度における経過措置
  - IFRS S1号に、IFRS S1号およびS2号の適用初年度には気候関連のリスクと機会のみについて報告することを認める措置を導入。この1年目の経過措置を適用する企業においては、IFRS S1号の要求事項は、気候関連情報の開示に関連する範囲においてのみ適用される
  - 報告の時期に関する経過措置
  - 温室効果ガス（GHG）プロトコルに関する経過措置
  - スコープ3排出の開示に関する経過措置
  - 比較情報の開示

今後のアジェンダの優先順位およびプロジェクトの決定

- GRIおよびEFRAGとのつながり・運用性を支援
- デジタル報告を容易にするため、電子的に読み取り可能なデジタルタクソノミを開発
- 2023年5月に、 ISSBは、今後2年間のアジェンダの優先順位を決めるための参考として、アジェンダの優先順位に関する情報要請を公表。4つの潜在的な新規プロジェクトには、生物多様性・生態系・生態系サービス、人的資本、人権、統合報告（IR）フレームワークが含まれ、2023年9月1日まで意見募集を実施（詳しくは、PwC in Brief をご参照ください）
- 2023年5月に、SASBスタンダードの国際的な適用可能性を高めるための方法論に関する公開草案と、SASBスタンダードのタクソノミの改訂版が発行され、2023年8月9日までコメントを受け付け（詳しくは、PwC In Briefをご参照ください）

一貫性のあるグローバルベースラインがあることで、投資家にとっての情報の有用性と比較可能性が高まり、サステナビリティ報告基準間の相互運用性が促進されることになります。IFRSサステナビリティ開示基準が公表済みであることを考慮すると、企業は基準の要求事項を早期に理解し、準備を進めるべきだと考えられます。

企業は、ISSB基準を採用する法域があるか注意し、それらの法域における業務にどのような影響があるか評価を行うことが望まれます。ISSB基準は、CSRDおよび米国SECがそれぞれEUおよび米国の法規制の下で強制力を持つのとは異なり、個々の法域が採用または取り込みを行うかに依存します。シンガポール、香港特別行政区、日本、フィリピン、アフリカは、IFRSサステナビリティ開示基準を採用または組み入れる意向を示した国・地域の例です。ロードマップを作成する、キャパシティ上の制約を早期に特定する、ギャップへの対応計画を策定するなど、基準への準拠が必要になった場合に備えて十分な準備を行うことが求められます。

(3)米国SEC

- 2022年3月21日に、米国SECは、事業体による気候変動のリスクと影響の説明を求めるニーズに対応するため、新たな開示要求事項を提案しました。規則案は、登録届出書および定期報告書における開示を求めるものとなっています。提案された開示項目の中には、TCFDが策定した開示フレームワークに基づくものもあります。

- また、企業に炭素排出に関する情報の開示を求めています。規則案では、企業はスコープ1およびスコープ2のGHG排出の開示を義務付けられるとともに、これらの情報には段階的に保証を付すこととなっています。
スコープ3の排出に関しては、重要性がある場合、または企業がスコープ3の排出目標を設定した場合には開示の必要があります。

- さらにSEC登録企業は、財務諸表における特定の気候関連の測定指標と、関連する財務諸表注記を開示することが求められます。開示項目には、深刻な気象現象やその他の自然条件による財務的影響と、連結財務諸表において識別された気候関連リスクが含まれます。影響額の合計が当該会計年度の勘定科目の合計の1%未満である場合は、開示は要求されません。

- ほぼ全ての米国の公開会社および外国の民間発行体が、米国SEC規則の対象となる見込みですが、特定の開示と保証の要求は、登録状況などによって異なる可能性があります（小規模報告企業はスコープ3のGHG排出に関する情報の提供を義務付けられないなど）。

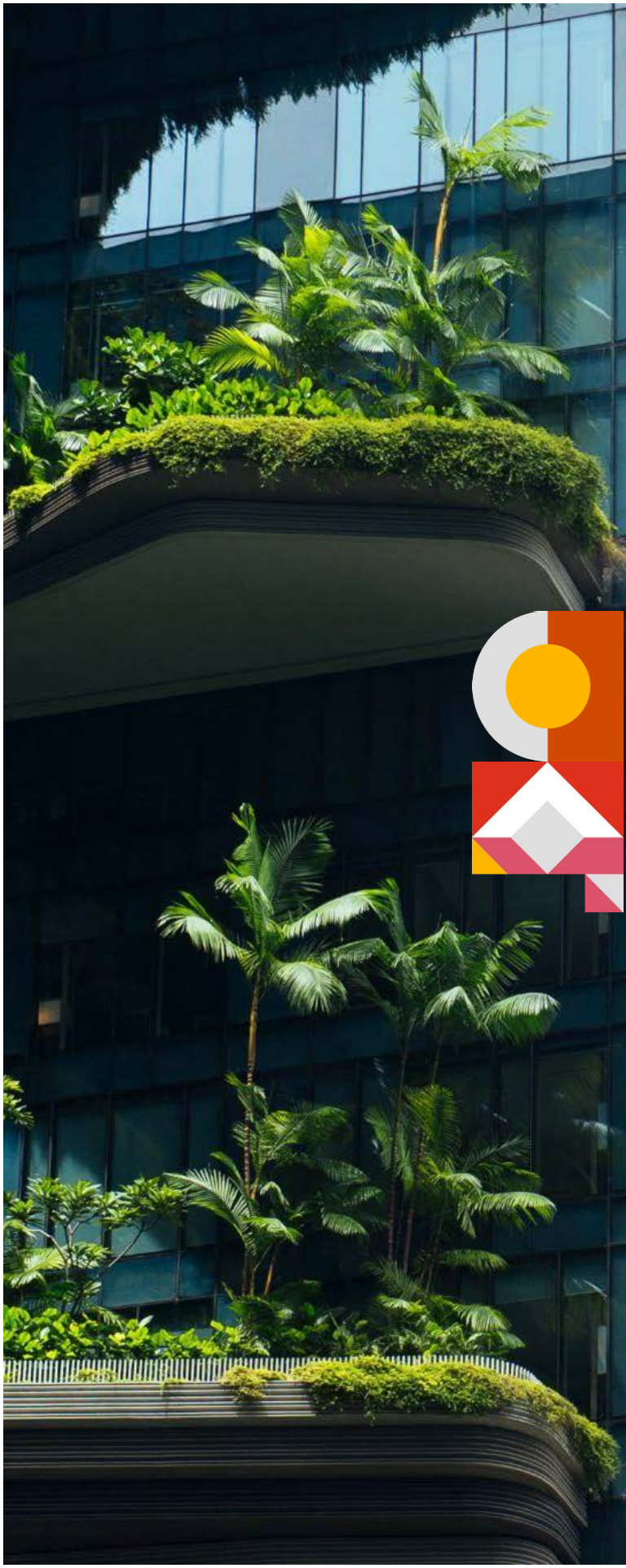

2022年3月に公表された米国SECの気候関連開示規則案に従うと、2022年12月に規則案が発効した場合の適用範囲は、12月決算会社において以下のとおりとなります。

登録企業の種類	全ての開示項目案（GHG排出の指標：スコープ1、スコープ2、および関連する排出原単位の指標）			GHG排出の指標：スコープ3および関連する排出原単位の指標
	開示	限定的保証（スコープ1およびスコープ2のGHG排出）	合理的保証（スコープ1およびスコープ2のGHG排出）	開示
大規模早期提出会社	2023会計年度（2024年の提出書類）	2024会計年度（2025年の提出書類）	2026会計年度（2027年の提出書類）	2024会計年度（2025年の提出書類）
早期提出会社	2024会計年度（2025年の提出書類）	2025会計年度（2026年の提出書類）	2027会計年度（2028年の提出書類）	2025会計年度（2026年の提出書類）
非早期提出会社	2024会計年度（2025年の提出書類）	免除		2025会計年度（2026年の提出書類）
小規模報告会社	2025会計年度（2026年の提出書類）			免除

最終化：2023年5月現在、米国SECの気候関連開示規則案はまだ最終化されていません。

特筆すべきこととして、この規則案が財務諸表監査および財務報告に係る経営者による内部統制の対象となる注記の開示および財務諸表外での開示を含むものであること、また、早期提出会社および大規模早期提出会社には温室効果ガスのアテステーション（保証）を求めるものであることが挙げられます。

気候関連の開示を財務諸表に含めるという注目点に加えて、規則案の要求が広範なものであることを考えると、企業は開示要求を理解し、運用への落とし込みを始めることが重要となります。米国SEC開示規則案の影響を受ける企業は、規則が最終決定される前から部門横断的なチームを編成し、提案されている要求事項の分析を開始することなどが望まれます。

「ビッグ3」による基準案の比較

これら「ビッグ3」による基準案はそれぞれサステナビリティに関する広範な開示を求めていますが、提案の範囲やその他の詳細は異なっています。EFRAG、ISSB、米国SECの基準案は、程度の差はありますがTCFDフレームワークを引用しています。また、3つの基準案の間にはいくつかの重要な相違点があります。例として主に以下のものがあります。

	EFRAG （2023年7月／8月に最終化予定） （訳注：2023年7月に最終化されました）	ISSB （2023年6月26日に最終化）	米国SEC （未定）
法的強制力	EFRAGが基準開発、CSRDが規制	基準の採用は法域による	米国SECが提案する公的な開示規制
範囲	EU内で相当程度の事業を行っている上場および非公開のEU企業またはグループ、ならびにEU域外企業またはグループ	基準の採用は法域による	ほぼ全ての米国SEC登録企業（外国の民間発行体を含む）
範囲に含まれるトピック	環境、社会、ガバナンスのテーマの幅広いトピック（うち1つは気候関連開示に特化）	気候およびその他のサステナビリティリスクに対応。将来的には他のテーマ別基準も予定されている	気候関連のリスクに対応。将来的には人的資本に対応する規則も予定されている
産業別開示	セクター別の基準を開発中	SASBスタンダードの開示トピックの適用可能性を「参照し検討する」ことが求められる	産業別開示は不要
重要性	マルチステークホルダー（ダブルマテリアリティに基づく）に焦点	主要な利用者がその情報に基づいて行う判断に影響を与えると合理的に予想される要因に基づいて評価される	投資家に焦点（財務諸表注記の定量的な開示には1%の明確な閾値が適用される）
GHG排出の報告	スコープ1、2、3が必要	スコープ1、2、3が必要	スコープ1と2が必要。スコープ3は、重要な場合、または削減目標に含まれている場合に必要（小規模報告会社は免除）
情報の開示場所	開示はマネジメントレポートにセクションを設けて行う	開示はマネジメントコメンタリーなど一般目的財務報告の一部に含めるが、場所については柔軟性あり	開示は年次報告書または登録届出書の個別セクションに記載。財務諸表注記には深刻な気候の影響および移行関連活動の開示を含める
保証	サステナビリティ情報は当初は限定的保証の対象となり、その後（期日未定）、合理的保証に移行	サステナビリティ情報の保証の要否は基準を採用する法域の規制による	スコープ1および2のGHG排出（限定的保証、後に合理的保証に移行）、財務諸表注記（財務諸表監査および財務報告に関する内部統制のアテステーションが求められることから保証の対象）
適用時期	2024年（2025年提出の報告書）から、事業体の種類別に段階的に適用	各法域での基準の導入方法による	提出企業の種類別に段階的に適用

これらの「ビッグ3」による基準案はそれぞれ、範囲などの詳細は異なりますが、どれも広範なサステナビリティ開示を要求するものです。基準案が地理的にどこまで適用されるか、バリューチェーン上の関係者がどこまで含まれるかを考えると、ほとんどの企業が何らかの形で影響を受けることが予想されます。

それぞれの基準案の適用可能性の評価と理解を早期に進め、適切な開示戦略と行動計画を策定することができれば、企業は複数の開示要求への対応を整えられるでしょう。サステナビリティに関する開示要求事項の理解と評価は、「ビッグ3」の基準案に限定されるものではなく、企業が事業を行っている全ての法域における要求事項を含めるべきだと考えられます。

最近の主な展開

重要性が課題

それぞれの開示規則案や基準は、重要性に対して異なる見方をしています。IFRSサステナビリティ開示基準と米国SECの気候関連開示規則案は財務マテリアリティ、GRIはインパクト、ESRSはダブルマテリアリティ（インパクトマテリアリティと財務マテリアリティ）にそれぞれ注目しています。定義および概念の要約は下図のとおりです。

インパクトマテリアリティ（インサイドアウト） ← → 財務マテリアリティ（アウトサイドイン）

インパクトマテリアリティ（実際または潜在的）

サステナビリティの課題が重要性を持つのは以下の場合です。

- 短期、中期、長期にわたって
- 人または環境に対する、企業による重要な、実際ないし潜在的なプラスまたはマイナスの影響に関わる場合（環境、社会、ガバナンスの課題）。

企業によって引き起こされた、または寄与した影響、ならびに事業上の関係を通じて企業の事業、製品、サービスに直接結びついている影響を含みます。

例：GHG排出

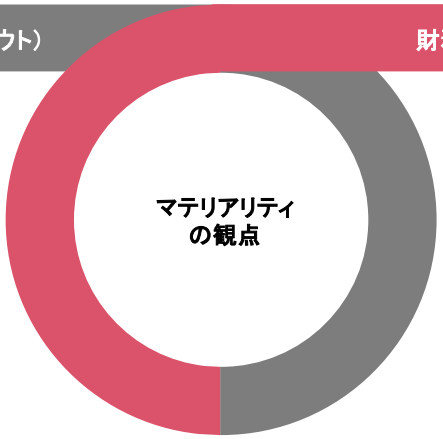

インパクトマテリアリティの定義を満たすか、財務マテリアリティの定義を満たすか、またはその両方である場合、サステナビリティ課題は「重要」である

財務マテリアリティ（見通しのみ）

サステナビリティの課題は、それが当該企業に重要な財務的影響を引き起こしているか、引き起す可能性がある場合には、重要性があります。これは以下の場合です。

- 短期、中期、長期にわたって
- 企業のキャッシュフロー、展望、業績、財政状態、資本コスト、資金へのアクセスに重要な影響を及ぼしている（または及ぼす可能性がある）リスクまたは機会を生み出している、または生み出す可能性がある場合。

例：カーボンプライシングによる効果など、事業体の将来のキャッシュフローに対するGHG排出の影響の評価

重要性の相違を考慮すると、企業は、インパクトマテリアリティから財務マテリアリティへの移行の影響、その逆の移行の影響、または両方の影響について、適用される基準に応じて評価すべきです。

マテリアリティの定義や概念には違いがあるものの、これらの開示規制案と基準には重複する部分もあります。特に、短期・中期・長期的なサステナビリティ課題の影響に関する重要性の評価という部分は考慮に値します。これらの課題の中には、複合的なものもあります。例えば、地元のコミュニティや地球に悪影響を及ぼす問題は、企業の評判を損ない、結果として財務上の悪影響をもたらす可能性があります。

相互運用性が鍵

ISSBは、他の国際機関や法域と緊密に協力し、グローバルベースラインを各法域の開示要求に組み込むことを支援し、より広範なステークホルダーを対象とした開示基準との適合性を確保しようとしています。

ISSBによる相互運用性を達成するための取り組みには、以下のものがあります。

- IFRS財団およびGRIは2022年3月に覚書を締結しました。
- 2022年4月、ISSBは欧州委員会、EFRAG、米国SEC、英国金融行動規制機構、中国財務省、日本の金融庁を含む法域の代表によるワーキンググループの形成を発表しました。
- 2022年11月、ISSBは、エジプトで開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）において、各国基準の相互運用性を最大化し、主要な気候関連開示を整合させるという共通の目的に向けて欧州委員会およびEFRAGと協力していることを発表しました。
- また、ISSBは、企業にSASBスタンダードの考慮を要求することを確認しました。企業は、CDSBの資料を有用な参考資料として考慮することも可能です。

IFRS S1号、S2号およびESRSの最終化の過程において、ISSBおよびEFRAGは、基準内の細かな用語の整備に注力し完成を目指しました。

これは2023年5月現在、複数の基準間での相互運用性を確保するための合意や意向として公になっているものです。

ISSBとGRIおよびESRS

2023年2月16日のISSB会議において、該当するIFRSサステナビリティ開示基準がない場合に、投資家の情報ニーズに合致する指標や開示を識別するため、GRIおよびESRSをガイダンスの情報源として参照することをIFRS S1号の付録に記載することが決議されました。

GRIとESRS

GRIはEFRAGと協力して、現在企業が行っているGRIベースの報告実務とプロセスをESRSに準拠させる方法について、技術的な指針を提供することを約束しました。

ISSBとTNFD

生物多様性条約第15回締約国会議である国連生物多様性会議（COP15）において、ISSBはTNFDの自然関連のリスク管理および開示アプローチを利用する意図があることを示しました。

サステナビリティ報告基準の相互運用性を確保することは、基準間の一貫性と比較可能性を達成するための鍵となります。複数の基準（GRIを含む）の対象になる企業は、これらの基準間の相互運用性をめぐる動向を把握しておく必要があります。十分な理解は、サステナビリティ開示戦略と運用に向けた適切なロードマップの構築を可能にするでしょう。

サステナビリティ報告の保証

国際監査・保証基準審議会（IAASB）は現在、サステナビリティ報告の保証に関する新しい包括的な基準である国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」の公開草案の開発に取り組んでいます。

草案は、全てのサステナビリティのトピック、それらのトピックについて開示される情報および報告フレームワークに適合するよう、原則主義のものとなる予定です。また、限定的保証と合理的保証の両方に対応します。基準は既存のIAASB基準と指針をベースに構築されます。公開草案は2023年に公表され、基準の最終承認は2024年に予定されています。

国際会計士連盟（IFAC）が2023年2月に公表した「The State of Play: Sustainability Disclosure & Assurance（サステナビリティ開示と保証の進捗報告）[1]」によると、調査対象のうち95%の企業がサステナビリティに関する情報をある程度開示しています。ESG報告に対して保証を受けた企業の割合は、2019年の51%から2021年には64%へと増加傾向にあります。保証水準では、2021年の報告書の80%が限定的保証に基づいています。

IFACの報告書の要約:

主な調査結果:2019 | 2020 | 2021

	2019	2020	2021
一定程度のESG情報を開示	91%	92%	95%
監査法人による保証業務の実施	63%	61%	57%
ISAE 3000（改訂）*を適用する監査法人	88%	94%	95%
一定程度の水準の保証を取得	51x%	58%	64%
限定的保証を取得	83%	82%	80%
ISAE 3000（改訂）を適用するその他のサービスプロバイダの保証を取得	34%	39%	38%

出典:IFAC「The State of Play: Sustainability Disclosure & Assurance」（2023年2月発行）より抜粋

* AICPAのアテステーション基準などISAE 3000（改訂）と少なくとも同程度の堅牢性を備えた各国の保証基準を含めると、ISAE 3000（改訂）またはそれと同様の各国基準を適用した企業の割合は、2019年が96%、2020年が96%、2021年が99%でした。

上記のIFACの報告書の数値は、世界21の法域にわたる1,350社の平均に基づいています。2023年1月までに入手できた最新の企業の報告書に基づきアジア太平洋地域の法域を対象に実施した調査（セクション4を参照）からは、調査対象企業のうち49%が外部保証を受けていることが分かりました。これは世界平均と比較すると低い水準にとどまっています。

[1]https://www.ifac.org/knowledge-gateway/contributing-global-economy/discussion/state-play-sustainability-assurance

投資家やステークホルダーがESG情報を重視していることから、信頼性には高い水準が要求されます。高い信頼性を築くためには、サステナビリティ報告書の外部保証が不可欠です。PwCの「グローバル投資家意識調査2022」[2]によると、調査対象となった投資家の大多数（87%）は、企業のサステナビリティ報告にはグリーンウォッシングが含まれていると認識しています。また、回答者の4分の3が、企業の財務諸表と同じ水準の保証（すなわち合理的保証）があれば、サステナビリティ報告の信頼性が高まるだろうと回答しています。

報告が効果的であるためには、それが適切で信頼できるものでなければなりません。報告されたサステナビリティ情報の信頼性を高めることは極めて重要であり、企業は財務業績と同様の厳密さとデータ品質をもってサステナビリティのパフォーマンスを追跡し、報告すべきです。外部保証を受けることは、サステナビリティ報告書に対する自信と信頼を高めることになるでしょう。

[2] https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/investor-survey.html

リーダーの見解：サステナビリティ報告を超えて

サステナビリティ報告は、単に業務におけるESGパフォーマンスの報告にとどまるものではありません。戦略的評価ツールであり、投資家やマルチステークホルダーとのコミュニケーションプラットフォームでもあります。報告基準、格付や指標は数多く存在するため、企業は、自社の報告フレームワークに付加価値を与えるような基準や指標を適用すべきです。企業は、サステナビリティ報告書を作成し、外部保証を受けるプロセスを通じて、組織におけるサステナビリティの意識を高め、能力を構築し、リスクの軽減と適応のための目標を内外のステークホルダー間ですり合わせることができるようになるでしょう。

ポイントは、整合性を取ることです。多様なステークホルダーと対話し、マテリアリティの検討をしっかりと定期的に実施することを通じて重要なESG課題を識別し、それらが企業のESG戦略における重点分野と整合しているか確認することが重要です。City Developments Limited（CDL）社は、2014年から年次でマテリアリティの検討を実施し、社内外のステークホルダーとの対話を行っています。対話を通して、経営資源をESG上位課題に集中し、リスクをチャンスに変えるための戦略や行動を描くことが可能となりました。これによりESGパフォーマンスが向上しただけでなく、日々変化するビジネス環境における将来への備えが強化され、規制当局、投資家、金融関係者、主要なステークホルダーの高まる期待に応えることができました。

サステナビリティ報告は、企業の強みと弱みに関する年次の健康診断のようなものと見なされ、事業とステークホルダーの双方にとって利益になるような継続的な改善を行うためのものとされています。堅牢なESG開示とサステナビリティ報告は、企業が投資家と効果的にコミュニケーションを図り、強靭性と成長を打ち立てるための行動に向けた資金を得ることにつながります。

ESG開示とサステナビリティ報告に関しては、投資家やステークホルダーに対してより説得力を持つには、一貫性があり、比較可能であり、かつ監査されている定量的な結果が必要であることから、データが非常に重要です。優れた開示は、データだけではなく、企業文化や経営方針、ガバナンス、オペレーション、そして何よりも成長戦略に対してESGをどのように戦略的に統合するか、明確に示すものでなければなりません。

データの完全性と信頼性を高めるためには、サステナビリティ報告書の外部保証が不可欠です。開示を始めたばかりの企業の場合は、内部監査を利用することで支援が得られるでしょう。

私たちは今、全ての国、経済や企業が、ネットゼロに向かうグローバルな競争に踏み出し、差し迫る気候危機に対処する必要がある時代に生きています。ネットゼロはサステナブルな地球に向けた私たちの北極星であり、国境やセクターを超えた共通の指標です。ESGのベストプラクティスとサステナビリティ報告の強化へと歩みを進めることは、目標達成への道筋をつけることにつながります。なぜなら、管理は測定することから始まるからです。

今後、さらに重要になると考えられる主なESGの動向を以下に挙げます。

- 急速に悪化する世界の生物多様性の問題に取り組むため、自然を考慮したソリューションを取り入れる
- ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンにより、性別だけでなく人種や年齢を含めた公平性に対する関心の高まりに対応する
- サプライチェーンマネジメントにより、中小のサプライヤーやベンダーがネットゼロに向けた競争に遅れないよう、公正なネットゼロへの移行を確保する

企業はサステナビリティを事業機会の発掘と成長機会の拡大に役立つ道程と見なし、事業のアドバンテージを高めていくことが望まれます。利用できるテクノロジーやソリューションはこれまで以上に増えています。サステナブルファイナンスやサステナブル投資も増加していることから、企業は堅固なESGパフォーマンスを提示することでその活用を図り、長期的なレジリエンスや成長には欠かせない飛躍的進歩を遂げる必要があります。

Esther An
最高サステナビリティ責任者
City Developments Limited

その他のサステナビリティ報告基準およびフレームワークの進展

GRIスタンダードの改訂（2023年1月1日以後に公表された報告書から適用）

GRIは1997年に設立されました。その目的は、企業が責任ある環境行動原則を確実に遵守するような説明責任のメカニズムを初めて創出することでした。これは後に拡大され、社会、経済、ガバナンスの課題を含むようになりました。2000年には、初のサステナビリティ報告のためのグローバルな枠組みとして、GRIの第1版が公表されました。2016年にGRIは、ガイドラインの提供から移行し、マルチステークホルダーを対象としたサステナビリティ報告のための初のグローバルスタンダード、すなわちGRIスタンダードを設定することとしました。

ステークホルダーからの透明性に対する要求の高まりに応えるため、GRIは2021年に共通スタンダードを改訂しました。この共通スタンダードの改訂は、GRIが2016年にガイダンスの提供から基準の設定に移行して以来、最も大きな更新です。新しいGRIスタンダードは、2023年1月1日以後に発行される報告書から適用されます。主な変更点には、人権の統合に対応する改訂、マテリアリティに対するアプローチの改訂とマテリアルな項目を決定するための新たなガイダンス、GRIスタンダードに従った報告における「コア準拠」と「包括的準拠」というオプションの削除などがあります。

改訂後のGRIスタンダードは、3つの基準シリーズから構成されています。

- 共通スタンダード：全ての組織に適用
- セクター別スタンダード：個別のセクターに適用
- 項目別スタンダード：組織が特定の項目に関するインパクトについての情報を報告するための開示事項

2016年版のGRIスタンダードでは、マテリアルな項目とは、(i)組織が経済、環境、社会に及ぼす著しいインパクト、または(ii)ステークホルダーの評価や決定に及ぼす実質的な影響力、の少なくとも1つを反映する項目であると定義しました。しかし、このアプローチは、ステークホルダーの選択に偏りがある場合にマテリアリティ評価が脆弱になる可能性があります。**2021年の改訂ではこの問題に対応するとともに、組織が経済、環境、人々に及ぼすインパクトに焦点を当てています。**改訂された基準では、「マテリアルな項目」とは、組織が経済、環境、人々に及ぼす最も著しいインパクト（人権へのインパクトを含む）と定義されています。さらに、組織に適用されるセクター別スタンダードがある場合、当該セクター別スタンダードに記載されている各項目をレビューし、それがマテリアルな項目であるかどうかを判断することが求められます。

世界中の10,000社を超える企業がサステナビリティ報告にGRIを利用しており、世界の最大手250社のうち73%がGRI3を利用したサステナビリティ報告を行っています。GRIをサステナビリティ報告に使用する企業は、2021年のGRIスタンダード改訂による変化の影響を、特にインパクトマテリアリティに重点を置いて評価しなければなりません。

GRIスタンダードが広く用いられていることを踏まえると、企業が将来、他の基準（例えば、ESRS、IFRSサステナビリティ開示基準、米国SECの気候関連規則案）の下で報告することが求められる場合には、相互運用性に焦点を当て、サステナビリティ報告のロードマップと運用計画を構築する必要があると考えられます。

[3]https://www.globalreporting.org/media/wmxlklns/about-gri-brochure-2022.pdf

TNFD

TNFDは、TCFDの活動をベースとしており、2023年9月に報告フレームワークとして提供される予定です（訳注：TNFD最終提言は2023年9月18日に公表されました）。TNFDの立ち上げはG20の環境大臣およびG7が支持しています。

TNFDの目標は、変化する自然関連のリスクを報告し行動するためのフレームワークを企業に提供し、自然にとって負のアウトカムをもたらすものから正のアウトカムをもたらすものへとグローバルな資金の流れをシフトさせることです。

TNFDフレームワークはTCFDと同じ4つの柱のフレームワークを採用するものの、TNFDではより広く「自然に関連するリスクと機会」という定義をそれぞれの柱に組み込むことになります。

TNFDの活動は、市場での有用性、科学による裏付け、自然関連リスク、目的志向、統合的・適応的、気候変動と自然環境の統合、グローバルに包括的、という7つの原則に基づいています。

最終化：最終提言は2023年9月に公表される見込みです（訳注：TNFD最終提言は2023年9月18日に公表されました）。

ネイチャーポジティブの実現に向けたPwCの役割

「ネイチャーポジティブ」という言葉が社会や企業を超えた行動の呼びかけとなっています。PwCは、世界にネイチャーポジティブをもたらすため積極的に貢献することを約束しています。詳しくは2次元コードをご参照ください。

2022年12月に開催されたCOP15において、ISSBは将来の基準開発に、投資家の情報ニーズに合う形で自然環境と生物多様性を組み込むことを発表しました。当初は、既にISSBのナレッジパートナーであるTNFDの作業を考慮するなどにより、ISSBの気候関連基準案とのつながりを作ることに注力するとしました。

TNFDは、あらゆる国のあらゆる規模の組織が自然関連の依存関係、インパクト、リスクおよび機会の識別、評価、管理、開示に利用できる、リスク管理と開示の枠組みを構築することを目的としています。自然環境と生物多様性を投資、リスク評価、戦略計画の中に統合するコストよりも、統合しないことのリスクが上回る可能性があることを考えると、統合を進める企業や投資家が増えることが予想されます。

報告および保証に関するロードマップ概観

この1年はサステナビリティ関連基準について目が離せない年となっています。国際的なサステナビリティ報告基準やフレームワークにおける現在および今後の主な進展を、それぞれの法域での開発を含めて要約し、以下のロードマップに示しています。2023年には多くの主要な基準、フレームワーク、提言が最終化され、公表されています。その中には、保証が義務付けられているものもあります。どのような影響を受けるのか、企業は準備と理解を進める必要があります。

主な進展は以下のとおりです（これらに限定されるものではありません）。

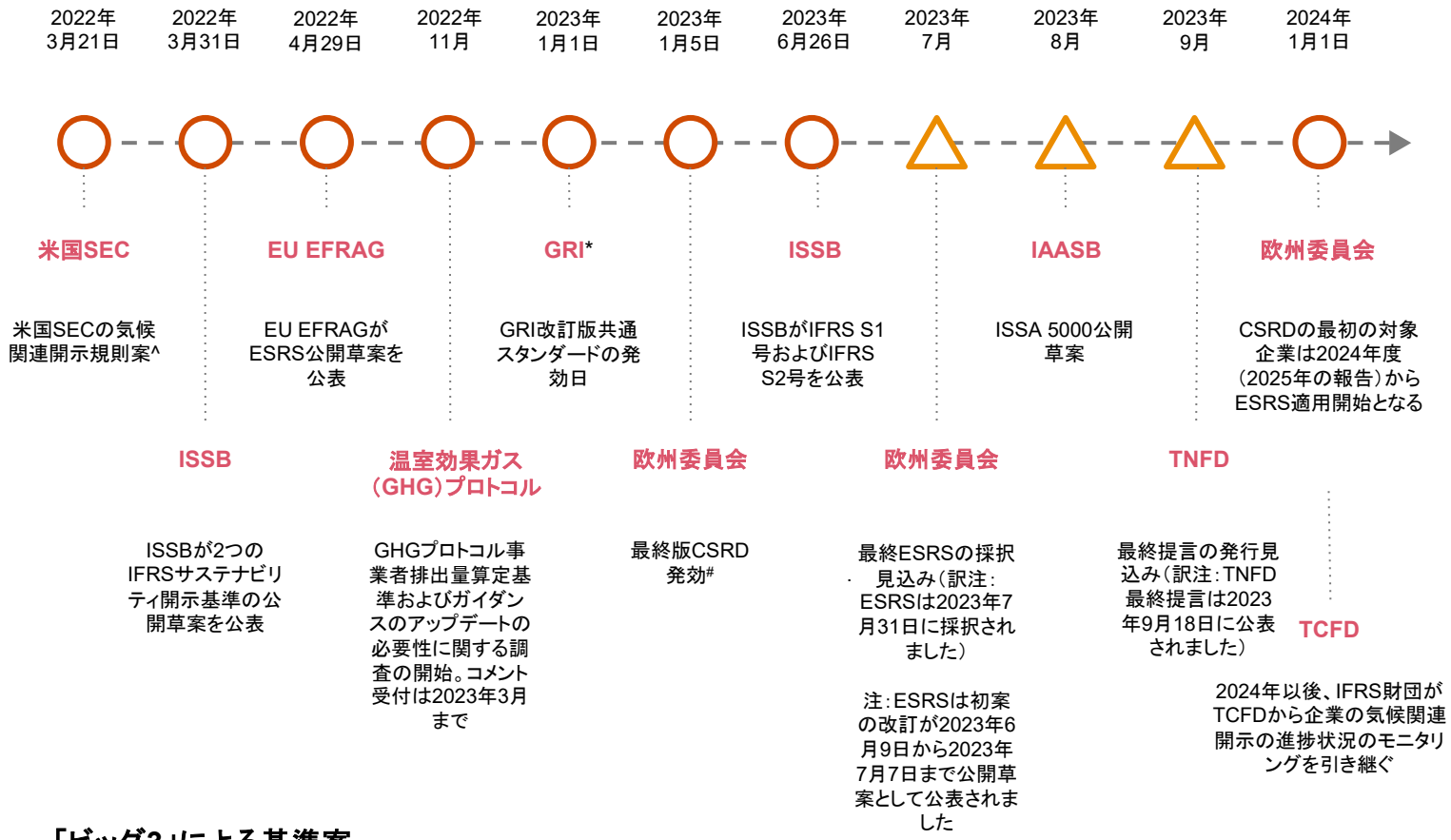

「ビッグ3」による基準案

- 米国SEC気候関連開示規則案
- IFRSサステナビリティ開示基準
- ESRS

説明：

○ 既に発行または施行済み

△ 発行または施行の予想される時期

注：

^ 米国SECの気候関連開示規則案では、大規模な早期提出会社であれば、2年目および3年目にスコープ1およびスコープ2のGHG排出が保証の対象になり、4年目に合理的保証に移行することとなっています。財務諸表注記は、財務諸表監査および財務報告に関する内部統制のアテステーションが求められることから保証の対象となります。

* 項目別では生物多様性、セクター別では鉱業など、GRIの項目別およびセクター別スタンダードは他にも開発プロジェクトが進行中です。詳しくはGRIのウェブサイトをご参照ください。

\# CSRDの下では、企業のサステナビリティ報告書には当初は限定的保証、後に合理的保証への移行が義務付けられています。

03

アジア太平洋地域における サステナビリティ報告および 保証に係る要求事項

サステナビリティ報告と保証をめぐる環境やカーボンニュートラルを達成するための公的なコミットメントの状況は刻々と変化しており、アジア太平洋地域のそれぞれの法域では、サステナビリティ報告が規制により要求されることが増えています。企業は、グローバルスタンダードだけでなく、現地の要求事項についても常に知っておく必要があります。以下の表は、アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告に関連する要求事項の概要を示したものです。

	ネットゼロ／カーボンニュートラル	サステナビリティ報告の主たる推進団体	サステナビリティ報告の要求事項*	TCFD報告*	保証の義務付け（有／無）*	気候関連タクソノミ
オーストラリア	2050年	オーストラリア証券取引所（ASX）	上場企業に対するコーポレートガバナンスの原則と提言は「遵守せよ、さもなくば説明せよ（comply or explain）」アプローチによる	2023年6月、オーストラリア財務省は、TCFDに基づく気候関連の財務リスクと機会に関する開示のガイドラインについて協議を開始。協議期間は2023年7月21日まで	無	グリーンタクソノミを開発中
中国	2060年	中国証券監督管理委員会（CSRC）／中国財務省	主要な汚染物質の排出源に分類されている上場企業の場合は必須	義務化予定（上場企業）	無	グリーンボンド適格プロジェクトカタログを公表済み
香港特別行政区	2050年	香港証券取引所（HKEX）／香港公認会計士協会	上場企業は2016年より「遵守せよ、さもなくば説明せよ（comply or explain）」ベースで必須	HKEXは2023年4月に気候関連の開示要求事項の改善に向けた協議を開始。協議期間は2023年7月14日までに終了する予定	無	グリーン分類フレームワークの開発を計画
インド	2070年	インド証券取引委員会（SEBI）	2022-2023年度から必須。時価総額上位1,000社に適用	義務化されていない	有	サステナブルファイナンス・タクソノミを開発中
インドネシア	2060年	金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan）	銀行は2019年以後、上場企業は2020年以後段階的に必須	義務化されていない	無	インドネシア版グリーンタクソノミを公表済み
日本	2050年	金融庁	証券取引法に基づく要求事項（法定報告書である有価証券報告書内）	2023年3月31日以後終了年度より必須（上場企業）	無	クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針を公表済み
マレーシア	早ければ2050年	マレーシア証券取引所（Bursa Malaysia）およびマレーシア中央銀行（Bank Negara Malaysia）	上場企業は2016年より必須	上場企業は2025年、金融機関は2024年より必須	無	「気候変動と原則主義のタクソノミ」を金融機関向けに、「持続可能な責任ある投資のタクソノミ」を資本市場向けに公表済み
ニュージーランド	2050年	ニュージーランド証券取引所（NZSX）、ニュージーランド政府	上場企業にはコーポレートガバナンスコードとESGガイダンスノートなどの指針。2023年から上場大企業と金融機関に対して気候関連の開示が必須	2023年から上場大企業と金融機関に義務化	有 2024年10月以後、上場大企業と金融機関（GHG排出に対する限定的保証）	なし

* サステナビリティ報告と保証に関する要求事項の詳細は付録をご参照ください。

	ネットゼロ／カーボンニュートラル	サステナビリティ報告の主たる推進団体	サステナビリティ報告の要求事項*	TCFD報告*	保証の義務付け（有／無）*	気候関連タクソノミ
フィリピン	**	フィリピン証券取引委員会（SEC）	上場企業は2019年より「遵守せよ、さもなくば説明せよ（comply or explain）」アプローチで必須（2022年の報告期間からは遵守が必須）	義務化されていない	無	サステナブルファイナンス・タクソノミの開発（議案準備中）
シンガポール	2050年	シンガポール取引所（SGX）、会計企業規制庁（ACRA）、サステナビリティ報告諮問委員会（SRAC）	上場企業は2017年より「遵守せよ、さもなくば説明せよ（comply or explain）」ベースで必須。上場企業は2022年より気候および多様性について必須全ての金融機関について、環境リスク管理に関する開示が必須（2022年6月施行）	気候関連開示はTCFDフレームワークに沿ったものが2022年から義務化（上場企業）。「遵守せよ、さもなくば説明せよ（comply or explain）」ベース。2023-2024年度からは特定業種で義務化 会計企業規制庁（ACRA）とシンガポール取引所規制機関（SGX RegCo）は上場企業および非上場大企業による気候関連の開示を義務化する案について協議を開始。協議期間は2023年9月30日まで	SGX上場企業は、サステナビリティ報告プロセスを内部レビューの対象とすることが義務付けられている。外部保証は奨励	グリーン移行タクソノミに関する第3次協議文書を公表済み
韓国	2050年	金融委員会	上場企業は2019年よりガバナンス報告が必須。上場企業は2025年よりサステナビリティ報告が必須	義務化されていない	無	韓国版K-タクソノミを公表済み
台湾	2050年	金融監督委員会、台湾証券取引所（TWSE）、台北取引所	上場企業および店頭登録企業において段階的に必須	上場企業および店頭登録企業は、特定の章で気候関連情報の開示が必須。金融サービス業では追加的な開示要求事項あり	食品関連、化学製品、金融サービス業では必須	フェーズ1（製造業、建設業、輸送業を含む）が公表済み サステナビリティ・タクソノミのフェーズ2を開発中
タイ	2050年までにカーボンニュートラル、2065年までにネットゼロ	タイ証券取引所（SET）、タイ証券取引委員会（SEC）	上場企業は2022年より必須	義務化されていない	無	グリーンタクソノミを開発中
ベトナム	2050年	ベトナム財務省	公開会社は年次報告書または単独のサステナビリティ報告書におけるESG情報の開示が必須（一部の情報は金融機関には必須ではない）	義務化されていない	無	グリーンタクソノミを開発中

* サステナビリティ報告と保証に関する要求事項の詳細は付録をご参照ください。
** フィリピンは、正式なネットゼロまたはカーボンニュートラルのコミットメントないし目標を設定していませんが、一定の削減目標を宣言しています。

04

アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告の状況：洞察

概要

昨年に続き、PwCはシンガポール国立大学（NUS）のガバナンス・サステナビリティ・センター（CGS）と連携し、アジア太平洋地域のサステナビリティ報告の状況について洞察を得ることができました。2023年に発行されるサステナビリティ報告書を待ち望んでいるステークホルダーにとって、得られた洞察は有益な参考情報として活用できるでしょう。

今回の分析の期日は2023年1月となっており、各法域の規制によって生じるサステナビリティ報告結果について、本書に反映されていないこともあります。例えば、シンガポールでは上場企業に気候報告を義務付けており、香港特別行政区では上場企業に対し、企業リスク管理評価にESG関連リスクを含めるよう求めています。また、日本の改訂コーポレートガバナンス・コードは、プライム市場上場企業に対し、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の開示要件を満たすことを追加要件としています。

しかしながら下記の分析は、サステナビリティ報告の進展に関する方向性について洞察を提示しています。

分析が示す10の顕著な傾向

今回実施した分析からは、次のような傾向が認められます。

1. **TCFDと気候関連リスク・機会**： 前年と比較して、気候関連リスク・機会の開示、規範的アプローチ・探索的アプローチを含む気候シナリオ分析の活用など、TCFDフレームワークの活用に勢いが増しています。

   しかし前年と同様に、企業によるTCFDフレームワークと気候シナリオ分析の開始状況は順調に推移している一方で、気候関連リスク・機会の管理や総合的リスク管理との統合、気候関連リスク・機会の目標の開示といった事項については、引き続きさらに検討する必要があります。

2. **スコープ3の排出量への注力**： スコープ1およびスコープ2の排出量の測定は成熟してきていますが、企業はスコープ3の排出量の推定に一層の努力を傾ける必要があります。日本などの法域では、スコープ1、スコープ2およびスコープ3の排出量の開示はいずれも順調です。

   中小規模のサプライヤーと取引している大企業は、さらに持続可能性の高い慣行を取り入れ、スコープ3の排出量の透明性、正確性を高めるよう、サプライヤーに促してもよいでしょう。

3. **保証の状況**： 韓国と台湾を除き、サステナビリティの外部保証は依然として十分に実施されていません。合理的保証や内部保証を求める企業もごくわずかとなっています。

   サステナビリティ関連のデータは、ステークホルダーが一層重視するようになっていることから、企業は財務報告に沿って外部と内部の両方の保証を得ることが重要です。サステナビリティ関連データの信頼性と透明性は、企業にとって競争優位となります。

4. **ESG目標の設定**： アジア太平洋地域の企業の中長期目標の設定は、前年と比較して向上しています。

5. **ネットゼロ目標の設定**： ESG目標の設定に関しては、ほとんどの法域で順調ですが、ネットゼロ目標では、多くの場合課題が見られます。SBTiが認定する目標など科学に基づく目標設定も、この課題に含まれています。

6. **取締役会と経営者のスキルアップ**： この項目は、ほとんどの法域で低い水準にとどまっています。戦略やリスク管理など重要性の高いサステナビリティ課題の管理について責任を果たすためには、経営陣のスキルアップが重要です。

7. **サステナビリティに関するパフォーマンスと報酬の連動**： サステナビリティ課題の重要性に照らしてみると、ほとんどの法域で、役員を対象としたサステナビリティのインセンティブ制度は低い水準にあると言えます。しかしながら、日本、マレーシア、シンガポール、台湾では大きな改善が見られ、オーストラリアがこの分野を牽引していることが分かります。

8. **サステナビリティ報告の主要基準**： GRIが引き続きサステナビリティ報告の主要な基準となっていますが、ISSBなどの新しいサステナビリティ報告基準が各法域でどのように導入されるのか、企業は注視していく必要があります。

9. **SASBの利用**： 前年と比較すると、SASB基準の適用は、オーストラリアとインドで増加しているようです。

10. **ステークホルダーへの対応**： 企業はたしかに、主要なステークホルダーとの対話を進めていますが、ステークホルダーの懸念やニーズへの対応には改善の余地があります。前年も、同様の結果が示されています。

サステナビリティ報告調査の概要

- 選定した14の法域から、それぞれ上位50位に入る上場企業を対象
- GRIとTCFDの原則に基づき、一般的なサステナビリティ報告の属性に照らして分析
- 2023年1月までに発行された、最新版のサステナビリティ報告書および年次報告書に基づく
- 次回のサステナビリティ報告書を見据え、現状について洞察を提供

方法

調査の範囲

本調査は、アジア太平洋地域で選定された14法域において、時価総額で上位50位の上場企業を対象としています。選定した法域は、オーストラリア、中国、香港特別行政区、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、韓国、台湾、タイ、ベトナムとなっています。調査対象は上場企業計700社で、通信サービス、一般消費財、生活必需品、エネルギー、金融、医療、工業、情報技術、原材料、不動産、公益事業という11の業界にまたがっています。

識別した対象企業は、世界各地の証券取引所、すなわち、オーストラリア証券取引所、 ボンベイ証券取引所（BSE）、マレーシア証券取引所、ホーチミン証券取引所（HOSE）、香港証券取引所、インドネシア証券取引所（IDX）、韓国証券取引所 （KRX）、ニュージーランド証券取引所、フィリピン証券取引所 （PSE）、上海証券取引所（SSE）、深圳証券取引所（SZSE）、 シンガポール証券取引所、タイ証券取引所、台湾証券取引所、東京証券取引所（TSE）に上場している企業です。

本調査で検討した情報は、2023年1月までに発行された、最新版のサステナビリティ報告書および年次報告書に基づくものです。対象企業は、サステナビリティ報告書を英語で作成した企業に限定することとしました。

調査のフレームワーク

本調査で用いた評価のフレームワークは、GRIおよびTCFDを参照して開発されました。GRIは継続して高いレベルで適用されていることから、またTCFDは気候変動への注目が高まり重要性が増していることから参照しました。そして、5つのエリアと20のサブエリアを含むこれらの属性に照らして、サステナビリティ報告書を分析しました。

エリア	サブエリア
マテリアリティとステークホルダー・エンゲージメント	1. 重要性のあるESG要因の識別 2. ステークホルダー・エンゲージメント・チャネルとステークホルダーの懸念への対応の開示
サステナビリティ目標	3.目標の開示 4. *ネットゼロ目標の開示 5. *SBTiが認定する、SBTi基準に基づくネットゼロ目標の開示
気候変動とそのリスクマネジメント	6.気候関連リスク・機会の識別 7. *気候関連リスク・機会の管理プロセスの開示 8.気候関連リスクの総合的リスク管理への統合に係る開示 9.目標の開示および気候関連リスク・機会の追跡、またはそのいずれか 10. *気候シナリオ分析の開示 11. *スコープ1、2、3のGHG排出量の開示 12. *スコープ3のGHG排出量の開示水準
ガバナンスと責任	13.サステナビリティに関する取締役会の責任の開示 14.サステナビリティガバナンス構造の開示 15.取締役会および経営者のサステナビリティ研修の状況開示 16.サステナビリティのパフォーマンスに連動する役員報酬の開示 17. *取締役会の多様性に関する開示
信頼の構築	18.報告範囲の開示 19.サステナビリティ報告の重要分野における保証の開示 20.*外部保証水準および外部保証に用いたフレームワークの開示

*今年の調査では、ステークホルダーに関係があるとの意見を踏まえ、サブエリアの数を増やしました。
次ページ以降では、上記の属性に照らして、各法域（上場企業上位50社）のサステナビリティ報告の状況を分析します。

利用されたサステナビリティ報告の基準およびフレームワークの状況

利用されたサステナビリティ報告の基準およびフレームワークは、ほとんどの法域でGRIとSDGが最も多く、次いで国際標準化機構（ISO）、TCFDの順になっています。気候関連の開示は普及が進んできており、サステナビリティ報告規制の一環として義務化されることが予想されます。また、企業によるTCFDの適用が拡大することも予想されます。

	GRI	SDG	ISO	TCFD	SASB	UNGC	CDP	IIRC
全体（2021年）	75%	76%	66%	36%	18%	23%	17%	20%
全体（2022年）	81%	78%	69%	57%	36%	28%	20%	20%
オーストラリア	80%	80%	56%	86%	48%	34%	12%	8%
香港特別行政区	80%	76%	86%	66%	28%	30%	22%	4%
インド	84%	86%	64%	58%	50%	60%	50%	66%
インドネシア	80%	86%	78%	10%	18%	12%	12%	4%
日本	80%	88%	88%	90%	44%	36%	20%	70%
中国	76%	60%	70%	36%	8%	18%	8%	0%
マレーシア	84%	92%	78%	60%	18%	12%	22%	24%
ニュージーランド	44%	50%	48%	56%	12%	2%	30%	18%
フィリピン	90%	94%	60%	36%	52%	18%	12%	16%
シンガポール	98%	78%	74%	64%	34%	44%	10%	10%
韓国	100%	82%	66%	92%	88%	48%	34%	20%
台湾	96%	92%	76%	90%	84%	36%	32%	20%
タイ	86%	90%	68%	60%	22%	36%	22%	12%
ベトナム	50%	32%	54%	0%	2%	0%	0%	10%

（注）昨年（2021年）の全体の割合は、韓国を除く13の法域を対象として算定されています。

0～25%の企業　25%～50%の企業　50%～75%の企業　75%超の企業

次ページ以降では、先に概説した属性に照らして、選定した14法域（上場企業上位50社）内でのサステナビリティ報告の状況を分析します。**企業が所在する各法域におけるサステナビリティ報告規制の導入時期や範囲（サステナビリティ報告の要件、推奨事項の性質と重点を含む）によって、ある程度分析結果が左右されることをご了承ください。**

マテリアリティとステークホルダー・エンゲージメント

図表1：重要性のあるESG要因の識別

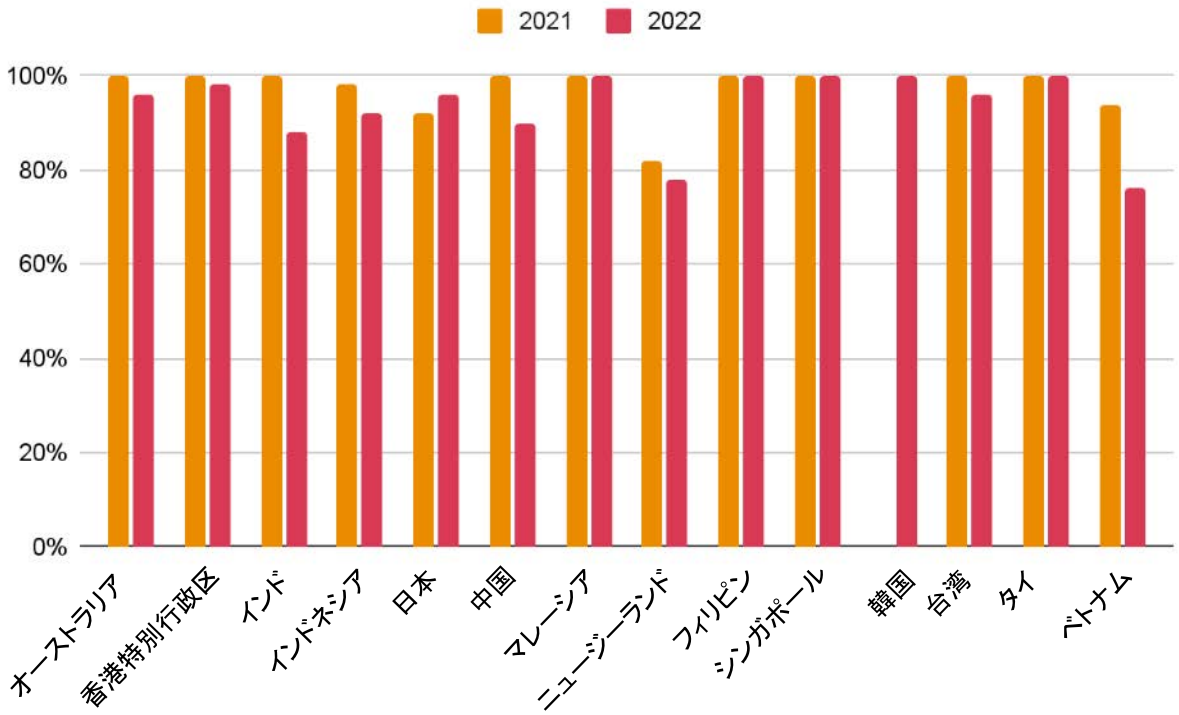

（注）韓国の2021年データは入手不可。

なぜこれが重要か

組織のコア戦略と長期的な価値創造にとって重要なESGトピックを識別できれば、それらの重要なESGトピックにまつわるリスクを管理し機会を開拓する上でも、取り組みの優先順位付けやチャネル化がしやすくなります。重要性の高いESG要因を開示すれば、ステークホルダーとの関連性が高い主要なサステナビリティ課題を、組織が把握していることを示せます。また、投資のリスクと機会に重要な要因について、投資家の理解を助けることもできます。

実施状況

- アジア太平洋地域において、重要性の高いESG要因を開示している調査対象企業は、全体の94%にのぼりました。
- 韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの上場企業の開示割合が100%であることは、注目に値します。
- 2021年と比べると、日本、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイを除き、重要性の高いESG要因を識別している企業の割合は、やや減少しています。
- 2022年の調査では、労働安全衛生、地域社会、教育・研修、エネルギー、気候変動の5つが、重要性の高いESG要因として最も多く挙げられています。気候変動を除いて2021年と概ね同じ内容ですが、気候変動に対する企業の関心が高まっていることがうかがわれます。

図表2：ステークホルダー・エンゲージメント・チャネルとステークホルダーの懸念への対応の開示

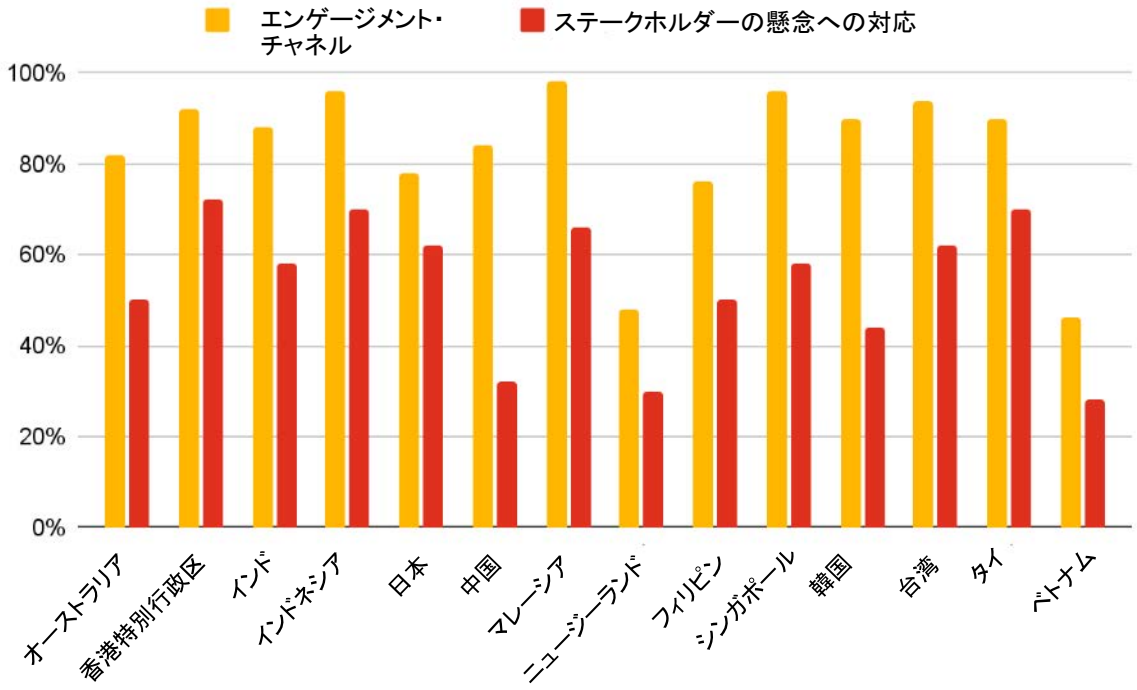

なぜこれが重要か

ステークホルダーとの対話により、組織のバリューチェーン全体に関わる、関連性の高い最新のサステナビリティ課題が分かることがあります。適切なエンゲージメント・チャネルを利用し、適時にステークホルダーの懸念に対応することで、ステークホルダーがいかに広範囲にわたって強く関わっているか理解できるようになります。ステークホルダーは、組織が経済、環境、人々に与える影響を識別する際にも役割を果たしており、それが組織にとって最も重要なESGトピックを判断する際に役立つこともあります。

実施状況

- ステークホルダー・エンゲージメント・チャネルを開示しているのは、調査対象企業の83%にのぼりました。
- ステークホルダーの懸念への対応方法を開示しているのは54%の企業にとどまり、開示割合は、香港特別行政区（72%）、インドネシア（70%）、タイ（70%）の順に高くなっています。

戦略と目標

図表3:期間ごとのESG目標の開示

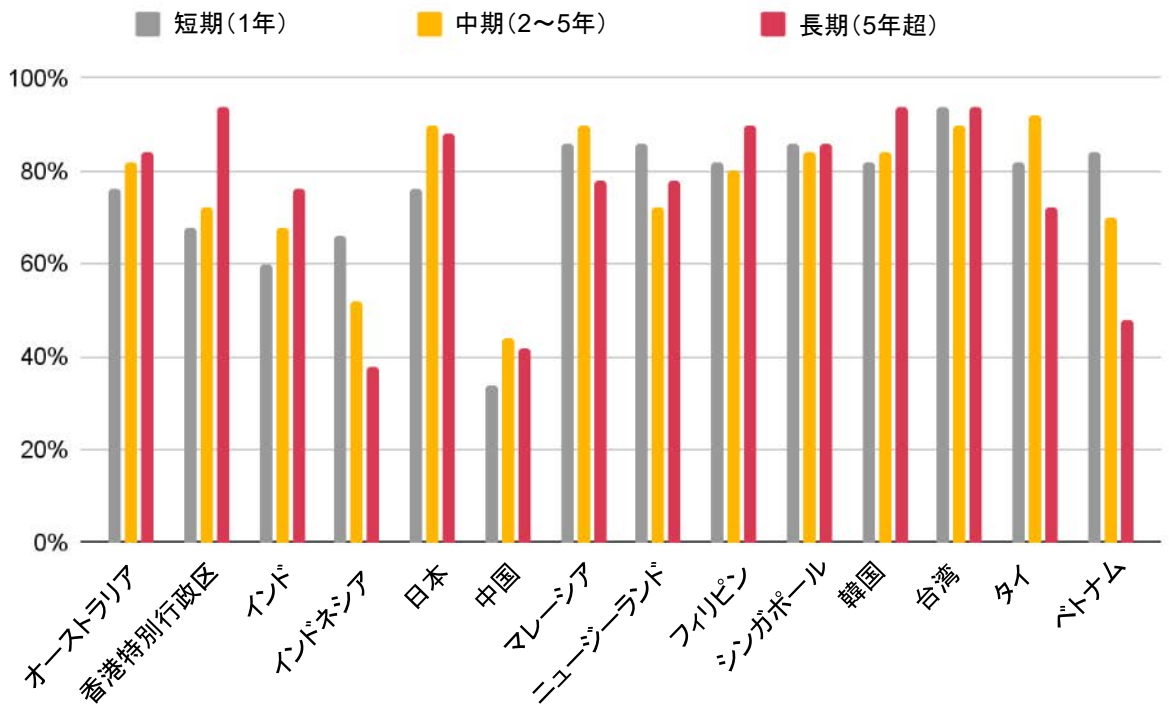

なぜこれが重要か

目標設定が企業にとって重要なのは、重要性が高いと判断したESG要因への対応がどの程度進んでいるかを確認し、戦略を調整して、必要があれば是正措置を取ることができるからです。

実施状況

- 調査対象企業の92%が、将来の発展を導くサステナビリティ目標を開示しました。
- 開示されることの多いESG目標には、再生可能エネルギーの導入、炭素排出量の削減、廃棄物の削減、女性従業員比率の増加、研修時間の増加、雇用慣行の改善などがあります。

図表3a：短期ESG目標（1年）の開示

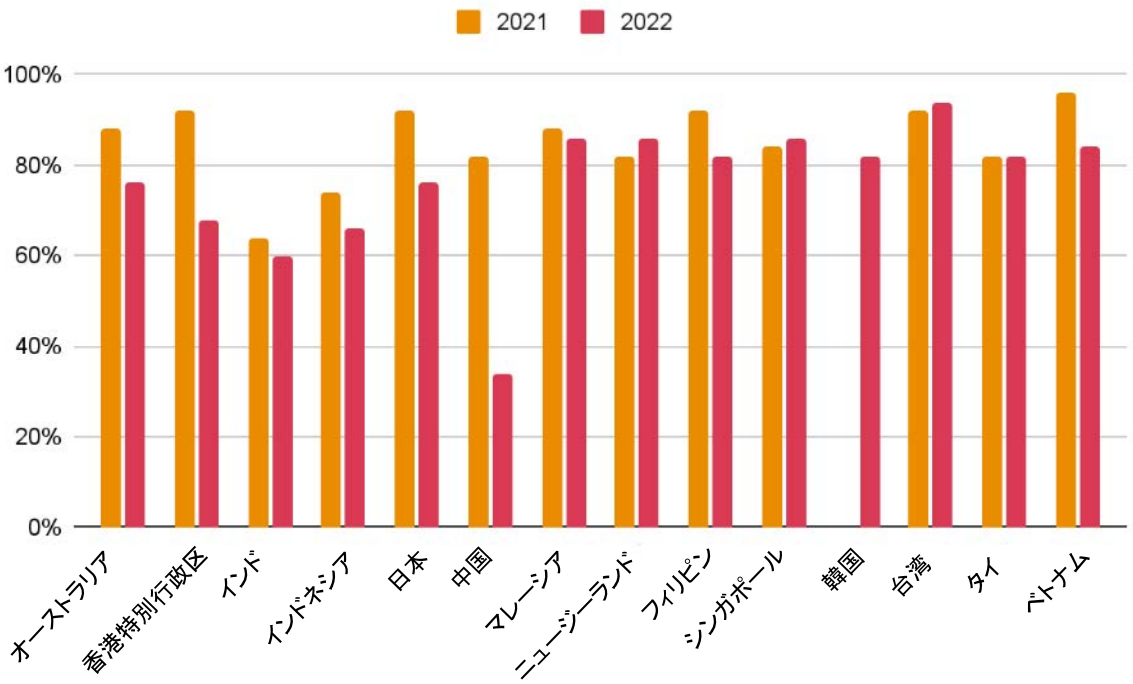

（注）韓国の2021年データは入手不可。

図表3b：中期ESG目標（2～5年）の開示

（注）韓国の2021年データは入手不可。

図表3c：長期ESG目標（5年超）の開示

（注）韓国の2021年データは入手不可。

なぜこれが重要か

ESG目標は、説明責任を促し実績を追跡可能とするために、定量化し期間を定める必要があります。短期目標、長期目標のいずれも、排出量、水、安全衛生など、組織にとって重要なESG分野の改善に役立てることができます。

実施状況

- 短期、中期、長期の目標開示割合は、アジア太平洋地域の調査対象企業ではほぼ同じで、約76%となっています。
- 短期目標の開示割合は9ポイント減少し、13の法域（650社）で2021年に実施した調査では85%だったのが、14の法域（700社）で2022年に実施した調査では76%になっています。
- 今世紀後半に炭素排出量削減目標を達成すると宣言する法域が増えており、企業の間でも、国の炭素排出量削減目標に貢献する中期目標の開示（3ポイント増）や長期目標の開示（5ポイント増）の動きが見られます。1年前と比べ、ほとんどの法域で大きく増加していることが分かります。
- 開示されることの多い長期目標には、炭素排出量ネットゼロ、カーボンニュートラル、再生可能エネルギーの100%導入、女性従業員比率の増加などがあります。

図表4：ネットゼロ目標の開示

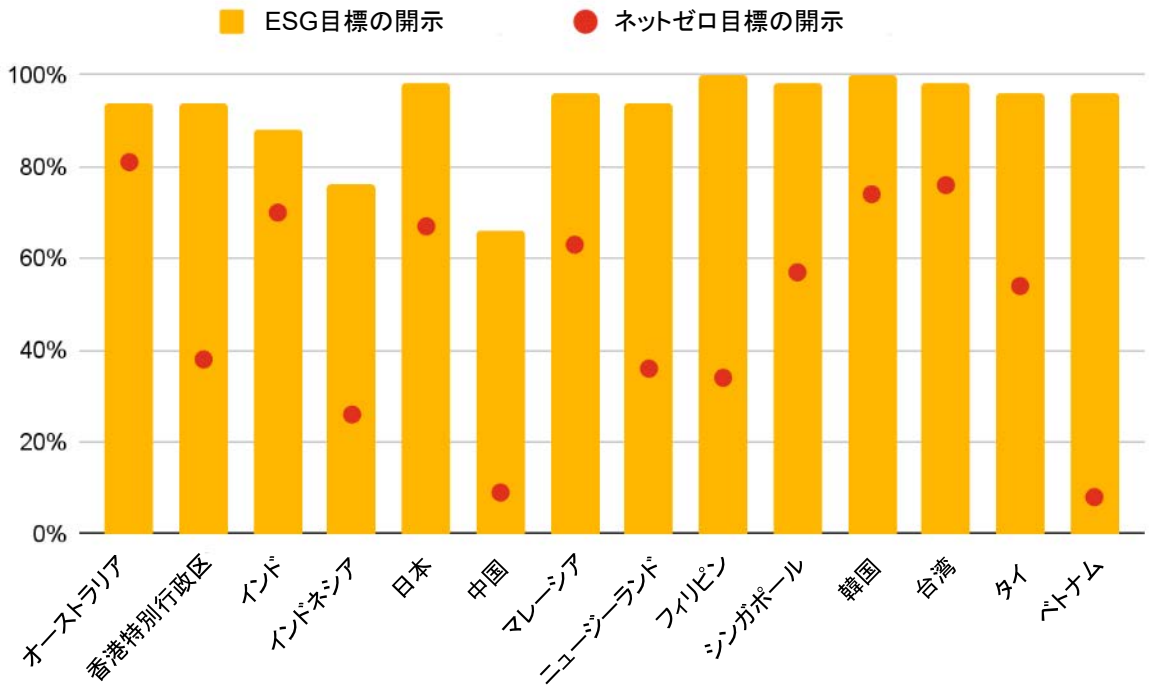

（注）「ESG目標の開示」は企業全体、「ネットゼロ目標の開示」はサステナビリティ目標を開示した企業を対象に集計しました。

各法域のネットゼロまたはカーボンニュートラルの公約

オーストラリア	香港特別行政区	インド	インドネシア	日本	中国	マレーシア	ニュージーランド	フィリピン	シンガポール	韓国	台湾	タイ	ベトナム
2050年	2050年	2070年	2060年	2050年	2060年	早ければ2050年	2050年	**	2050年	2050年	2050年	2050年までにカーボンニュートラル、2065年までにネットゼロ実現	2050年

** フィリピンは、一定割合の削減を表明しているものの、ネットゼロやカーボンニュートラルに関する公約や目標を正式には設定していません。

なぜこれが重要か

ネットゼロとは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を正味ゼロに削減する目標を言い、経済全体で大幅な削減を行う必要があります。ネットゼロを実現するには、企業が自社の温室効果ガス排出量を完全に測定し、その上で、業務や製品ラインの脱炭素化を図る計画を実行しなければなりません。脱炭素化計画の策定に際しては、気温の上昇や気候関連の政策、新たな技術などがもたらす気候関連のリスクや機会を識別し、優先順位をつけることも必要です。

2018年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、地球温暖化を1.5℃以内に抑えるというパリ協定の目標を達成するためには、2050年頃までに世界でネットゼロを実現する必要があると報告しました。企業の間では、パリ協定の目標達成に直接貢献しようと、ネットゼロ実現を宣言する動きが加速しています。

実施状況

- サステナビリティ目標を開示した企業のうち、51%がネットゼロ目標を開示しました。
- ネットゼロ目標の開示割合は、オーストラリア（81%）、台湾（76%）、韓国（74%）、インド（70%）の上場企業で高いことが分かりました。オーストラリア、台湾、韓国が2050年までのネットゼロ実現を表明する一方、インドは2070年までの実現を目標に掲げています。

図表5:SBTiが認定する、SBTi基準に基づくネットゼロ目標の開示

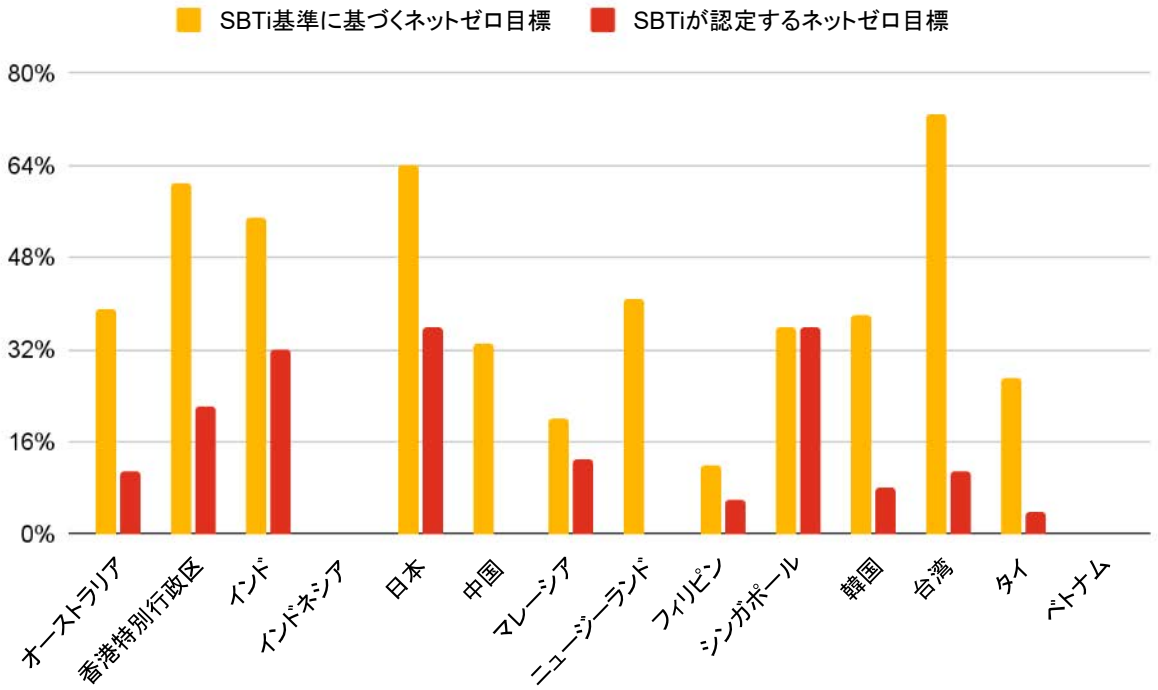

(注)「SBTi基準に基づくネットゼロ目標」、「SBTiが認定するネットゼロ目標」はいずれも、ネットゼロ目標を開示した企業を対象に集計しました。

なぜこれが重要か

ネットゼロ目標を導入する企業は増加傾向にあります。排出量ネットゼロ実現を宣言する事業体の数は急増していますが、全てのネットゼロ目標が科学的根拠に基づいているわけではありません。気候変動に関する目標設定の現場では、科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi)と、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)フレームワークという、2つの主要な枠組みが推奨されています。

これらの枠組みを導入すれば、さまざまなセクターや法域の企業が、科学に基づく気候目標を適切に設定することができるようになります。科学に基づく気候目標は、組織が排出量の削減や気候変動の緩和に取り組むための道筋を示してくれるものです。最新の気候科学をもとに策定されており、2015年にパリ協定で掲げた目標の達成に必要とされる目標にも対応しています。科学に基づく気候目標は、1.5℃以内の気温上昇という目標と、企業の取り組みとを整合させるために重要なものです。

さらに、目標がSBTiの認定を受けていると、組織全体の一貫性が高まる上、SBTiの技術専門家から詳細なフィードバックやサポートが得られるため、目標の信頼性も高まります。組織が宣言した目標はSBTiのウェブサイトに掲載され、設定目標の達成に向けた組織の取り組みをさらに促進することにもつながっています。

実施状況

- 調査対象企業の42%がSBTi規準に基づくネットゼロ目標を設定していますが、そのうちSBTiの認定を受けているのはわずか16%です。SBTi規準に基づく目標設定とSBTi認定の取得には、改善の余地があります。
- SBTi認定の取得割合は、日本とシンガポールが最も高く(36%)、次いでインド(32%)であり、注目に値します。

気候変動とそのリスクマネジメント

図表6：気候関連リスク・機会の識別

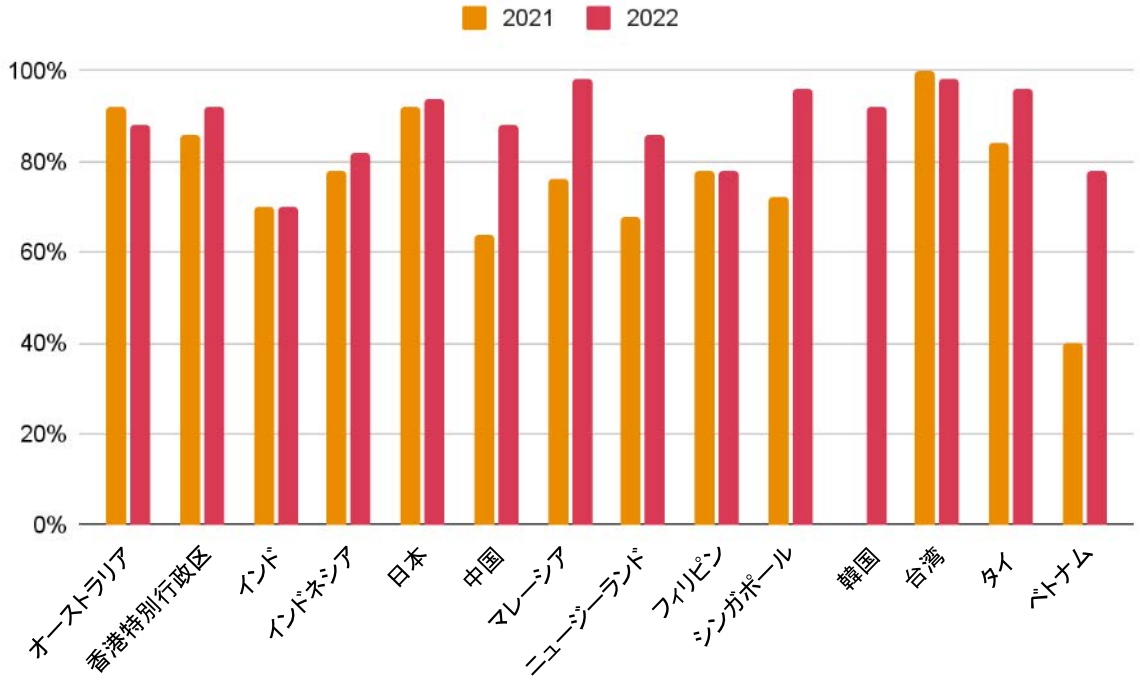

（注）韓国の2021年データは入手不可。

なぜこれが重要か

アジア太平洋地域は、世界の温室効果ガス排出量の半分近くを占めています。同地域にある法域の78%が「国が決定する貢献（NDC）」を更新して提出しています。しかし、国連の最新の報告書によると、全体的に見て、この地域は地球温暖化を1.5 ℃以内に抑えるための軌道に乗ったとは言えないようです。気候変動の影響を最も受けやすい地域の1つであるアジア太平洋地域の企業は、国や地域の排出量サステナビリティ目標を支える、極めて重要な役割を果たしています。

TCFDは、気候関連リスクを大きく2つのカテゴリーに分類しています。具体的には1）移行リスク、つまり低炭素社会への移行過程で生じる、政策、法律、技術、市場の広範な変化に関連したリスク、2）物理的リスク、つまり気候変動の物理的な影響に関連したリスクとなります。気候変動がもたらす課題はあるものの、気候変動を受け入れる企業には、気候変動への適応・緩和の取り組みから、気候関連の機会も生まれています。気候関連リスク・機会を識別することは、気候対策や適応策への投資に優先順位をつける際にも欠かせない作業です。

気候変動関連の開示は、サステナビリティ報告の一部としてますます重要になっており、気候関連の移行リスクや物理的リスクへの対応といった面でも、重要性を増しています。増大する規制要件とステークホルダーの期待を反映できるよう、自社の戦略やビジネスモデルを適合させていく上で、企業は課題と機会の双方に向き合うことになります。

実施状況

- 2022年の調査では、対象企業の88%が気候関連リスク・機会の識別を実施していました。2022年の（韓国を除く）13法域での開示割合は88%で、2021年の77%から11ポイント増加しています。

- こうした大幅な増加が示されたのは、 2021年に規制当局や政府から次のような発表が出された結果であるとも考えられます。

  - **中国**
    中国は2021年5月、気候戦略のハイレベル調整を行う、中国気候変動委員会を新設しました。また、気候政策の「1+N」体制を打ち出し、カーボンニュートラルを目指して政府が支援する重点分野を強調しました。

  - **マレーシア**
    マレーシア政府は2021年9月、「第12次マレーシア計画」を通じて、気候変動対策の効果を高めるため、気候変動に関する法律を策定すると発表しました。

  - **シンガポール**
    シンガポール証券取引所は2021年12月、TCFD提言に基づく気候関連報告の提出を、株式発行者に要件として課すことを発表しました。

  - **ベトナム**
    ファム・ミン・チン首相はCOP26において、2050年までに排出量ネットゼロを実現する計画を発表しました。そこでの演説は、企業に対する機会を示唆するもので、気候関連機会の開示が結果的に増える可能性があります。

- 気候関連リスク・機会を識別している企業の割合で見ると、マレーシア（98%）、台湾（98%）、シンガポール（96%）、タイ（96%）、日本（94%）の5つの法域が上位を占めています。

図表7：気候関連リスク・機会の管理プロセスの開示

（注）韓国の2021年データは入手不可。

なぜこれが重要か

一般的に、気候変動を重要性の高いトピックと識別している企業は、気候関連リスク・機会の詳細とともに、気候関連リスクの管理プロセスも開示しています。投資家をはじめとするステークホルダーは、組織の気候関連リスクの識別、評価、管理がどのように行われているのか、さらにそうしたプロセスが既存のリスク管理システム全体に組み込まれているかを理解しておく必要があります。オーストラリア、日本、台湾は、気候関連リスク・機会とそれに関連した気候関連リスク管理プロセスを開示した企業の割合が比較的高く、法域全体の中で突出しています。

実施状況

- 2022年の調査では、調査対象企業の74%が、気候関連リスク・機会の管理プロセスを開示していました。2022年の（韓国を除く）13法域での開示割合は73%で、2021年の66%から7ポイント増加しています。
- なかでもマレーシアの顕著な伸びは、TCFDフレームワークを報告に導入した組織が（2021年の28%から2022年の60%に）増加したのと時期的に一致しています。気候関連リスク・機会の管理プロセスを開示している企業の割合で見ると、マレーシア（96%）、台湾（90%）、韓国（88%）、オーストラリア（86%）、日本（86%）の5つの法域が上位を占めています。これらの法域は、気候関連リスク・機会の識別に関する開示割合が高い法域と、およそ同じ顔ぶれです。

図表8：気候関連リスクの総合的リスク管理への統合に係る開示

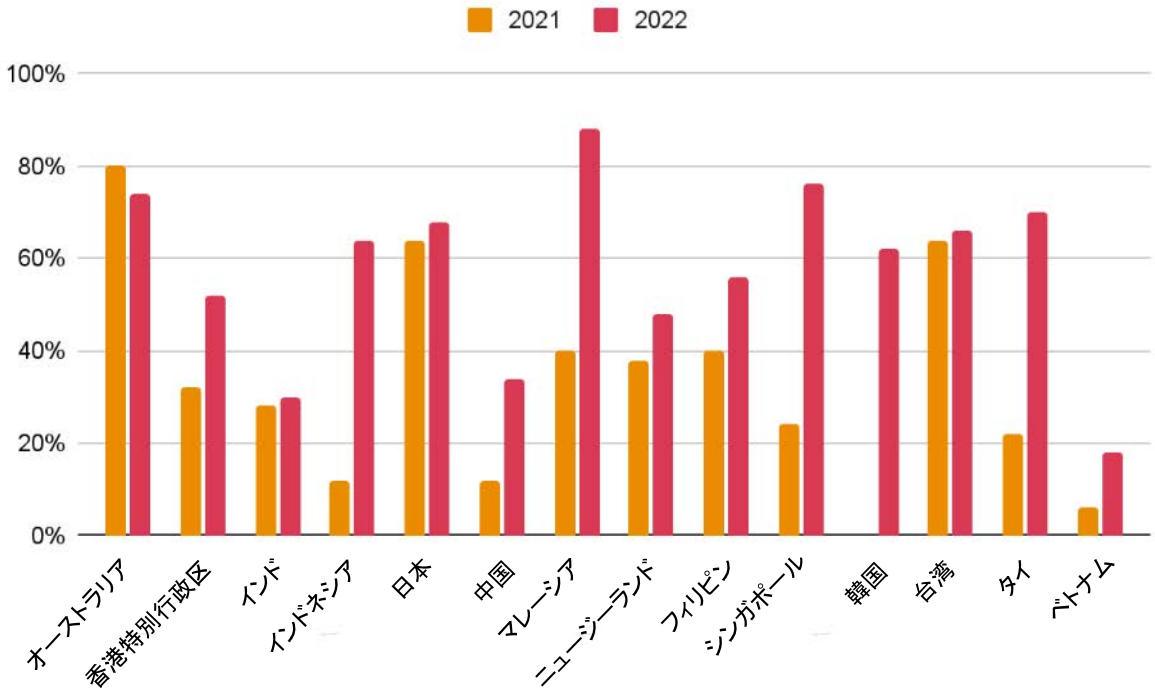

（注）韓国の2021年データは入手不可。

なぜこれが重要か

気候関連リスクをリスク管理に統合することは、適応策や緩和策を伴うかどうかは別にして、管理の観点から極めて重要です。このような情報が開示されていると、気候関連財務情報の開示を利用する場合に、組織の総合的なリスクプロファイルやリスク管理活動を評価しやすくなります。

実施状況

- 2022年の調査では、気候関連リスクの管理プロセスを開示した企業は70%を上回りましたが、そのうち気候関連リスクを総合的リスク管理へどのように統合しているかを開示した企業は、58%にとどまっています。
- （韓国を除く）13の法域で、気候関連リスクの総合的リスク管理への統合に係る開示割合が、2021年の36%から2022年には58%へと大きく増加したのは、心強いかぎりです。
- 気候関連リスクの総合的リスク管理への統合に係る開示は、TCFDフレームワークに基づく報告要素の1つとなっています。開示割合の増加は、TCFDフレームワークの導入が増えたことに起因するとも考えられます。
- 特に顕著なのがインドネシアとタイで、TCFDフレームワークの導入率は、インドネシアでは2021年の4%から2022年には10%に、タイでは2021年の24%から2022年には60%にまで増加しています。
- この傾向が続くと、移行リスクや物理的リスクを含め、気候関連リスクを総合的リスク管理に統合する企業は、今後一層増えるものと予想されます。

図表9：目標の開示および気候関連リスク・機会の追跡、またはそのいずれか

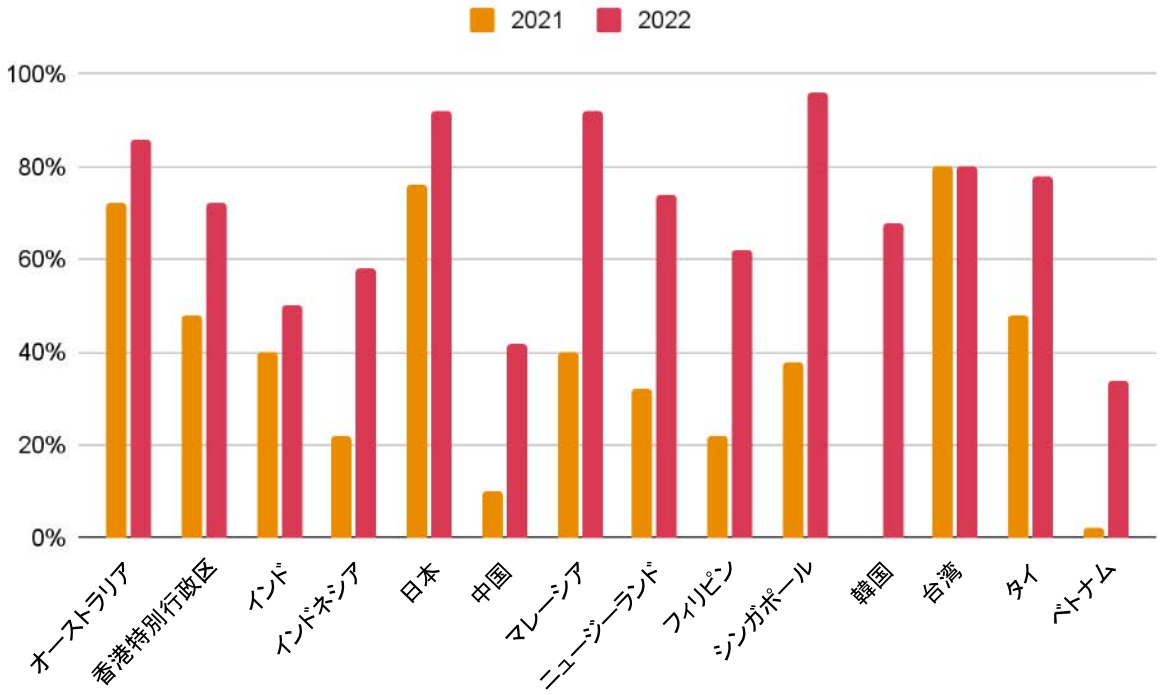

（注）韓国の2021年データは入手不可。

なぜこれが重要か

炭素強度や投融資先の排出量の削減といった目標に向けて、改善や進捗を追跡するために欠かせないのが目標です。目標があれば、企業は識別した不足事項へ適時に対応し、設定した目標を確実に達成することもできます。目標を開示することは、説明責任の確保にもつながります。

実施状況

- アジア太平洋地域の調査対象企業のうち、気候関連のリスク・機会や目標に対する実績の管理に用いた目標を開示している企業は70%にのぼり、2021年から29ポイント増加しました。
- 開示を実施した企業の割合で見ると、シンガポール（96%）、日本（92%）、マレーシア（92%）、オーストラリア（86%）、台湾（80%）の5つの法域が上位を占めています。
- マレーシアとシンガポールでは、気候関連リスク・機会や目標に対する実績の管理に用いた目標を開示している企業は、2021年から50ポイント以上増加しました。TCFDフレームワークの導入が増えた結果ではないかと思われます。
- ネットゼロ目標の他に、気候関連目標としてよく挙げられるものとしては、再生可能エネルギーの100%導入、エネルギー消費量の削減、グリーン投資、低炭素製品の開発などがあります。

図表10：気候シナリオ分析の開示

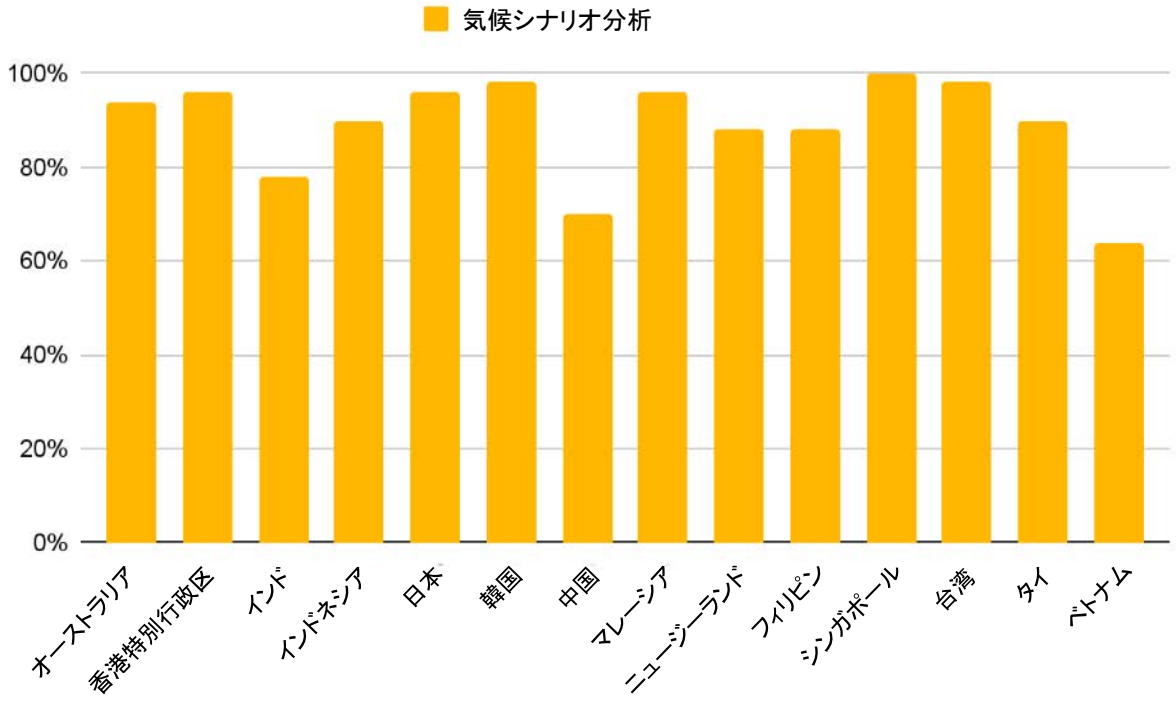

なぜこれが重要か

気候変動の影響がどのくらいの規模になるかは不確実なため、気候変動が事業、戦略、業績に与える潜在的な影響を理解することが、企業の課題となっています。そのためTCFDは、今後起こり得るさまざまな状況を想定した上で、気候シナリオ分析を活用して、より柔軟で強力な戦略計画を策定することを推奨しています。気候シナリオ分析は、まだ初期段階ではあるものの、気候関連のリスクや機会がどのように企業の事業を進化させ、影響を与えるかについて、企業やステークホルダーの理解を助けるツールして、活用の幅が広がっています。気候シナリオは、将来推計人口、経済活動、ガバナンス構造、社会的価値観、技術的変化などの要因に左右されます。

実施状況

- アジア太平洋地域の調査対象企業のうち、気候シナリオ分析を実施していたのは、全体の89%でした。
- 気候シナリオ分析の実施率は、シンガポールの上場企業が100%と最も高く、次いで韓国の上場企業（98%）、台湾の上場企業（98%）の順になっています。
- 気候関連リスクは、企業の総合的リスク管理にとって重要な要素になっており、今後は気候シナリオ分析を実施して、気候リスクや事業への影響について理解を深める企業が増えるものと予想されます。

図表11：スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示

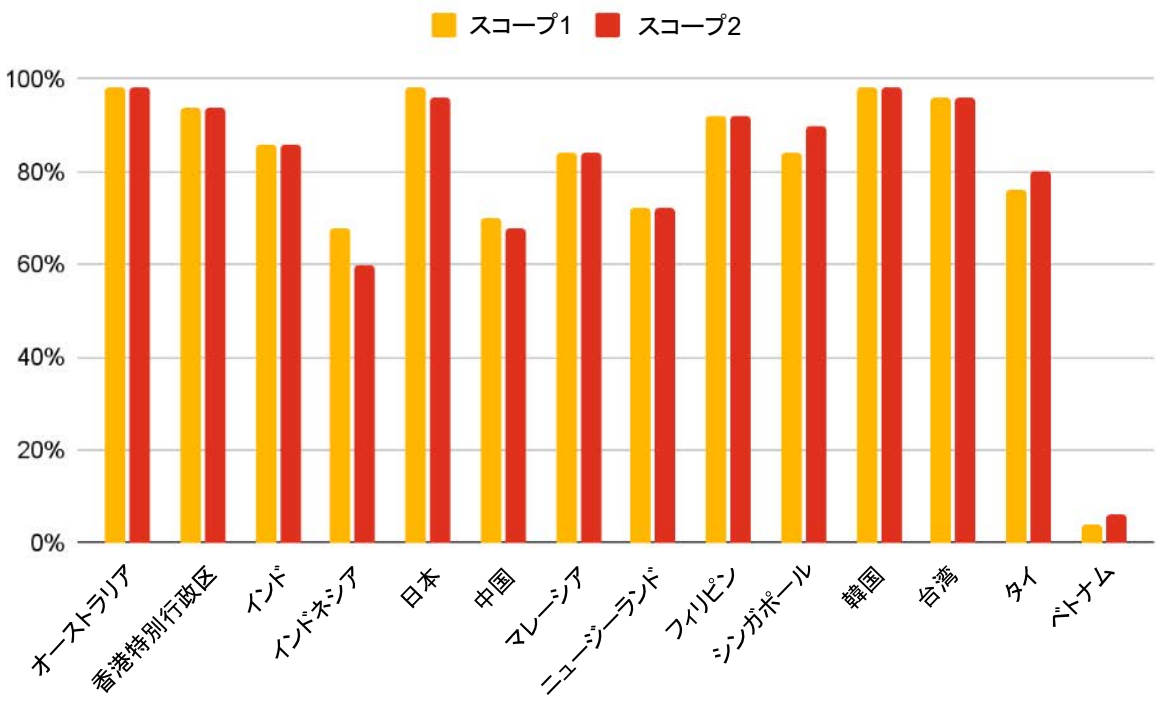

なぜこれが重要か

TCFDの提言は、スコープ1とスコープ2、さらに可能であれば、スコープ3の温室効果ガス排出量とその関連リスクを開示するよう求めています。スコープ1は企業による直接排出、スコープ2は電気の購入や使用に伴う間接排出、スコープ3はバリューチェーンから生じるその他全ての間接排出を言います。スコープ3の排出は、組織がバリューチェーン内の温室効果ガス（GHG）の削減に影響を及ぼす機会となるもので、最大の排出源となる場合もあります。GHG排出量は、GHGプロトコルの方法に従って算定し、異なる組織や法域の間でも集計や比較ができるようにします。GHG排出量に対する理解を深めることで、組織はネットゼロへの移行の道を開くのに役立つ重要な対策に注力することができます。

実施状況

- 調査対象企業のうち、80%がスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示し、50%がスコープ3のGHG排出量を開示していました。TCFD提言に沿った状況であることが分かります。
- 調査を実施した上場企業の半数以上がスコープ3のGHG排出量を開示していたのは、日本（88%）、韓国（78%）、オーストラリア（76%）、台湾（74%）、ニュージーランド（64%）、インド（62%）、タイ（60%）でした。
- 業界別に比較すると、通信サービス（51%）、情報技術（52%）、公益事業（53%）で、調査対象企業の半数以上がスコープ3のGHG排出量を開示しています。
- 最近、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が、企業を対象としたスコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出量の開示基準を提案したこともあり、スコープ3のGHG排出量の開示は予想どおり上昇しています（訳注：ISSBは2023年6月26日にIFRS S2号「気候関連開示」の最終版を公表しました）。

図表12:スコープ3のGHG排出量の開示水準

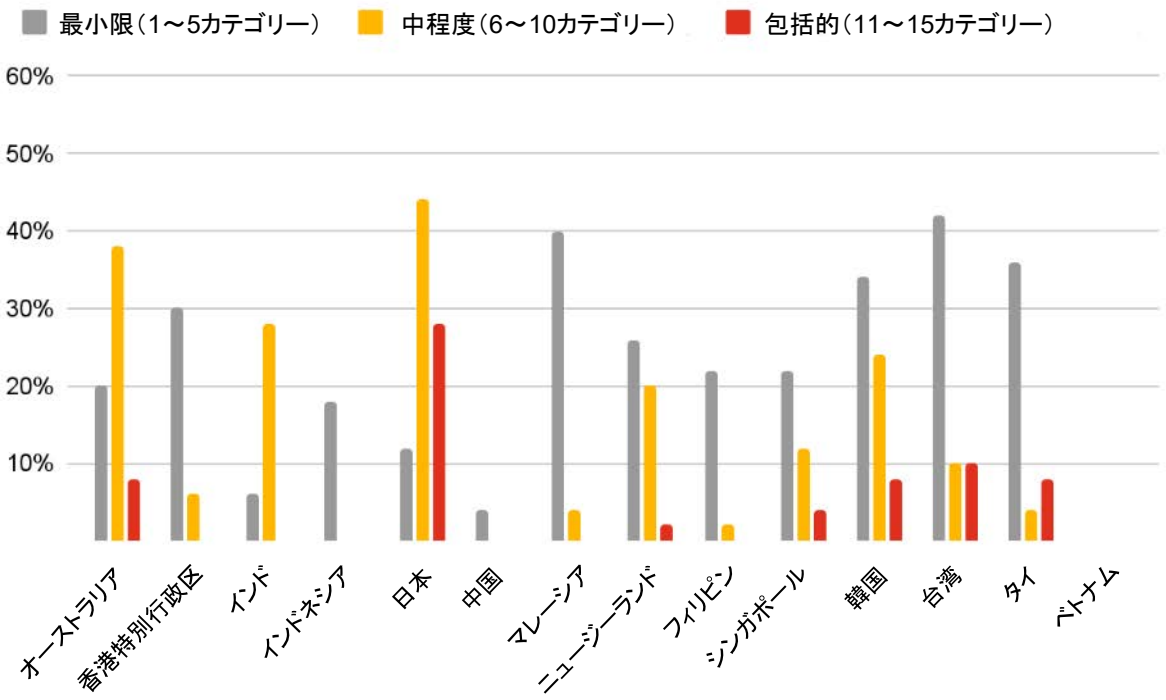

(注)「スコープ3のGHG排出量の開示水準」は、スコープ3のGHG排出量を開示した企業を対象としています。

なぜこれが重要か

ISSBは2022年10月、サステナビリティ関連開示基準案の修正の中で、スコープ3のGHG排出量の開示を含めるよう企業に求めることを、全会一致で可決しました。この新基準は2024年1月1日より効力を生じ、早期導入も認められています。スコープ3については、1年間報告義務を免除する経過措置が取られます。GHGプロトコルでは、スコープ3の排出量について15のカテゴリーが定められており、組織の上流、下流双方の活動で生じる排出量が排出源に含まれています。当該プロトコルの基準を満たすには、スコープ3のうち該当する全てのカテゴリーの排出量を報告する必要があります。

実施状況

- スコープ3のGHG排出量を開示した企業のうち、スコープ3のGHG排出量算定結果を最小限の水準で開示した企業は22%、中程度で開示した企業は14%、包括的に開示した企業は5%でした。
- 18%の企業は、スコープ3の全体的なGHG排出量は開示しているものの、スコープ3のGHG排出に寄与するカテゴリーは開示していません。
- 企業の半数以上がスコープ3のGHG排出量を開示している業種(通信サービス、情報技術、公益事業)を見ると、ほとんどが最小限での開示となっています。

ガバナンスと責任

図表13：サステナビリティに関する取締役会の責任の開示

（注）韓国の2021年データは入手不可。

図表14：サステナビリティガバナンス構造の開示

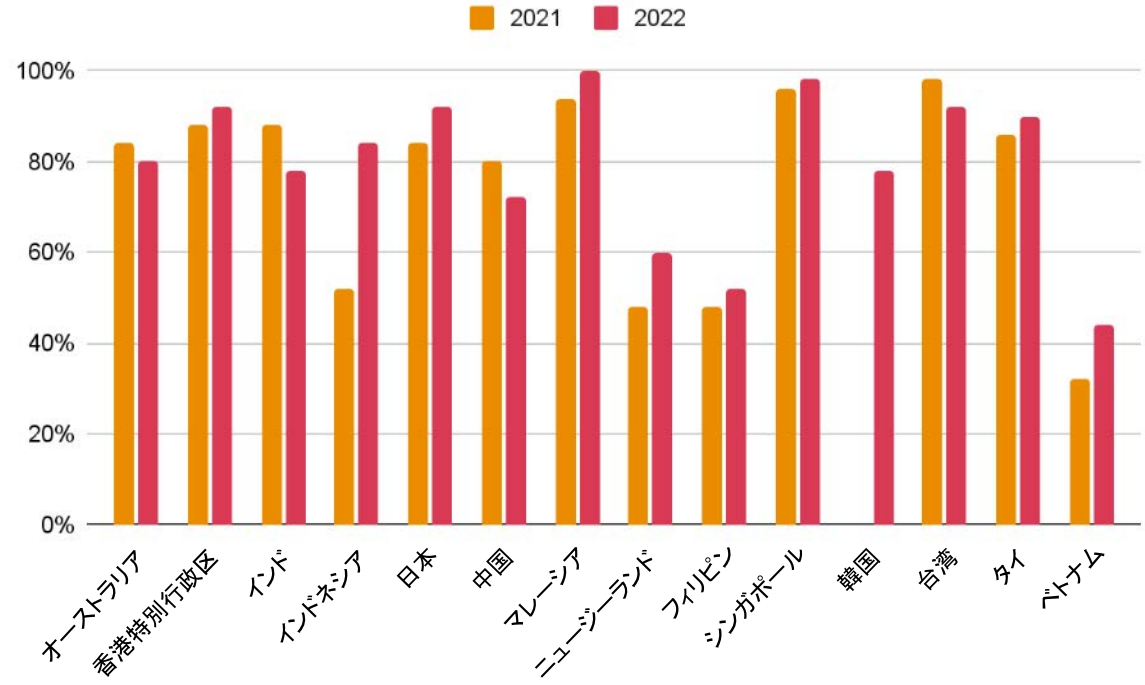

（注）韓国の2021年データは入手不可。

なぜこれが重要か

取締役会は、組織が確実にESG要因を監督し、意思決定および長期的な成長戦略にサステナビリティを組み込むための鍵となります。これにより、組織全体でESG考慮事項を確実に優先するために必要なリソース配分が行われていると確信を持つことができます。適切なサステナビリティガバナンス構造も、取締役会が組織のサステナビリティ目標と戦略を監督するのを支えるために重要です。

実施状況

- 2022年には、調査対象企業の84%が、サステナビリティに関する取締役会の責任を開示していました。13法域（韓国を除く）における2022年の開示割合は82%で、2021年の67%から15ポイント増加しています。
- 2022年に、90%を超える調査対象企業がサステナビリティに関する取締役会の責任を開示していたのは、マレーシア（100%）、シンガポール（100%）、韓国（98%）、オーストラリア（96%）、インドネシア（96%）、香港（94%）の6法域でした。
- アジア太平洋地域の全法域で、2022年における取締役会の責任の開示割合が前年より増加したことは良い傾向であり、最も顕著な増加が見られたのはインドネシア、ニュージーランド、タイでした。インドネシアとタイでは、サステナビリティ報告およびESGパフォーマンス報告が近年義務付けられ、サステナビリティ報告ガイドが発行されています（インドネシアは2021年、タイは2022年）。ニュージーランドにおける開示の増加は、サステナビリティ報告の成熟度の高まりと比例しています。サステナビリティ報告の要求事項には具体的な構成要素が含まれていなかったため、当該増加の理由を1つの要因に特定することはできませんが、規制やガイドラインの存在が開示の増加に影響していると思われます。
- アジア太平洋地域において、79%の企業が自社のサステナビリティガバナンス構造を開示しました。
- 調査対象企業の90%超がサステナビリティガバナンス構造を開示していた上位5法域は、マレーシア（100%）、シンガポール（98%）、香港特別行政区（92%）、日本（92%）、台湾（92%）でした。
- サステナビリティガバナンス構造の開示割合が最も増加したのはインドネシアで、2021年の52%から2022年は84%に増加しました。次いでニュージーランドとベトナムがそれぞれ12ポイント増加しました。
- オーストラリア、インド、中国、台湾では、サステナビリティガバナンス構造の開示割合がわずかに減少しました（10ポイント未満）。

図表15:取締役会および経営者のサステナビリティ研修の状況開示

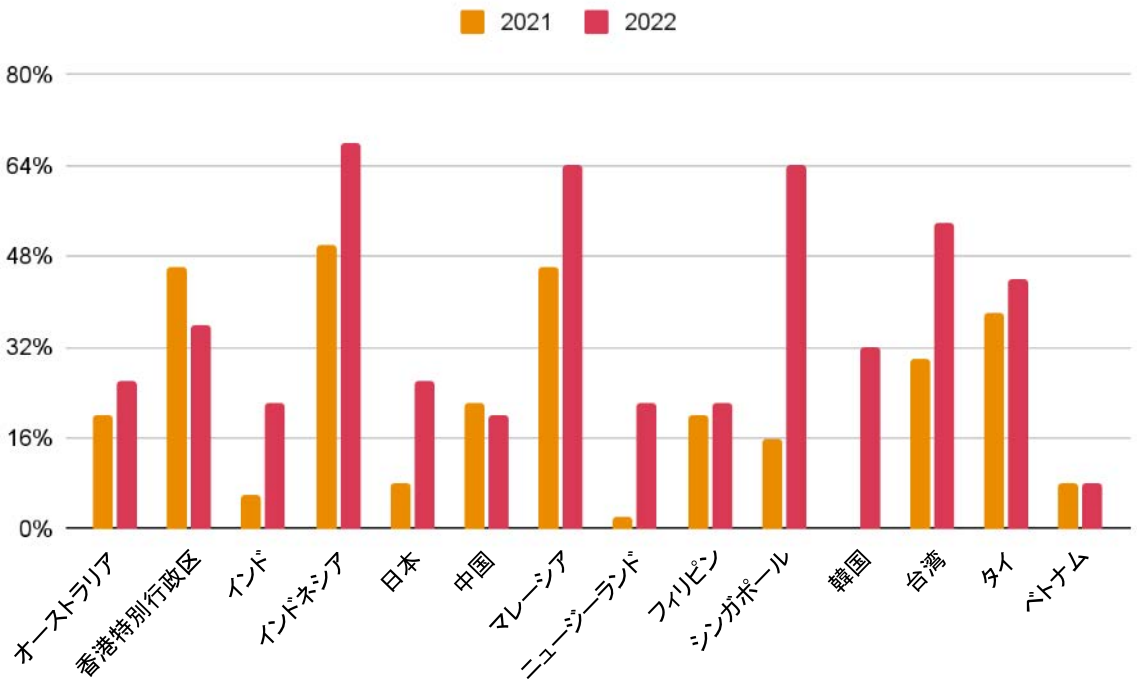

(注)韓国の2021年データは入手不可。

なぜこれが重要か

取締役会が、自社のサステナビリティの進捗を効果的に監督し、長期戦略やコーポレートガバナンスに関する適切な指示を出すためには、自身のスキルアップが欠かせません。また業績連動型の役員報酬にサステナビリティの要素を組み込むことは、サステナビリティ目標に向けて企業全体の足並みが揃うよう役員に意欲的に動いてもらうための効果的な戦略になり得ます。

実施状況

- 2022年に、調査対象企業の取締役会や経営者でサステナビリティ研修へ参加もしくは受講したのは、わずか36%でした。13法域(韓国を除く)における2022年の開示割合は37%で、2021年の24%から13ポイント増加しています。取締役会や経営者のサステナビリティ研修に関しては依然、改善の余地があります。

- 2022年に、取締役会や経営者がサステナビリティ研修へ参加もしくは受講した企業の割合が平均を超えたのは、インドネシア(68%)、マレーシア(64%)、シンガポール(64%)、台湾(54%)、タイ(44%)でした。

- シンガポールの上場企業において、サステナビリティ研修へ参加もしくは受講した取締役会や経営者の開示割合が2021年の16%から2022年の64%へ大幅に増加したことは、注目に値します。これはSGXが企業に対して、自社の取締役がサステナビリティ研修に参加したことをサステナビリティ報告書に記載することを義務付けたことによるものかもしれません。

図表16：サステナビリティのパフォーマンスに連動する役員報酬の開示

（注）韓国の2021年データは入手不可。

なぜこれが重要か

ESGパフォーマンスと役員報酬との連動により、サステナビリティのパフォーマンスや行動をサステナビリティ目標と整合させることができます。

実施状況

- 2022年は、調査対象企業の33%が役員報酬とサステナビリティのパフォーマンスとの連動を開示しました。13法域（韓国を除く）における2022年の開示割合も33%で、2021年の16%から17ポイント増加しています。これは、サステナビリティを役員報酬の決定における重要な要素だと考える企業が増えていることを示します。
- 2022年に、サステナビリティのパフォーマンスが役員報酬と連動している企業が大半となったのは、オーストラリア（70%）、台湾（58%）、日本（56%）、シンガポール（54%）、マレーシア（50%）でした。
- マレーシアの上場企業において、サステナビリティのパフォーマンスに連動する役員報酬の開示が、2021年の8%から2022年には50%へ大幅に増加したことも注目に値します。

図表17：取締役会の多様性に関する開示

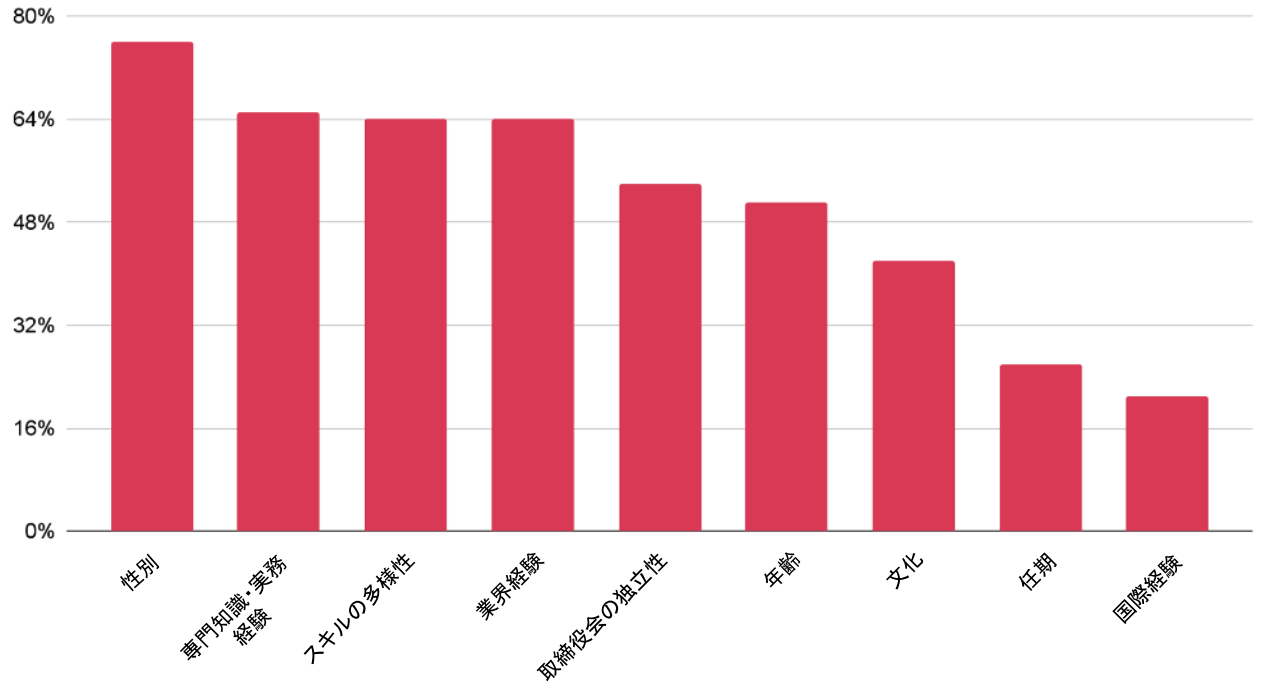

なぜこれが重要か

取締役会が幅広い層で構成され多様性に富んでいると、取締役会の効率が大幅に向上し、新鮮で全体論的な視点がもたらされることが分かっています。取締役会の多様性を高めることは、アジア太平洋地域において現時点では義務化されていないものの、ノルウェーやフランスなど他の法域では、上場企業の取締役会の40%以上が女性でなければならないと法律で定められており、多様性を高めることが一般的です。性別の多様性に加えて、今回は社会的多様性や職歴の多様性も調査しており、どちらも等しく重要な要素です。社会的多様性は性別、年齢、文化的多様性や職歴の多様性に及びます。さらには専門知識、業界経験、取締役会の独立性、任期、国際経験も含まれます。

実施状況

- アジア太平洋地域において、調査対象企業の78%が、取締役会において少なくとも1つの多様性の要素を維持していることを開示していました。
- 多様性の構成要素の開示内容は、調査対象企業では性別の多様性が最も多く（76%）、次いで専門知識・実務経験（65%）、業界経験（64%）、スキル（64%）の順になっています。

信頼の構築

図表18:報告範囲の開示

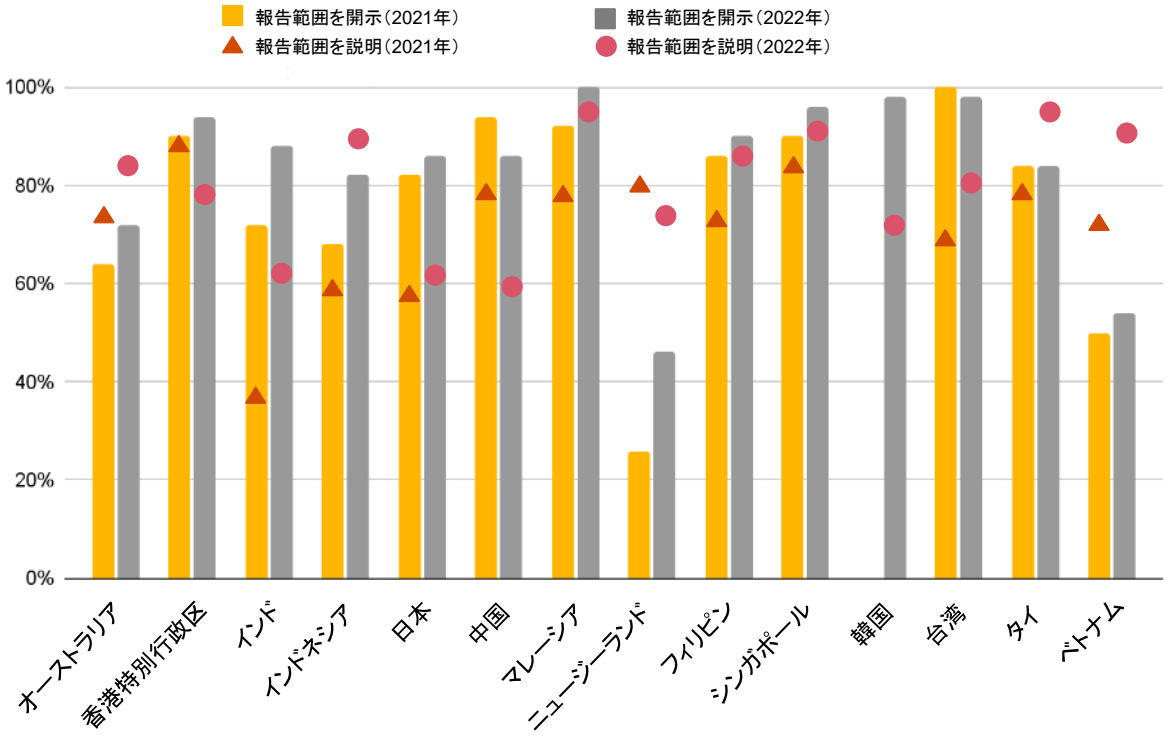

(注)韓国の2021年データは入手不可。「報告範囲を開示」は全ての企業、「報告範囲を説明」は報告範囲を開示した企業を対象に集計しました。

なぜこれが重要か

報告範囲の開示はサステナビリティ報告書の記載内容の透明性を高め、掲載されていない内容を明らかにします。報告範囲の開示には、報告書に事業拠点、業界活動、設備・資産の対象範囲が記載されているか、また範囲の決定方法が説明されているかが含まれます。これらの情報は、サステナビリティ報告の成熟度を高めるとともに、読者やステークホルダーにより詳しい文脈を提供するためにも重要です。

実施状況

- アジア太平洋地域において、調査対象企業の84%が報告範囲を開示しています。調査対象企業の71%はさらに、報告範囲について説明しています。
- 報告範囲の開示が最も多かった上位5法域は、マレーシア(100%)、韓国(98%)、台湾(98%)、シンガポール(96%)、香港(94%)です。

図表19：内部レビュー・保証の開示

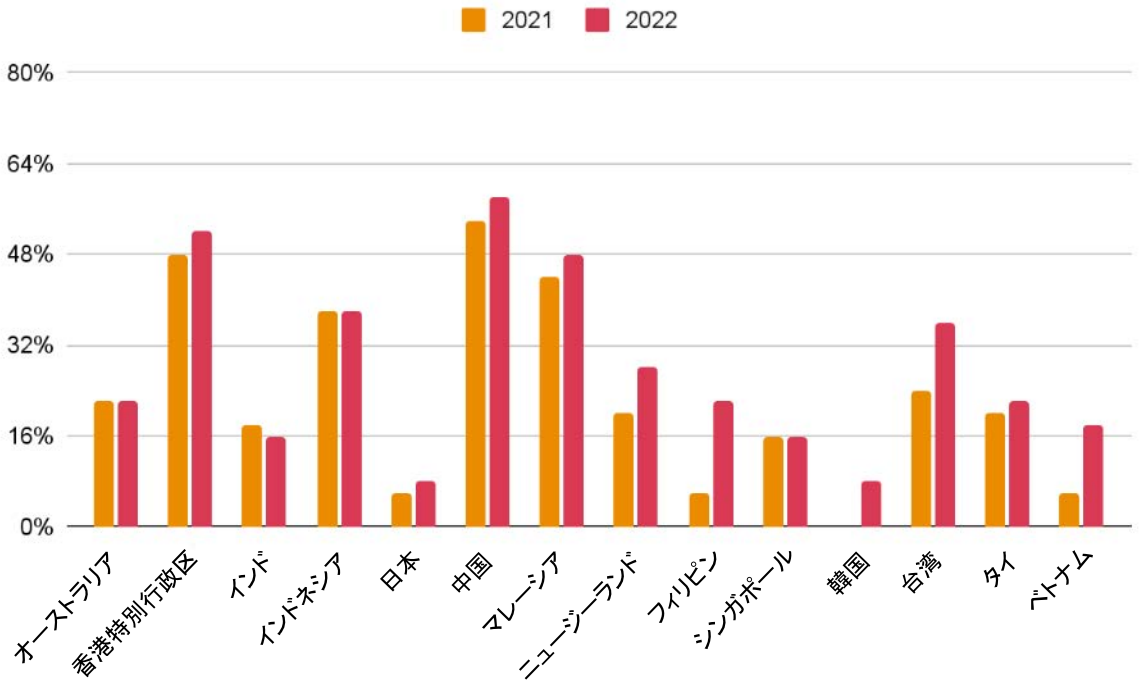

（注）韓国の2021年データは入手不可。

図表20：外部保証の開示

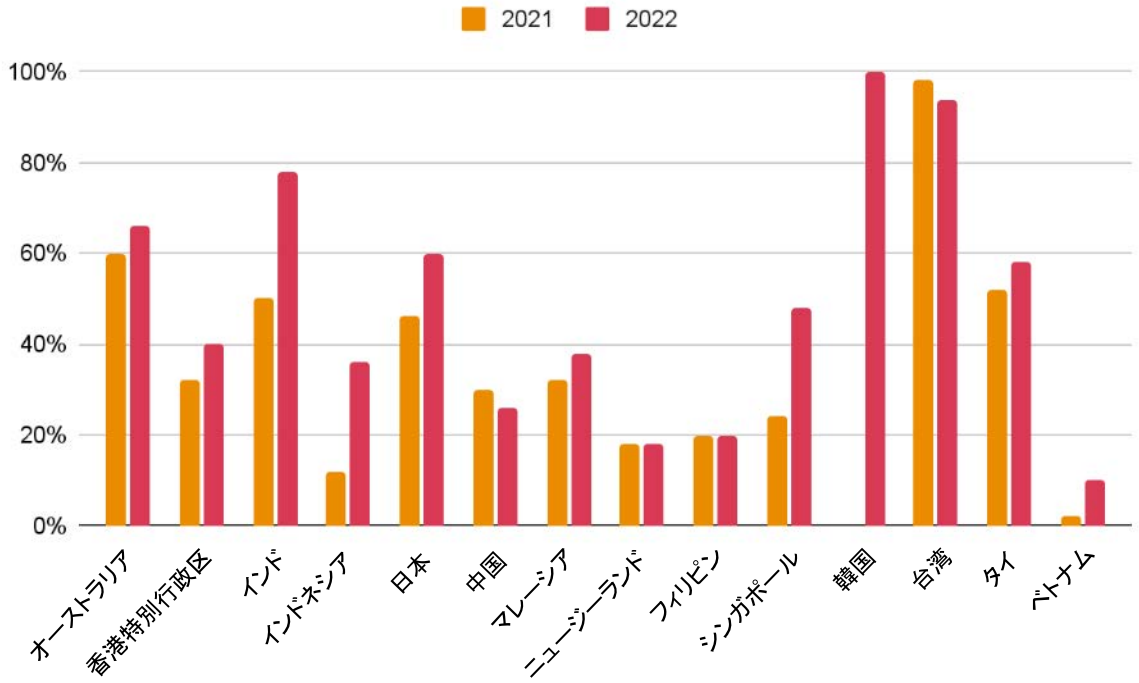

（注）韓国の2021年データは入手不可。

なぜこれが重要か

サステナビリティ報告の保証は、発行した報告書の正確性や信頼性を確保するために重要です。報告書はESG開示における信頼を構築し、ステークホルダーと組織の間の信頼関係を強くします。また保証を取得することで、不正確な開示に伴うリスクを防止できます。不正確な開示を行うと、各法域における開示義務に対する違反として、金銭やそれ以外の罰則または制裁を課される可能性があります。また保証により経営者と株主は、報告期間にわたって組織のパフォーマンスに自信を持つことができるようになります。

実施状況

- 内部レビュー・保証：内部レビューを実施し、取締役・自社のサステナビリティ委員会・内部監査役に承認された旨が報告書で開示された場合に、企業は内部レビュー・保証を実施したと考えます。
  - 2022年はアジア太平洋地域の企業の28%が内部保証を実施し、中国での実施割合が最も高い結果となりました（58%）。
  - 13法域（韓国を除く）における2022年の内部保証実施割合は30%で、2021年の25%から5ポイント増加しています。
- 外部保証：独立保証機関による保証を取得した旨が報告書で開示された場合に、企業は外部保証を実施したと考えます。
  - 2022年は調査対象企業の49%が外部保証を実施し、韓国での実施割合が最も高い結果となりました（100%）。
  - 13法域（韓国を除く）における2022年の外部保証実施割合は46%で、2021年（37%）から9ポイント増加しています。これは信頼を構築するために外部保証を実施する企業が増えていることを示しています。
  - 一定規模の企業に対するKRXのサステナビリティ報告に係る要求事項の開始時期は2025年ですが、今回の調査対象となった韓国の全ての上場企業が自社のサステナビリティ報告書の外部保証を既に実施していることは良い傾向です。この傾向は、サステナブルな商品・事業に注目するようになった消費者やステークホルダーの視点から考えると理解しやすく、企業はサステナビリティ開示の透明性と質を高めています。

図表21：外部保証水準および外部保証に用いるフレームワークの開示

保証水準の開示		
法域	**低水準の保証**	**高水準の保証**
全体	69%	10%
オーストラリア	84%	16%
香港特別行政区	70%	30%
インド	45%	12%
インドネシア	57%	0%
日本	97%	0%
中国	92%	0%
マレーシア	69%	0%
ニュージーランド	57%	0%
フィリピン	91%	0%
シンガポール	96%	4%
韓国	60%	8%
台湾	57%	26%
タイ	73%	3%
ベトナム	57%	29%

0～25%の企業 **25%～50%の企業** **50%～75%の企業** **75%超の企業**

（注）「保証水準」は、外部保証を取得した企業を対象に集計しました。

低水準の保証には、国際保証業務基準第3000号（改訂）：過去財務情報の監査またはレビュー以外の保証業務（ISAE 3000）、国際保証業務基準第3410号：温室効果ガス報告に対する保証業務（ISAE 3410）、またはISO 14064-3:2019 温室効果ガス－第3部：温室効果ガスステートメントの検証と妥当性確認のためのガイダンスを含む仕様（ISO 14064-3）に基づく限定的保証と、AA1000保証基準（AA1000AS）に基づく中レベルの保証が含まれます。この表で低水準の保証は、利用者に比較的低レベルな信頼性を提供します。実施された手続きの性質や時期はそれぞれ異なり、手続きの内容も合理的保証や高レベルの保証と比較して低レベルなものになります。

高水準の保証には、ISAE 3000、ISAE 3410、またはISO 14064-3に基づく合理的保証と、AA1000ASに基づく高レベルの保証が含まれます。この表で高水準の保証は、利用者に比較的高レベルの信頼性を提供しますが、絶対的な保証レベルではありません。これは財務諸表の監査に近い水準です。このような保証には異なる性質や内容の手続きが必要であり、根底にあるプロセスやコントロールをより詳細に理解している必要があります。

なぜこれが重要か

外部保証を実施する企業の一部は、自社のESG情報で要素ごとに異なる水準の保証を選択するかもしれません。PwCの「グローバル投資家意識調査2022」によると、投資家は企業のサステナビリティに関する報告内容の信頼性を構築する方法として、保証を重んじています。投資家の最優先事項は、財務諸表監査と同じ水準の合理的保証です。EUや米国などの規制当局からも、組織に対して「より高水準な」保証を取得するよう期待が高まっています。

実施状況

- アジア太平洋地域で最も多い保証水準は限定的保証、その次に多い水準は中レベルの保証です。
- 一般的な保証フレームワークには、ISAE 3000、ISAE 3410、AA1000AS、ISO 14064-3などがあります。

リーダーの見解：コンプライアンスを超えて

Westports社におけるサステナビリティ報告は、投資家からの要請で始まりました。投資家をはじめとしたステークホルダーは、企業がサステナビリティ報告や気候変動に関連する報告などのサステナビリティ対策に着手する原動力の1つとして重要な役割を果たしています。多くの企業が一般的にCSR活動などのサステナビリティ関連活動を始めていますが、その内容は正式に報告されていません。そのため、当社がサステナビリティ活動を始めた際に、全体として持続可能な開発目標（SDGs）の多くの項目に準拠していたのは驚くべきことでした。

港湾管理会社として、当社は気候変動の影響を避けて通れるとは考えていません。TCFDフレームワークは、企業が自社の事業に影響を及ぼす気候変動関連のリスクや機会を分析するのに便利なツールです。気候シナリオ分析は複雑になり得るため、企業は算定に含まれている前提の透明性を確保することが重要となります。明確なコミュニケーションと説明は、異なる前提が適用された場合に気候シナリオ分析がどのように変わるかをステークホルダーが理解するために重要です。

さまざまな基準やフレームワークの存在により、サステナビリティ報告書の分量は多くなる傾向があります。人工知能（AI）ツールを用いてサステナビリティ報告書を分析することがトレンドになっているため、当社の報告書ではGRIの要求事項へ対応するだけでなく、冒頭に主なサステナビリティ指標をまとめています。指標をまとめることで、AIツールやサステナビリティ報告書の利用者によってさらに効果的な分析ができるようになったと感じています。

サステナビリティ報告に係る基準が開発・成熟の途中にある間は、格付機関が企業とステークホルダーをつなぎます。一般的に現在は、ESG格付に大いに依存している状況が見られます。格付機関が格付手法を決める際、どのようにサステナビリティ報告に係る基準やフレームワーク（データ品質を含む）を評価するかは重要であり、投資家をはじめとしたステークホルダーはそれを頼りにしている場合があります。

サステナビリティの報告および格付は、コンプライアンスの側面を超えて、企業の事業や業務を全体的に向上させる手段であるべきです。

Shamsul Afif Bin Abdul Waris
取締役社長特別補佐

Chang Kong Meng
ウェストポーツ・ホールディングス
IR責任者

05

サステナビリティ報告の課題への対応

リーダーの見解：サステナビリティ報告を優先事項と捉え、サステナビリティ関連の知識・経験の相互共有を提唱する文化を醸成する

サステナビリティ報告は、チェック項目に印を入れるだけの作業ではありません。重要なESG課題を評価・ランク付けするには、主なステークホルダーを積極的に巻き込んで、ESG課題に関する彼らの懸念事項、優先事項、期待、当社のESGパフォーマンスに対する見解についてお互いに理解することが重要です。サステナビリティ報告書で開示内容の透明性を確保することは、ステークホルダーが当社のサステナビリティに関する主なリスクを理解し、目標の進捗をモニタリングする上で役立ちます。

企業のサステナビリティ情報に関する、より透明性が高く比較可能な報告に対するステークホルダーからの要望は高まっています。当社はGRI・TCFD・SDGsなどの基準やフレームワークを適用することで、当社のサステナビリティ報告が国際的に認められた基準やフレームワークへの準拠を確保し、ステークホルダーによる比較も容易にしています。気候変動に対応するため、気候変動関連のリスクと機会、当社事業や戦略・財務計画への潜在的な影響を識別することが不可欠であると認識しました。当社はこの分析を、今年発行した初めてのTCFD報告書に盛り込み、最終的には長期的に気候問題に対処し、気候レジリエンスを高めるケイパビリティを育成し、カーボンニュートラルを推進するため全セクターに協働を呼びかけることを視野に入れています。

持続可能な開発の管理を強化し国際基準に対するベンチマーキングを行うために、当社も2014年に国連グローバル・コンパクトに署名し、10原則へ全面的に賛同しました。この10原則の当社ESG戦略への統合を継続的に進めており、会員企業を積極的に巻き込んでESG戦略を実行しています。

当社は中国・米国・英国・欧州などさまざまな国や地域でプレゼンスを確立しているため、報告に係る異なる要求事項を検討・導入する必要があることが、当社が直面している主な課題の1つです。ESGに関するケイパビリティを構築し従業員のスキルアップを行うことは、従業員が国内および世界におけるサステナビリティ報告の最新情報を確実に把握できるようにするために重要です。当社はESGカルチャーウィークの開始、ESGに関するケイパビリティ向上のための研修・セミナーの実施など、さまざまなサステナビリティ関連の取り組みを実施しました。また欧州・英国のより先進的なグループ会社とESGグローバルネットワークセッションを実施することで、ESG報告に関するグローバルな最新動向を把握し、相互共有を行う機会を得ています。

サステナビリティ報告は、その要求事項が今後も増えていくと予想され、引き続き急速に進化しています。そのため、企業は要求事項に対応するための準備を早めに行い、計画や行動に移すことが不可欠です。

社員がESGへの取り組みにコミットする文化を醸成する上で、ESGを優先事項とすることが重要です。当社は、取締役会がESGに対する責任を負うトップダウンの仕組みを採用しています。またESG取締役会委員会とESG執行委員会をガバナンスレベル・意思決定レベルで別個に設立し、取締役会による当社グループのESG展開・導入の指導監督をサポートしています。役員が確実に、ESGのトレンドやサステナビリティ報告の進展状況を適時に把握することも重要です。さらに、グループ企業がベストプラクティスを共有しオープンなコミュニケーションを行う場として、当社はESG管理委員会とESGワーキンググループを設立しました。

サステナビリティ報告における説明責任と透明性の確立に取り組むことは、企業にとってメリットがあります。ESG格付は投資家の投資判断における重要な要素です。当社は、主流のESG格付機関の期待に沿っていることが裏付けられた適切な開示を行っています。外部保証もまた、報告されたサステナビリティ情報における信頼性をさらに強化し、ステークホルダーの信用を高めることができます。

Angel Sze
復星国際有限公司
カンパニーセクレタリー・ESG管理委員長

サステナビリティ報告の課題

情報に対する要求が高まる中、企業は常に、多様なステークホルダーのニーズを満たすバランスの取れた報告を行うにはどうすればよいかという課題に直面しています。バランスの取れた報告とは、経営者やステークホルダーが資本配分や選択をするために必要な情報を提供できる報告のことです。

数百年の歴史がある財務報告とは異なり、ESG報告はまだ始まったばかりです。関連する基準、フレームワーク、法令の内容の多くが変化し続けており、企業はESG報告に関する状況の急速な変化に直面しています。このセクションでは、企業が頻繁に直面するESG報告の課題とその対応方法をご紹介します。

最大の課題

グローバルレベルで整合の取れた報告基準と相互運用性の追求

ESG報告に関する最大の課題の1つは、統一した基準がないことです。普遍的に受け入れられている報告の基準やフレームワークはなく、ESGパフォーマンスの報告に企業によって異なる指標を使う可能性があります。基準に関するコンセンサスがないため、企業にとってはサステナビリティに関するパフォーマンスの準備や報告が、投資家にとっては報告内容の理解とそれに基づく意思決定が困難になっています。その結果、企業の報告内容は増え続け、にもかかわらず投資家は依然としてさらなる情報を求める結果となっています。

フレームワークや基準の統合は近年始まったばかりですが、基準間で相互運用や連携ができないのであれば、報告に関する課題は解消されません。相互運用性がなければ、国を超えて組織のパフォーマンスを比較可能とするという共通の目標は達成できないのです。

データ収集と検証

ESGデータの収集や検証は企業にとって困難です。財務データとは異なり、ESGデータの収集方法は確立されておらず、容易に入手ができない場合も多くあります。企業はサプライチェーンを含む複数の情報源からデータを収集しなければならないこともあります。社内においては、ESGデータは多くの場合、典型的な財務データの所有者とは異なる者が所有しており、財務データの所有者のように定期的な報告制度に精通していない場合もあります。ESG報告に関する成熟度はサプライチェーンのエコシステム内でバラつきがあり、企業が関連情報を入手する際の大きな障害になっています。このことがサステナビリティ報告に関する社内の課題の悪化につながっています。

さらに、入手したデータの正確性や網羅性の検証は困難であり、大量の時間やリソースがかかる場合もあります。

事業戦略との統合

ESG報告は企業の事業戦略全体と統合され、企業目標との整合性を確保することが必要です。しかし多くの企業がこの統合に苦戦しています。大抵の場合、それはトップの姿勢が原因です。経営陣やガバナンス責任者の十分な賛同やコミットメントがなければ、ESG報告は核となる事業戦略とは別個の取り組みと見なされてしまうことになります。

PwCのアプローチ

1 評価

現在の報告環境や既存の状況を評価し、要求事項を満たすだけではなく事業目的や事業戦略と連動するサステナビリティ報告戦略を選定します。

2 設計

適正なガバナンス、プロセス、コントロールによって包括的で高品質な報告書を作成するため、サステナビリティに関する報告機能とガバナンスを設計・導入します。

3 導入と改善

サステナビリティ報告を事業の核として導入し、継続的な改善の仕組みを構築します。

PwCのアプローチ

PwCは、サステナビリティ報告機能を設計・改善し、高品質で有用な情報に必要なデータ、コントロール、システムをビジネスに組み込むためのフレームワークを提供しています。

第1フェーズ：評価

ESG報告に関する目標と要求事項の理解

- 企業の**目的**、広範なESG戦略、**報告目標**およびそれらの相互接続性の理解
- 規制および任意の**サステナビリティ報告要求事項**の識別

影響・リスク・機会の識別と評価

- **ESGの影響、リスクおよび機会**の識別
- **ESGマテリアリティ評価**の実施
- **ベンチマーキング**の実施
- 最も関連性のあるESG**格付機関・認証評価**の識別

現在のESG報告に関する成熟度の評価

- 現在のESG報告に関する人、プロセス、テクノロジー、コントロールを含めた**成熟度評価**の実施

ESG報告に関する戦略とロードマップの定義

- **指標や目標**を含む企業の詳細な**ESG報告戦略**の定義
- **提案**を進めるための**ギャップの識別**、ロードマップの作成

第2フェーズ：設計

設計の監督

- ESGに関する**ガバナンスとオペレーティングモデル**の設計
- ESGに関する主要な業績評価指標（KPI）と役員・**経営者の報酬**との連動性の確保
- 企業のリスク管理フレームワークへの**ESGリスクの統合**

ESG報告に関する方針、プロセス、コントロールの設計

- データ要素、データソース、報告トピックレベルの役割・責任を含む、ESG報告に関する**方針と定**義の設計・文書化
- ESG報告に関するプロセスと**内部コントロール**の設計・文書化
- ベンダーの評価・選定を含む、**テクノロジー・アーキテクチャの将来像**の設計

第3フェーズ：導入と改善

導入

- システム、プロセス、コントロールの設計に関する**テスト**
- スキルアップと自律性を養うための**研修カリキュラム**の企画・実施
- **既存の規制要件**への準拠状況と企業の広範なESG戦略・目標に照らした**進捗**の報告

報告の改善

- ステークホルダーのニーズや規制の変化に応じた**報告改善**プロセスの設計

サステナビリティ報告を優れたものにするための重要な考慮事項

適切なサステナビリティ報告基準の選定

サステナビリティ報告に関する基準やフレームワークは発展途上で急速に変化しているため、万能な解決法はありません。そのため、「ベース」となる報告基準やフレームワークを1つ決め、その基準と各業界の関連ガイドラインやフレームワークを合わせて使う企業が多いようです。

1. **企業の目的、広範なESG戦略、報告目標およびそれらの相互接続性を理解する**

   社内外の主要なステークホルダーを識別するところから始めることができます。経営者の観点で把握すべきことから始めましょう。サステナビリティ報告は社外で使用するためだけでなく、社内でのより良い意思決定にも役立ちます。

2. **規制上のサステナビリティ報告要求事項を識別する**

   基準および要求事項は急速に変化しているため、企業は規制や政策の策定状況を注視しておくことが不可欠です。急速に高まる期待に応え損ねないようにすることが重要です。

3. **ベンチマーキングを実施する**

   ESG報告はまだ萌芽期にありますが、多くの企業が既に数年前から報告を行っています。同業他社に対して、または業界内においてベンチマーキングを実施するところから始めると、自社に最適な、あるいは最適に近い基準やフレームワークの決定に役立ちます。

データ：課題の明確化

質の高いデータは、意思決定者へ有用な方法で情報を提示するために必要不可欠です。以下の手順でデータ収集と検証を改善することができます。

1. **データギャップを識別し、データ収集の改善に向けたロードマップを作成する**

   フレームワークや基準を使って、投資家をはじめとするステークホルダーが探している情報を把握することができます。GRIやSASBなどの基準を使って、自社が属する業界に関連のありそうな指標を判断することができます。

2. **ESG報告に関するプロセスと内部統制を設計・文書化する**

   ESGデータは大抵の場合、企業のさまざまな場所（財務報告のような厳密なプロセスやコントロールの対象とはならない可能性がある領域）に存在しています。そのため、リアルタイムの報告に役立つように抽出するのは困難です。一部のデータは手作業で作成・追跡している可能性があり、検証が困難です。

   企業はデータを作成する機能から着手する必要があります。基礎となるプロセスや情報の発生場所・報告手順に対する内部コントロールを含め、効果的な統制環境を構築すれば、経営者はデータの正確性・網羅性・一貫性を信頼することができます。サステナビリティ報告にも、独立した第三者による保証に適した基準に基づく財務諸表報告と同様の厳密さが必要です。

   企業が統制環境を検討する際には、ガバナンス体制を構築することが重要です。取締役会は、組織において誰がESG情報のレビューに責任を持つのか、どのくらいの頻度でレビューを実施するのか把握する必要があります。ESG開示情報のレビューは、一般的に各年度のサステナビリティ報告書を準備する期間にのみ実施されます。ESGデータの収集・レビューを定期的に実施すると、不足しているESG情報を早期に識別し、必要なデータを取得することができます。

3. **データ収集システムを含む、データから報告までのプロセスを設計する**

企業はさまざまな部署にわたる、あるいはグローバルレベルでのデータの統合を行わなければならない場合があります。組織の中でITシステムを使って非財務データを統合することは、財務報告ほど一般的ではありません。非常に多くの企業が、主にスプレッドシートを使った手作業での統合に依存しており、不正確な報告を行うリスクを高めています。情報の収集・検証は困難です。企業は報告書ではなくシステムについて考える必要があります。統合プロセスの効率と正確性を改善するために、一部の組織は既存のITシステムの改修を選択するかもしれませんが、改修には費用・時間・リソースの投入が必要になります。ESG報告がもっと確立されれば、企業はデータ収集・モニタリング・報告のためのITシステム導入を検討するようになるかもしれません。財務情報の報告・保証への投資や労力は多大ですが、非財務情報にも同じような水準の厳密さと保証が期待されれば、ITシステムの早期導入促進につながるでしょう。

事業戦略とリスク管理フレームワークへのESGの統合

報告の改善によって事業戦略・リスク管理プロセス・業績測定にESGを統合すると、コスト節約や長期的な価値創出につながり、テクノロジー・人員計画・サプライチェーン・資産の取得や売却など投資の決定に関する情報も提供できるようになります。

以下の3つの手順で統合を改善することができます。

1. **ESG報告を含め、ESGのガバナンス構造を設計する**

大きな変化に適応したり推進したりすることができる優秀なスタッフは、ステークホルダーの信頼獲得に必要となる持続的な成長を実現する中心的な存在になります。チーフ・サステナビリティ・オフィサー（CSO）のエンパワーメントに関するPwCのレポートでは、ESG格付でA以上を獲得した企業には、サステナビリティに関する一定以上の権限が付与された役員がいることが示されました。

企業は、長年のデータスチュワードシップの経験を持つ、財務報告を担当する既存の経営者レベルの開示委員会を活用することができます。この機能横断的なチームは通常、実務・法務・内部監査・財務などの部署から集まったメンバーで構成され、投資家を含むステークホルダーへの報告の重要性を理解しています。このチームは、開示内容が企業のメッセージを伝え、真に投資家レベルとなっているほど、正確かつ網羅的であるかどうか企業が判断する際に役に立ちます。またこのチームは、より深い洞察を得るための、財務報告と非財務報告の真の統合を実現することができます。

企業は、監督および業績モニタリングのツールとして期末報告サイクルの規律とリズムを社内に浸透させ、戦略と報告を連動させることが必要です。

2. **ESGのKPIと役員および経営者の報酬を連動させる**

企業は社員に対してESG行動への動機付けを行うことで、さらなる変革を取り込むことができます。PwCの「グローバル投資家意識調査2021」によると、68%の投資家がESGパフォーマンスの測定に賛同しており、ESGパフォーマンスに関する目標を役員報酬体系に含めるべきだと考えています。

取締役会がESGに関する事項を企業戦略の議論に含めるよう尽力する中、多くはまた、ESGに関する目標の実現に向けてどのように適切な動機付けを行えばよいか考えています。一部の企業は、給与制度の中で10種類以上のESG指標を使用しています。各企業の役員に最適な指標は、ESG目標と企業戦略の連動、社内の指標に関する責任範囲など、多くの要素で決まります。ESGのKPIと役員・経営者の報酬との連動について、取締役会が知っておくべき内容の詳細は、PwCの2022年3月のレポート「パーパスドリブン・リーダーシップ：役員報酬体系におけるESG指標の進化する役割」（原題：Purpose driven leadership: the evolving role of ESG metrics in executive compensation plans）をご覧ください。

3. **スキルアップと自律性を養うための研修カリキュラムを企画・実施する**

サステナビリティに関する状況が急速に変化する中で、企業はその変化に対応するために社内のアジリティを高める必要があります。ESGは組織内のほとんどの業務に関連するため、ESGに関する知識を組織全体に浸透させる必要があります。まずは取締役会で、どうすれば投資家レベルのESG情報開示を実現できるか理解することから始めましょう。

リーダーの見解：オープンで定期的なステークホルダーエンゲージメントを維持しながら、サステナビリティ報告戦略と事業戦略を連動させることが不可欠

企業は主要なステークホルダーの期待を理解し、彼らのニーズや関心事へ適時に対応するアクションを取ることが重要です。当社では、サステナビリティ課題を事業戦略に組み込み、事業・環境・社会への影響のバランスを取ることも含まれます。これにより、当社のサステナビリティストーリーを明確に伝える上で、より整合性が取れた説得力のあるものとなります。

TCFDに基づいたより包括的な開示に対する当社の投資家の関心が高まる中で、ステークホルダーの要求に対応するため、当社はTCFDの提言をサステナビリティ報告に統合しました。TCFDのような、当社にとって新しいサステナビリティフレームワークを導入する際の大きな課題の1つは、短期間でさまざまな開示要求事項を理解し、ギャップ分析を行い、新しい分析を実施し、要求事項を満たすための必要なデータを収集することです。適切な専門知識と経験を持つ人材を巻き込むことが不可欠であり、当社におけるTCFDの迅速な導入にも役立ちました。

サステナビリティ報告書は、単なる報告書ではありません。企業が自社の戦略とその進捗を伝えるための手段です。ステークホルダーの見解に注意を払い、オープンで定期的なコミュニケーションを行い、彼らの期待と関心事へ迅速に対応するための現実的なアクションを取ることが重要です。透明性があり包括的なサステナビリティ報告書は、ステークホルダーと経営者の双方にとって情報に基づいた意思決定を行うのに役立ちます。その他にも、新たな資金調達源を確保し、そのコストを低減するなど多くのメリットをもたらします。

サステナビリティ報告を迅速に進めるため、グローバル企業や同業他社とのベンチマーキングを実施し、より先進的な国や企業から学びましょう。ゼロから始める必要はありません。常に変化しているサステナビリティ報告の状況を把握することも、効果的なアプローチの1つです。

難易度の高い報告分野に挑戦する際に、プロセスを加速させ、サステナビリティ基準・フレームワークを効果的かつ適時に適用するため、その分野の専門家の適切な支援を求めることもできます。市販のデジタルツールを活用することも有用です。

さまざまな規制当局や組織によってサステナビリティ報告に多くの変化が生じている中で、報告基準の整合性や相互運用性を高めることが重要です。報告書の作成者を助けるためには、共通の基準があるとよいでしょう。

Antonius Ardian Bermana
セメン・インドネシア（ペルセロ）
リスク・戦略・サステナビリティ責任者

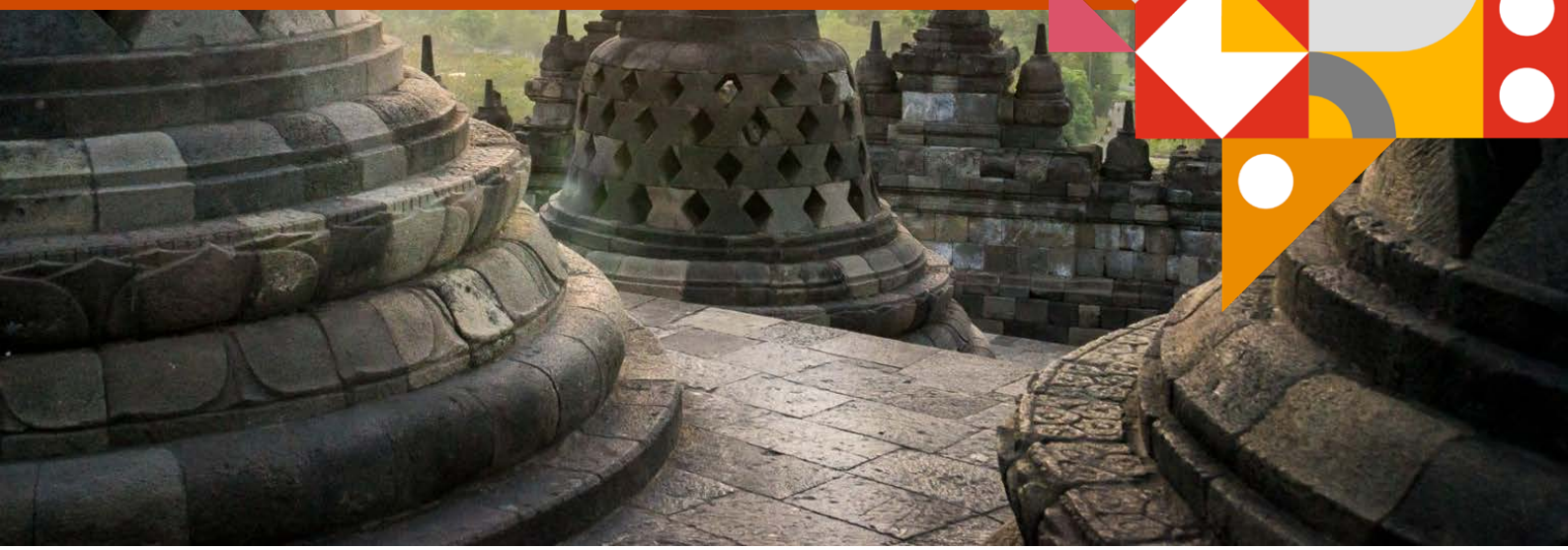

06

付属資料

- アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告に係る要求事項
- 英文略称・略語一覧
- PwCのサステナビリティ関連のレポート

現在および今後のアジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告に係る要求事項

現在、アジア太平洋地域の多くの法域では、サステナビリティ報告のための基準は定まっていませんが、多くの企業がサステナビリティ報告にGRIを利用しています。また、気候および社会の問題に目を向ける法域も増えており、気候関連報告のためのTCFDフレームワークの利用も増加が見られます。

法域	現在	今後
オーストラリア	● 現時点において、サステナビリティ報告は義務化されていません。 ● ただし、コーポレートガバナンス・コードは、上場企業に対して環境リスクおよび社会リスクの開示を推奨しています。コーポレートガバナンスの原則と提言は、「該当しない場合は理由を示す（if not, why not）」のアプローチに従っています。 ● オーストラリアでは、一部の企業は、現代奴隷法 、職場男女共同参画法 、温室効果エネルギー報告法などの特定の連邦法に関連して非財務情報の開示が法的に要求されます。 ● オーストラリアサステナブル金融イニシアティブ（オーストラリアの健全性規制庁（APRA）およびオーストラリア証券投資委員会（ASIC）により支援されている）は2020年に、オーストラリアのサステナブル金融ロードマップを公表し、さまざまな期間にわたる37の推奨事項をリストアップしました。 ● APRAは、気候変動に関連する金融リスクの管理について、銀行、保険会社、退職年金基金の受託機関を対象に、プルデンシャル実務指針 CPG 229（気候変動金融リスク）の最終版を公表しました。	● 2022年12月には、連邦環境保護庁（EPA）を設立し、全ての環境に関する決定に法的拘束力のある基準を課すとの改革が公表されました。法案は2023年半ばまでに作成完了し、年内に議会提出の準備が整う予定とされています。 ● 2022年12月には気候関連財務開示に関する協議文書が公表されました。これは、大規模な金融機関に加え、規模の閾値（値は協議の対象）を満たす一定の上場企業に対して、早ければ2024-2025年度に開示を義務付ける可能性があります。気候関連の報告は、TCFDフレームワークに沿ったものとなります。 ● APRAは、年金基金向けの投資ガバナンスに関するプルデンシャル指針を、ESGへの配慮を盛り込んだ形で更新中です。 ● 2023年6月には協議文書が公表され、気候関連財務リスクおよび機会の開示に関する要求事項について、その対象範囲、内容、枠組み、強制力の案について意見募集がされています。

法域	現在	今後
中国	● 中国証券監督管理委員会（CSRC）は、2021年6月、上場企業の半期および年次報告書に「環境および社会的責任」の項目を追加する新しいガイドラインを発表しました。 ● CSRCは、企業が炭素排出量、炭素削減対策、生物多様性への影響、社会問題がもたらすリスク、貧困削減、地方活性化について任意に報告することを奨励しています。 ● 2021年12月、中国生態環境部は、「企業の環境情報開示の管理に関する措置」規則を公表し、2022年2月8日に施行しました。この措置は、主要な汚染物質の排出源 ・排出企業 、クリーン生産監査が要求される企業に適用されます。 ● 上海や深圳などの一部の地方自治体も、企業の持続可能な開発と社会的責任に関する指針を公表しています。 ● 2022 年1月に発表されたとおり 、上海証券取引所（SSE）は、Kechuang50インデックス企業を対象とした新たなガイダンスを公表し 、構成企業50社に対して社会的責任報告書の発行を要求しています。 ● 2022年5月、国有資産監督管理委員会（SASAC）は、「中央企業が支配する上場会社の質の向上のための作業計画」を公表し、上場会社に対し、質の高い開発の促進、包括的なESG管理システムの探求と確立を求めることとしました。	● 中国財務省は、米国SEC、欧州委員会、EFRAG、日本の金融庁、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）、英国金融行為規制機構（FCA）、英国財務報告評議会（FRC）とともに、ISSBの法域ワーキンググループの構成員であり、ISSBの基準設定プロセスに多くのインプットを提供してきました。中国財務省は、他の法域の基準設定主体とともにサステナビリティ基準アドバイザリーグループの構成員でもあります。

法域	現在	今後
香港特別行政区	● 香港証券取引所（HKEX）の上場規則にはESG報告ガイドが含まれます。開示義務には、（a）義務としての開示要件と、（b）「遵守せよ、さもなくば説明せよ（comply or explain）」の2つのレベルがあります。 ● 2020年7月1日以後に開始する事業年度に発効となる最大の更新は、企業にESG情報の追加開示を要求するというものです。 ● HKEXは、上場企業に対し、2022年1月1日から企業リスク管理評価にESG関連リスクを含めることを要求しています。 ● 2018年に、香港特別行政区におけるグリーンファイナンス開発のための戦略的枠組みが初めて発表されました。2019年に証券先物委員会（SFC）は、「資産運用におけるESG要因と気候リスクの統合に関する調査」を完了し、その結果を公表しました。 ● 2021年8月、SFCは、ファンドマネジャーによる気候関連リスクの管理と開示に関する協議の結果を公表しました。合同投資型ファンドのファンドマネージャーは、SFCが発行したガイドライン「ファンドマネジャーによる気候関連リスクの管理と開示」（最も早い発効日は2022年8月）に定められた要件を遵守することが求められています。条件が満たされた場合には気候関連リスクに関する開示が必要です。 ● 銀行は、2022年12月31日発効の香港特別行政区通貨庁公表の監督政策マニュアルGS-1「気候リスク管理」に定められた要求事項に従い、気候リスクの考慮事項を企業リスク管理フレームワークに統合することが求められています。銀行は、2023年半ばまでに最初のTCFD報告書を公表し、2025年までに完全にTCFDと整合させることが義務付けられています。	● HKEXは2023年4月に、ESGの枠組みの下での気候関連開示の強化に関する協議を開始しました。HKEXは、全ての発行体に対し、ESG報告書の中で気候関連開示を行うよう義務付けることを提案し、ISSBの気候基準に沿った新しい気候関連開示を導入しています。協議期間は2023年7月14日までに終了する予定です。

法域	現在	今後
インド	● 2023年3月31日終了年度から、時価総額上位1,000社の上場企業についてはESGに関して企業責任サステナビリティ報告書（BRSR）を作成することが要求されています。 ● BRSRの作成が義務付けられている上位500社は任意で統合報告を採用可能です。	● 2023年3月に開催されたインド証券取引委員会（SEBI）で挙げられた主な規制の動きは以下のとおりです。 - 上場企業上位150社（時価総額ベース）にはBRSRコアと呼ばれる限定的なKPIについて、2023-24年度から合理的保証を求める。その後、2025-26年度までに上場企業上位1,000社まで段階的に拡大。 - 上場企業のバリューチェーンについては、一定の閾値の下で、BRSRコアに関するESGの開示と保証が導入される。 - 上場企業上位250社（時価総額ベース）を対象に、バリューチェーンの開示および保証をそれぞれ2024-25年度および2025-26年度から「遵守せよ、さもなくば説明せよ（comply or explain）」方式で求める。 - ESG格付の提供者が考慮すべきパラメータ（インドの状況に応じたもの）を特定し、格付提供者が包括的かつ脈絡のあるアプローチを取れるようにする。 - ESG格付の提供者は、BRSRコアにおける保証のパラメータに基づき、ESG格付の別カテゴリー（コアESG格付）を提供する。 - ESGスキーム（ESG特化のミューチュアルファンド）に対して一定の措置を義務付け。ESGスキームの目的の遵守に関する第三者保証および資産運用会社の理事会による認証、ESGに関する投票決定の開示の強化、ファンドマネジメントによる説明やケーススタディなど。 ● インド準備銀行（RBI）は、（TCFDと整合的な）フレームワークに向けたディスカッションペーパーを作成しました。規制対象の企業に対し、気候リスクをガバナンス体制、戦略、リスク管理、指標および目標にどのように組み込んでいるか開示することを求めるものです。 ● RBIは「グリーン預金受入れのフレームワーク」を公表しました。

法域	現在	今後
インドネシア	● Otoritas Jasa Keuangan（OJK）は、金融機関と上場企業に対してPOJK51／POJK.03／2017を通じてサステナビリティ報告の公表を求めており、2019年から順次始められていきます。 ● サステナビリティ報告は以下のとおり段階的に義務化されます。 - 金融サービス機関（大銀行および外国銀行）（2019年以後） - 金融サービス機関（中小銀行、その他ノンバンク、上場会社）（2020年以後） - 大規模な信用組合および証券会社、資産が中規模な上場企業（2022年以後） - 小規模な信用組合、質屋、保証機関、イスラム保証機関、顧客の証券口座を管理しない証券会社、資産が小規模な上場企業（2024年以後） - 年金基金（2025年以後） ● インドネシアには、責任投資、環境・社会リスクの管理、情報伝達的コミュニケーション、優先分野の開発、持続可能な事業戦略と実務、ガバナンス、包括性、協調と協働という、OJKが規定する8つの持続可能な金融原則があります。 ● SEOJK 16／SEOJK.04／2021においてサステナビリティ報告書のためのガイダンスが規定され、企業がESGパフォーマンスを報告する際の指針とされています。 ● サステナビリティ報告に加えて、銀行は、短期計画（1年）と長期計画（5年）を含むサステナブル・ファイナンス・アクションプランを毎年公表することが義務付けられています。	● インドネシア証券取引所（IDX）は、インドネシアの資本市場におけるサステナビリティを支援するという目標の一環として、2021年6月にTCFDの支援者となりました。

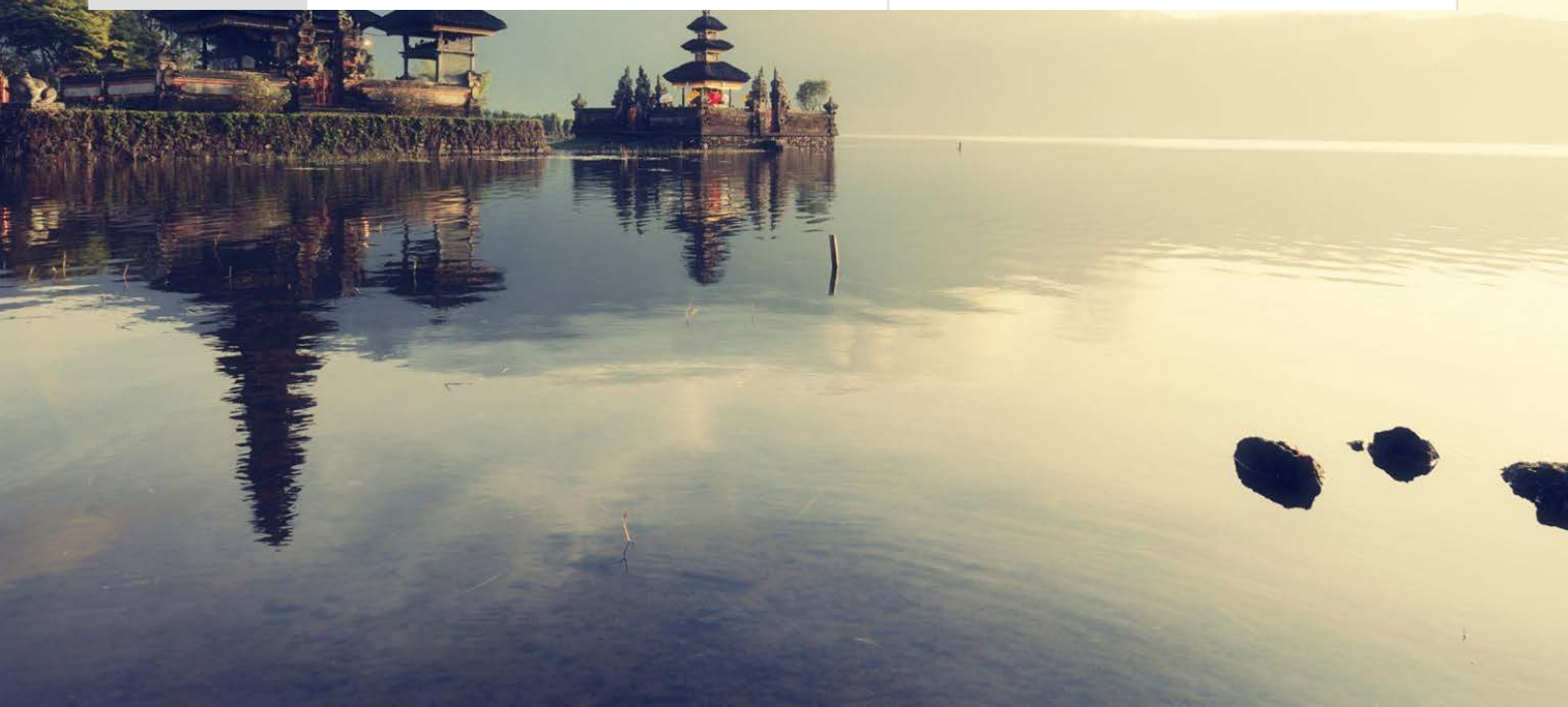

法域	現在	今後
日本	● 改訂コーポレートガバナンス・コードは2022年4月4日以後に以下を要求しています。 - 一般的な要件は東京証券取引所に上場している全企業が対象。 - プライム市場およびスタンダード市場に上場している企業には、「遵守せよ、さもなくば説明せよ（comply or explain）」アプローチの下で要求事項を追加。 - さらに日本の改訂コーポレートガバナンス・コードは、2022年4月4日以後、プライム市場に上場している企業に対し、TCFDの要件を満たすよう追加で要求。 - プライム市場に上場している企業は、TCFD提言または同等の枠組みに基づき開示の質と量を高めること。 ● 日本の金融庁は、意見募集を経て2023年1月31日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」および関連する他の内閣府令の改正を公表しました。この改正により、2023年3月31日以後の決算期を有する日本の上場会社を中心に、サステナビリティに関する企業の取り組みについて、有価証券報告書で追加的に開示することが義務付けられました。	● 国際的なサステナビリティ開示基準の開発に寄与し、国内のサステナビリティ開示基準を開発するため、財務会計基準機構（FASF）の下にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が設立されました。SSBJはISSBが発行するIFRSサステナビリティ開示基準の公開草案に対するコメントを提出しています。 ● 金融庁のディスクロージャーワーキング・グループ（DWG）は、2022年12月27日にディスクロージャーワーキング・グループ報告書を将来のロードマップとともに公表し、ロードマップに基づき、ディスクロージャーの向上を加速させることを計画しています。

法域	現在	今後
マレーシア	● ESG報告は、上場規則として要求されています。すなわち、重要な経済、環境、社会（EES）的なリスクと機会の管理について、年次報告書における説明の開示が求められています。 ● マレーシア証券取引所（BM）は「サステナビリティ報告ガイド」の初版を2015年に、第2版を2018年に、第3版を2022年に発行しました。 ● マレーシアのコーポレートガバナンス・コードは2021年に改訂されました。主なアップデートの1つに、取締役会の監督を強化し、企業の戦略と業務におけるサステナビリティへの配慮を統合するためのガイダンスが含まれます。 ● 2021年に、マレーシア中央銀行（BNM）は、金融機関におけるESG原則の適用を促すため、気候変動と原則に基づくタクソノミ（CCPT）を公表しました。 ● 2022年6月、気候変動に関する合同委員会（JC3）は、金融機関向けのTCFD適用指針を公表しました。 ● 2022年9月、BMはサステナビリティ報告書の枠組みを強化し、主要市場およびACE市場の企業を対象に気候変動に関する報告書を義務付けました。2023年12月31日以後に終了する会計年度から段階的に実施されます。 ● マレーシア証券委員会（SC）は、2022年12月に、「マレーシア資本市場のための責任投資タクソノミ」（SRI タクソノミ）を公表しました。これは、2021年11月に公表されたASEAN サステナブルファイナンス・タクソノミ第1版（ASEANタクソノミ）に沿った内容となっています。	● SCの資本市場5カ年マスタープラン3（2021年）は、気候変動対策へのコミットメントを強化しています。 ● SCとBNMは、2023年3月に公表されたASEAN サステナブルファイナンス・タクソノミ第2版（2024年初めに発効予定）の下で、技術的スクリーニング基準を満たす企業の準備状況を評価中です。 ● BMは、ロンドン証券取引所グループと協力して、2023年の「サステナビリティ報告集中プラットフォーム」の開発に向けて取り組んでいます。これにより、企業は、確立されたグローバル基準に準拠した方法で、標準化された共通のESGデータを開示することができるようになります。 ● JC3は、2023年も引き続き以下の優先事項に取り組む予定です。 - 「気候変動と原則主義のタクソノミ」適用のユースケースの拡大。 - 最終化したISSB開示基準と金融機関向けTCFD適用指針の整合。 - 金融機関向けの気候変動研修カリキュラムの開発。 ● 気候リスク管理とシナリオ分析（CRMSA）に関するBNMの政策文書は、2024年1月1日に開始する事業年度から、金融機関に対して、財務報告書とともにTCFDに沿った気候関連の開示を行うことを要求しています。

法域	現在	今後
ニュージーランド	● ニュージーランド証券取引所のコーポレートガバナンス・コードとESGガイダンス・ノートの提言により、上場企業は、環境、経済、社会のサステナビリティ要素と実務に関する非財務情報開示を提供しています。 ● 2023報告年度からは、大規模な上場企業および金融機関のTCFD開示が義務付けられています。これには、2024年10月27日以後、GHG排出の要素について外部保証が要求されることも含まれます。 ● 上場大企業、大規模な登録銀行、認可保険会社、信用組合、住宅金融組合、投資スキームの運用会社、いくつかの政府系金融機関は、外部報告委員会（XRB）の気候関連開示の枠組みに基づいて報告することが義務付けられています。報告制度は、2023年1月1日以後に開始する会計期間について強制適用されます。	● 温室効果ガスの排出（スコープ1、2、3の排出を含む）に関する開示には、2024年10月27日以後に終了する会計期間から第三者保証が要求されます。
フィリピン	● 上場企業は、国際的に認知されたサステナビリティ報告のフレームワークと基準に準拠したサステナビリティ報告書、または証券取引委員会（SEC）フィリピンの報告書テンプレートによって、サステナビリティ課題に対する寄与について報告することが要求されています。これらの報告書は、企業の年次報告書とともに提出されるものとなっています。 ● SECフィリピンが定めるサステナビリティ報告フレームワークは、グローバルに認められた基準やフレームワーク、特にGRIのサステナビリティ報告基準、IIRCの統合報告フレームワーク、SASBのサステナビリティ会計基準、TCFD提言に基づいて構築されています。 ● SECフィリピンは、2019年度の報告期間から「遵守せよ、さもなくば説明せよ（comply or explain）」アプローチを採用しました。しかし、2023年（2022年度の報告期間）からは、規制当局が設定したサステナビリティ報告のガイドラインに準拠することが全ての上場企業に義務付けられています。	● SECフィリピンはまた、非上場会社についても、任意の、そして最終的には強制的な報告を導入しようとしています。 ● フィリピン中央銀行（BSP）は、以下の分野を対象とした規制を準備中です。 - 銀行による気候リスク・ストレステストの実施 - 通報第1085号に基づく開示要求事項の修正 - データ収集と監視分析のための健全性報告の強化 - グリーンプロジェクトまたは持続可能な活動に対するインセンティブ付きの融資や出資 - サステナブルファイナンス・タクソノミの開発 ● また、SECフィリピンは、ISSBが策定中のIFRSサステナビリティ開示基準の採用に向けて準備を進めていますが、スケジュールとガイドラインは審査中であり、まだ最終化されていません。

法域	現在	今後
シンガポール	● シンガポール取引所（SGX）に上場している全ての企業は、「遵守せよ、さもなくば説明せよ（comply or explain）」ベースでサステナビリティ報告を行うことが義務付けられています（2017年から適用）。 ● シンガポール上場企業には気候および多様性についての報告が要求されます（2022年から適用）。気候変動に関する報告はTCFDフレームワークに沿っています。SGXは発行体に対し、サステナビリティ報告の出発点として27のコアESG指標のリストを利用するよう推奨しています。発行体は、サステナビリティ報告プロセスに対して内部レビューを受けることが義務付けられています。発行体は、取締役会の多様性に関する方針や、多様性の目標、計画、スケジュール、進捗などの詳細を開示しなければなりません。全取締役が、所定のサステナビリティ研修を受講しなければなりません。 ● 2022年9月、シンガポール金融管理局（MAS）とSGXは、サステナビリティ報告を簡便化し、ESGデータへの投資家のアクセスを向上させるため、ESG開示プラットフォーム「ESGenome」を立ち上げました。 ● MASは、シンガポールの全ての金融機関に対し、環境リスク管理に関する情報開示を義務付けています（2022年6月から適用）。 ● 金融における人工知能に関する国のプログラムに「NovA!」があり、金融機関が金融リスクに関する知見の獲得にAIを活用できるよう支援しています。第一段階では、金融機関が企業の環境への影響を評価し、新たな環境リスクを識別する能力を高めることに重点が置かれます。	● MASが招集したグリーンファイナンス産業タスクフォース（GFIT）は、グリーンとみなされるか、グリーンへの移行中とみなされる活動を特定したタクソノミを開発することにより、シンガポールの金融機関を支援しています。2023年2月15日、GFITは、シンガポールを拠点とする金融機関を対象としたグリーンタクソノミおよび移行タクソノミに関する最終版の市中協議を開始しました。市中協議は3回目となるもので、2021年1月と2022年5月に行われたGFITの2回にわたる協議を踏まえたものです。GFITは2023年上半期までに、全3回の市中協議からのフィードバックを考慮した最終的なタクソノミを公表する予定です。 ● 2023年7月6日、会計企業規制庁（ACRA）とシンガポール取引所規制機関（SGX RegCo）は、シンガポールにおける気候関連報告を前進させるため、サステナビリティ報告諮問委員会（SRAC）による勧告に関する市中協議を開始しました。主な提言は以下のとおりです。 1. 気候関連開示を上場発行体には2025年度から、年間売上高が10億シンガポールドル以上の非上場企業には2027年度から義務化。 2. 2030年度以後をめどに、年間売上高が1億シンガポールドル以上の大規模な非上場企業に対して気候関連開示の義務化を目的として査閲を実施。 3. 非上場子会社は、親会社（シンガポールまたは外国本社）の報告書に気候関連開示（または同等の開示）が子会社の事業を含めて記載されている場合、報告を免除。 4. 上場発行体と非上場大企業はともに、ISSB基準における要求事項を反映したシンガポールの所定の基準を使用して気候関連開示を行う。 5. 同じ報告書内で他の基準やフレームワーク（GRIなど）を同時に使用することを許容。 6. スコープ3の排出に関する移行措置を、措置の対象にある非上場企業に対して2年間に延長。 7. 気候関連報告の義務化対象となる企業のうち、全上場発行体には2027年度から、非上場大企業には2029年度から、GHGのスコープ1およびスコープ2排出について外部からの限定的保証を要求。 8. 気候関連開示の報告と提出の時期は財務諸表と同じとし、株主およびその他のステークホルダーへのタイムリーなコミュニケーションを促す。

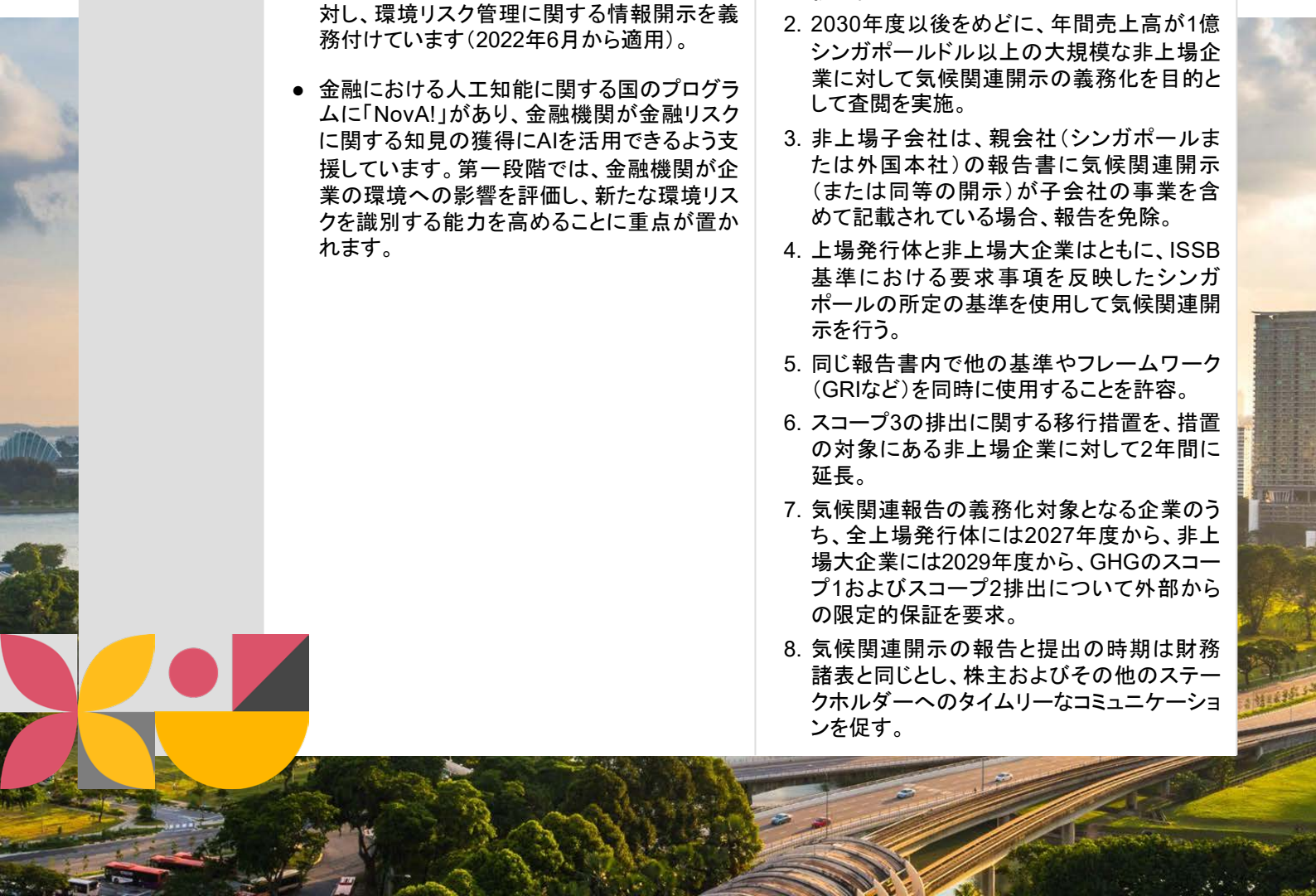

法域	現在	今後
韓国	● ESG関連事項の開示は以下を通じて実施されます。 - 韓国取引所ガバナンス報告書（上場大企業には必須） - 環境情報報告書（上場大企業には必須） - サステナビリティ報告書（任意） ● 国の温室効果ガス目標管理制度の対象となる企業は、グリーン成長フレームワーク法に基づき、GHG排出およびエネルギー量の開示を含む報告書を定期的に発行することが義務付けられています。 ● 2019年から、証券市場に上場している企業には、ガバナンス報告書の開示が義務付けられています。 ● 2021年12月、環境省は韓国グリーン分類システム（Kタクソノミ）ガイドラインを公表しました。	● 2021年1月14日、金融委員会は、サステナビリティ報告書開示の第3フェーズの実施計画を発表しました。 ● 2025年以後、総資産が2兆ウォン以上の企業については、ESG開示が義務化されます。2030年以後、全ての韓国総合株価指数（KOSPI）上場企業にESG開示の義務化が拡大されます。 ● 2022年に韓国サステナビリティ基準審議会が設立されました。その役割は国内のサステナビリティ開示基準の確立を準備することと、国際的なサステナビリティ開示基準の設定プロセスに貢献することです。

法域	現在	今後
台湾	● 台湾証券取引所規則は、上場企業および店頭登録企業に、GRIが発行する最新のGRIスタンダードを参照したサステナビリティ報告書（ESG報告書）の作成を義務付けています。 ● 食品、化学、金融業界の上場企業のESG報告書には、業界固有のESG開示と外部保証が記載されます。 ● 年次報告書におけるESG関連開示に関する規制が更新され、より具体的で定量的なデータが要求されています。 ● 台湾証券取引所は、上場企業がその情報を公開し、投資家やその他のステークホルダーが企業や業界レベルでESG情報にアクセスできるよう、新しいESG開示プラットフォームを立ち上げました。	● コーポレートガバナンス3.0－持続可能な開発ロードマップ。2022年の結果を踏まえて2023年に発行される報告書の場合、ESG報告の閾値が、資本金額50億台湾ドル以上から20億台湾ドルに引き下げられます。一部の業種では、第三者による保証も必須となっています。 ● 2023年から、既存のESG報告要求事項に加えて、TCFDおよびSASBに関連するESG開示も追加されています。 ● 2023年以後、銀行・保険業界は気候関連の財務情報を開示することが義務付けられています。 ● 金融監督管理委員会は、2027年までに温室効果ガス（GHG）インベントリを完成させ、2029年までに検証を受けることを上場企業および店頭登録企業とその子会社に義務付ける段階的計画を開始しました。 ● 2023年3月、金融監督管理委員会は「持続可能な開発行動計画（2023-2025年）」を発表しました。
タイ	● タイの証券取引委員会（SEC）のコーポレートガバナンス・コードでは、選択したフレームワークに基づくサステナビリティ報告が要求されます。フレームワークは、タイ証券取引所（SET）のガイダンスに従いGRIが一般的です。 ● 2022年に、全ての上場企業が、フォーム56-1 One ReportによりESGパフォーマンスを報告することが義務付けられています（2021年12月31日終了事業年度から適用）。報告の提出は、財務報告の期末日から3カ月以内でなければなりません。	● 2021年11月17日、SETはTCFDの支持を発表しました。 ● SETは、気候変動に起因する経済的リスクと機会に対処する方法の理解を深め、気候開示の国際的なベストプラクティスであるTCFDに沿った水準に引き上げることを目的とした一連のTCFDとSDGsのワークショップを実施し、気候変動がビジネスに与える影響についての知識を提供しました。
ベトナム	● ベトナム財務省（MOF）は、公開企業に対し、年次報告書または単独のサステナビリティ報告書で社会および環境へのインパクトを開示することを義務付けています（金融機関では、一部の情報は義務付けられていません）。 ● 公開会社は、サステナビリティ報告書を作成する際に、世界的に認められた報告および開示基準を適用することが奨励されます。	● 政令06/2022/ND-CPにおいて、政府は、国の炭素市場を構築するためのロードマップを作成し、GHGインベントリのデータベースを構築するためのGHG排出の報告の枠組みを提供しました。

英文略称•略語一覧

略語	定義
ACRA	Accounting and Corporate Regulatory Authority
AI	Artificial intelligence
APRA	Australian Prudential Regulation Authority
ASIC	Australian Securities & Investments Commission
ASX	Australian Securities Exchange
BM	Bursa Malaysia
BNM	Bank Negara Malaysia
BOD	Board of Directors
BRSR	Business Responsibility and Sustainability Report
BSE	Bombay Stock Exchange
BSP	Bangko Sentra ng Pilipinas
CCPT	Climate Change and Principle based Taxonomy
CDL	City Developments Limited
CDSB	Climate Disclosure Standards Board
CGS	Centre for Governance and Sustainability
COP	Conference of the Parties
COP15	United Nations Biodiversity Conference, the 15th meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity
COP26	The 26th meeting of the Conference of the Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change, held in Glasgow
COP27	The 27th meeting of the Conference of the Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change, held in Egypt
CRMSA	Climate Risk Management and Scenario Analysis
CSRC	China Securities Regulatory Commission
CSRD	Corporate Sustainability Reporting Directive
DWG	Disclosure Working Group
EC	European Commission
ED	Exposure draft
EFRAG	European Financial Reporting Advisory Group
EPA	Environmental Protection Agency
ESG	Environmental, social and governance
ESRS	European Sustainability Reporting Standards
EU	European Union
FASF	Financial Accounting Standards Foundation
FCA	Financial Conduct Authority
FI	Financial Institution
FRC	Financial Reporting Council
FSA	Financial Services Agency
FY	Fiscal year
GFIT	Green Finance Industry Taskforce
GHG	Greenhouse Gas
GRI	Global Reporting Initiative
HKEX	Hong Kong Stock Exchange
HOSE	Ho Chi Minh Stock Exchange

英文略称・略語一覧（続き）

略語	定義
IDX	Indonesia Stock Exchange
IFAC	International Federation of Accountants
IFRS	International Financial Reporting Standards
IFRS S1	IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information
IFRS S2	IFRS S2 Climate-related Disclosures
IR	Integrated Reporting
ISO	International Organization for Standardization
ISSB	International Sustainability Standards Board
JC3	Joint Committee on Climate Change
KOSPI	Korea Composite Stock Price Index
KPI	Key performance indicator
KRX	Korea Stock Exchange
MAS	Monetary Authority of Singapore
MOF	Ministry of Finance
NFRD	Non-Financial Reporting Directive
NUS	National University of Singapore
NZSX	New Zealand Stock Exchange
OJK	Otoritas Jasa Keuangan
OTC	Over the counter
PIE	Public Interest Entities
PLC	Publicly listed company
PSE	The Philippine Stock Exchange
RBI	The Reserve Bank of India
SASAC	State-Owned Assets Supervision and Administration Commission
SASB	Sustainability Accounting Standards Board
SBTi	Science Based Targets initiative
SC	Securities Commission Malaysia
SDG	Sustainable Development Goal
SEBI	Securities and Exchange Board of India
SEC	Securities and Exchange Commission
SET	Stock Exchange of Thailand
SFC	Securities and Futures Commission
SGX	Singapore Exchange
SME	Small and medium-sized enterprise
SSBJ	Sustainability Standards Board of Japan
SSE	Shanghai Stock Exchange
SZSE	Shenzhen Stock Exchange
TCFD	Task Force on Climate-related Financial Disclosures
TNFD	Task Force on Nature-related Financial Disclosures
TSE	Tokyo Stock Exchange
TWSE	Taiwan Stock Exchange
US SEC	United States Securities and Exchange Commission
VRF	Value Reporting Foundation
XRB	External Reporting Board

PwCのサステナビリティ関連のレポート

01 自然関連リスクの管理：正しく把握し、適切な行動につなげるために

04 グリーン税制とインセンティブは企業のESG 目標達成を支援する

02 気候変動への適応に対する企業の取り組みを加速する

05 厳しい状況下でもアジア太平洋地域のCEO はESGを推進できるか

03 PwCグローバル投資家意識調査2022 – ESGの実行ギャップ：投資家は企業のサステナビリティ活動をどう捉えているか

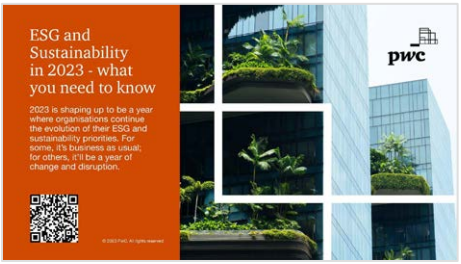

06 2023年のESGとサステナビリティ – 知っておくべきこと

PwCについて

PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。

PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。

ガバナンス・サステナビリティ・センターとNUSビジネススクールについて

ガバナンス・サステナビリティ・センター（CGS）は、2010年にシンガポール国立大学（NUS）のビジネススクールによって設立されました。これは、シンガポールとアジアにおける、機関、政府、企業に関係するコーポレートガバナンスと企業のサステナビリティの問題に関して、関連性や影響力の高い調査を主導することを目的としています。CGSは突出したソートリーダーとして、ガバナンスとサステナビリティに関連するトピックについて、公開講義、業界の円卓会議、学術会議などのイベントを開催しています。CGSは、シンガポールの上場企業のコーポレートサステナビリティとコーポレートガバナンスのパフォーマンスに関する国営の評価機関です。CGSは、環境や社会への配慮に裏打ちされた誠実な財務収益の実現が消費者や投資家からますます求められるようになってきていることと並行して、アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告、ASEANにおけるサステナブルな銀行業務、自然報告、気候報告に焦点を当てた一連の研究開発を行っています。CGSの詳細については、https://bschool.nus.edu.sg/cgs/をご覧ください。

NUSビジネススクールは、50年以上にわたり、世界中の優れた学生に対して、厳格で関連性とやりがいのあるビジネス教育を提供してきました。シンガポールの独立と同じ年に設立されたNUSビジネススクールは、今日世界有数のビジネススクールです。アジアの深い洞察を備えた、最高のグローバルなビジネス知識を提供し、アジアのビジネスを国際的な成功に導き、グローバルビジネスがアジアで成功するのを支援するために学生を教育する点で特色があります。当スクールは、カスタマイズされたオープン登録のエグゼクティブ教育コースに加えて、BBA、MBA、エグゼクティブMBA、MSc、PhDプログラムなど、幅広いアカデミックプログラムのポートフォリオを用意して、多様な才能のある学生を魅了しています。NUSビジネススクールへの入学は競争が激しく、学生の並外れた質を誇りに思っています。詳細については、https://bschool.nus.edu.sg/をご覧ください。

PwCグローバルネットワーク

Lead authors

Fang Eu-Lin
Partner, Sustainability and Climate Change Practice Leader
Asia Pacific Centre for Sustainability Excellence Lead
PwC Singapore
eu-lin.fang@pwc.com

Professor Lawrence Loh
Director, Centre for Governance and Sustainability (CGS)
NUS Business School
National University of Singapore
bizlohyk@nus.edu.sg

Authors and CGS Research Project Team

Lim Lay Hsiah
Senior Manager, Assurance
PwC Singapore
lay.hsiah.lim@pwc.com

Indrie Tjahjadi
Senior Manager, Sustainability and Climate Change
PwC Singapore
indrie.m.tjahjadi@pwc.com

Huang Minjun
Research Associate
CGS, NUS Business School
National University of Singapore
h.minjun@nus.edu.sg

Soon Wan Yi, Sabrina
Research Associate
CGS, NUS Business School
National University of Singapore
sabrina.soon@nus.edu.sg

Verity Thoi
Business Development Lead
CGS, NUS Business School
National University of Singapore
verity.thoi@nus.edu.sg

ESG leaders

Ivy Kuo
PwC Asia Pacific ESG Leader
ivy.ws.kuo@cn.pwc.com

Jon Chadwick
Partner, Sustainability Leader
PwC Australia
jon.d.chadwick@pwc.com

Amy Cai
Partner, ESG Managing Partner
PwC China
amy.cai@cn.pwc.com

Sambitosh Mohapatra
Partner, ESG Leader
PwC India
sambitosh.mohapatra@pwc.com

Yuliana Sudjonno
Partner, ESG Leader
PwC Indonesia
yuliana.sudjonno@pwc.com

Julian Smith
Partner, ESG Leader
PwC Indonesia
smith.julian@pwc.com

坂野 俊哉
Partner, Sustainability Centre of Excellence Executive Lead
PwC Japan
toshiya.banno@pwc.com

磯貝 友紀
Partner, Sustainability Centre of Excellence Lead
PwC Japan
yuki.isogai@pwc.com

Andrew Chan
Partner, Sustainability & Climate Change Leader
PwC Malaysia
andrew.wk.chan@pwc.com

Annabell Chartres
Partner, Sustainability & Climate Change Leader
PwC New Zealand
annabell.l.chartres@pwc.com

Alexander Cabrera
Partner, ESG Leader
PwC Philippines
alex.cabrera@pwc.com

Fang Eu-Lin
Partner, Sustainability & Climate Change Practice Leader
Asia Pacific Centre for Sustainability Excellence Lead
PwC Singapore
eu-lin.fang@pwc.com

Parul Munshi
Partner, Sustainability Leader, South East Asia Consulting
parul.v.munshi@pwc.com

Steven Kang
Partner, ESG Platform Leader
Samil PricewaterhouseCoopers, South Korea
steven.c.kang@pwc.com

Eliza Li
Leader of Sustainability and Climate Change Services
PwC Taiwan
eliza.li@pwc.com

Kulawal Supesuntorn
ESG Leader
PwC Thailand
kulawal.supesuntorn@pwc.com

Chris Suradejvibul
Partner, Sustainability and Climate Change
PwC Thailand
chris.suradejvibul@pwc.com

Dinh Thi Quynh Van
Partner, ESG Leader
PwC Vietnam
dinh.thi.quynh.van@pwc.com

Nguyen Hoang Nam
Partner, ESG Leader
PwC Vietnam
nguyen.hoang.nam@pwc.com

日本のお問い合わせ先

PwC Japanグループ
www.pwc.com/jp/ja/contact.html

磯貝 友紀
PwC Japanグループ
サステナビリティ・センター・オブ・エクセレンス
リード・パートナー

PwCサステナビリティ合同会社
パートナー

田原 英俊
PwC Japan有限責任監査法人
パートナー

鈴木 邦宜
PwC Japan有限責任監査法人
ディレクター

www.pwc.com/jp

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwC Japan有限責任監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。
複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約11,500人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。
PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本報告書は、PwCメンバーファームが2023年7月に発行した『Sustainability Counts II』を翻訳したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。
オリジナル（英語版）はこちらからダウンロードできます。www.pwc.co.uk/financefunction

日本語版発刊年月：2024年1月　　管理番号：I202309-08

©2024 PwC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.